参考資料集

一 目次 一

(課徴金の算定	基礎とする売上額の範囲)	
参考1-1	課徴金制度に関する過去の国会答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
参考1-2	課徴金制度の性格等に関する裁判例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
参考1-3	現行課徴金制度の算定方式(不当な取引制限) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	5
参考1-4	課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額の解釈 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
参考1-5	「当該商品又は役務」の認定に係る行政コスト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	ć
参考1-6	課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額が生じない事例 ・・・・・・・・・・・・・ 2	2 7
参考1-7	課徴金額が課徴金制度の目的に照らして必要な範囲を超え得る事例 ・・・・・・・・・・・・・・ 3	3 3
参考1-8	課徴金の算定基礎とし得る売上額のパターン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	3 7
参考1-9	諸外国における制裁金等の制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	8
参考1-10	EUにおける制裁金の算定基礎の特殊な計算事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	ļ 2
参考1-11	欧州委員会の制裁金算定ガイドライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	- 5
参考1-12	我が国の他の課徴金制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	5 1
(課徴金の算定	基礎とする売上額の算定期間)	
参考2-1	過去の事件における違反行為期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	; ;
参考2-2	企業グループ全体でみると算定期間が3年を超える例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	3 2
参考2-3	帳簿書類の保存期間に関する規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	3
(基本算定率)		
参考3-1	平成16~26年度における不当利得の推計データ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	, Z
参考3-2	繰り返し違反に対する割増算定率の適用事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	· (
参考3-3	金銭的不利益処分の国際水準比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	, 6

	他法令における金銭的不利益処分等の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
参考3-5	重加算税制度等の改正の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	7
(業種別算定率		
参考4-1	業種認定に関する審判決 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	0
	卸売・小売業算定率の適用事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	6
参考4-3	他法令における企業グループの範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	7
(中小企業算定	官率)	
参考5-1	大企業グループに属する事業者に中小企業算定率が適用された事例 ・・・・・・・・・・・・・・10	7
参考5-2	中小企業の取扱いに関する法令等の条項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	9
(課徴金の加減		
参考6-1	早期離脱に対する軽減算定率の適用事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	3
参考6-2	我が国における企業グループ単位での繰り返し違反事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	6
-	主導的役割に対する割増算定率の適用事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	
参考6-4	独禁法違反刑事事件において実際に考慮された量刑理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	0

(1) 昭和52年制度導入時

昭和50年6月3日(衆)商工委員会 植木総理府総務長官

課徴金の額の算定方法をこのような形式的基準により決めましたのは、<u>課徴金制度は先ほど申しましたように刑事罰と異なっておりまして、量刑原則のような広範な裁量が許されません。</u>また、行政実務に支障をなからしめなければならないという配慮をいたしたのでございます。…

…<u>課徴金の目的でございますけれども、禁止規定の実効性を確保することでありまして、その法律的な性格は行政上の措置でござい</u>ます。

<u>また、算定の基本的な考え方は、違法カルテルにより得られた経済上の利得を納付させようとするものであります。…制裁的な効果を持つことは否定できませんが、行政罰ではございません。このような課徴金は刑事罰と性格を異にしておりまして、</u>全く異なった観点から適用されるものでありますので、一つの事件に一方のみが適用されることもあれば、両方が併科される場合もあるということを御理解いただきたいと存じます。

昭和50年2月12日(衆)法務委員会 渡辺審護官

利得を徴収するということでございますから、相手方にとってみればこれは非常に制裁的なことになる。したがって、<u>制裁的効果が実際にあるということは否定できない</u>かもしれません。

(2) 平成3年改正時

平成3年3月13日(衆)商工委員会 梅澤公正取引委員会委員長

今回の課徴金の議論でもそこが非常に問題になりまして、<u>我が国では刑罰と行政措置の二本立てでございますから</u>、やはり二重処罰というものを回避しなければならない。同時に、そういうものとすれば、行政措置としての公正取引委員会の措置は非常に厳密な意味においてのカルテル利得を考え方として逸脱するものであってはいけないということでございます。したがって、課徴金を課す場合には、行政手続の透明性という観点からも、この一定率の議論が非常に国民にもわかりやすいし、それから行政手続の不透明性もそれによって解消することができるということでございますが、アメリカの刑罰にいたしましても、EC諸国の制裁金にいたしましても、そこに制裁的要素が入っておりますから、それを課す競争当局の裁量というのはかなり許されておるわけであります。

平成3年3月13日(衆)商工委員会 梅澤公正取引委員会委員長

カルテルに課されます<u>課徴金は、カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保するとともに、違反行為の抑止を目的とする行政措置</u>であります。すなわち、公正取引委員会が行政手続によって課すというものでございまして、その点で、制裁等を目的といたします刑事罰とは明らかに異なるものでございます。この点につきましては、今回の改正問題を検討していただきました懇談会の報告にも明確にその点は示されておりまして、<u>課徴金のこのような性格</u>、すなわち、カルテルによる利得を徴収するという。合理的な範囲内においてこの水準を設定するということにされておるわけであります。したがいまして、御指摘のように52年に創設されました現在の課徴金の法的性格は、今回の改正案においてもいささかも変わっていないということを申し上げたいと思います。

(3) 平成17年改正時

【平成16年11月4日(衆)本会議 細田内閣官房長官】

見直し後の課徴金制度は、不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとすることで行政上の制裁としての機能をより強めたものではありますが、これまでもその法的性格は、違反行為を防止するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すというものであり、この点は今回の見直し後も変わりはなく、課徴金という仕組みを残すことが適当であると考えます。…

本法案における課徴金と刑事罰の併科は、基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えますが、<u>両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるため、併科する場合には、この共通する部分に係る調整として、罰金相当額の二分の一を課徴金額から控除することが政策的に適当であると判断したものでございます。</u>

平成16年11月19(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

今回の改正で法理論的に一番問題になった点を御質問いただいたわけでございますけれども、<u>従来、課徴金につきましては、不当利得の剥奪であるという説明も申し上げてまいりましたし、それが世の中の認識になっているということは率直に認めますけれども、</u>これは、そのときそのときの議論がどういう問題意識で行われているかによって変わってくるわけでございます。<u>課徴金というのは刑事罰と同じなのかという問題意識で質問をされたり説明を申し上げているときには、それは違います、不当利得の剥奪といいますか、その分を国庫に納付していただくにとどまるものであってというような御説明をしてきたということは、事実でございます。</u>

今回,我々の整理は,不当利得相当額以上の金銭をいただくという仕組みを明らかにさせていただきたい,そうすると行政上の制裁という機能がより強まるということは間違いございませんし,私どもも,そういうふうに行政上の制裁であるという御説明をしてまいりました。

しかしながら、その法的性格は何かということについては、これは、不当利得の剥奪というのは法的性格ということではなくて、課徴金というものは、そもそも独占禁止法違反行為を防止するために行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対しまして金銭的不利益を課すというものである。要するに、行政目的のために金銭的不利益を課す、その手段として課徴金がある、これが法的性格であるという点では、今も後も変わらない、見直しによってもその点は何ら変わらない、こういうことでございます。

平成17年3月9日(衆)経済産業委員会 石木内閣法制局第四部長

今回,独禁法の改正案を提出しておりますけれども,その中で課徴金の算定率を引き上げる内容を盛り込んでおります。これまでカルテル,入札談合等の違反行為が後を絶たなかったということで課徴金の引き上げを検討しまして,過去の違反事例について,これは公正取引委員会の方で不当利得を,推計ではございますが実証的にやった,そうすると,ほとんどの事例で少なくとも8%程度はいわゆる不当な利得と考えられるものが存在するというふうなことが考えられたということであります。それで,違反行為防止のためには,この不当利得相当額を多少超えて金銭を徴収する必要があるのではないかという御提案でございました。

この点について、<u>不当な利得と計算されるものに上乗せする金額というものを考えますときに、他の法令の例などを勘案しますと、不正な利得の40%増し程度のものは例があるということでございまして、その範囲内のものならば許されるのではないか。許されるのではないかというのは、課徴金というのはいわば強制的に国民から金銭を取り上げるという趣旨のものでございますので、刑事手続以外の手続でやるものでございますので、おのずとしかるべき限度はあろうということからでございます。</u>

平成17年4月6日(衆)本会議 細田内閣官房長官

課徴金は、違反行為を防止するために違反事業者に対して金銭的不利益を課す行政上の措置であり、課徴金と刑事罰の併科は基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えておりますが、両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるため、併科する場合には、この共通する部分に係る調整として、罰金相当額の二分の一を課徴金額から控除することが政策的に適当であると判断したものであります。…

見直し後の課徴金制度は、行政上の制裁としての機能をより強めたものではありますが、違反行為を防止するための行政上の措置であるという点は変わりはなく、現行法と同様、売上額に一律に一定率を乗ずる方法で課徴金を算定することで行政上の迅速性、合理性を確保しようとしたものであります。

(4) 平成21年改正時

平成21年4月9日(衆)本会議 河村内閣官房長官

個別の事案ごとに不当利得相当額を算出することは実際上困難であり、また<u>課徴金は、違反行為を抑止するための金銭的不利益処</u>分であり、現実の不当利得そのものの剥奪を目的とするものではありません。

そのために、課徴金については、違反行為を抑止するとの観点から行為類型ごとに適切な算定率を定めているものであります。

…日本に拠点を有しない外国企業に対しても、課徴金納付命令を行うことが可能であると承知しております。

これに対し、日本の地において直接売り上げが立たない場合には、御指摘のように、基本的には課徴金納付命令を行うことができないと承知しております。この点については、制度の基本にかかわる問題であり、慎重に検討すべき課題であると考えております。

平成21年4月22日(衆)経済産業委員会 河村内閣官房長官

課徴金算定率の推移は、昭和52年に導入されて以来、平成3年、17年と引き上げがされておるところでございます。

今御指摘のような、<u>違反行為の効果的な抑止のために見直しが必要だ、こうなれば、これは柔軟に対応していく。したがって、所要の</u>見直しの検討というのは当然行われるべきだ、私も考え方は同じでございます。…

<u>課徴金が,行政庁が違反行為に対して金銭的不利益を課す,この行政上の措置としてあるわけでありまして,</u>今回,この改正によって,<u>主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増す規定を設けるということによって</u>,課徴金の性格は変わるとは私は思っておりません。

ただ、既にEU等、欧州、欧米等についてはそういう色合いが非常に強くなってきている、こういう面もありますが、今、日本における課徴金のあり方は、17年当時の性格をそのまま引き継いでおるわけでありまして、この方向でいくという形で、今後さらに<u>制裁的な意味合いを持たせなきゃいかぬという状況に</u>、委員御指摘のようなことに<u>さらに強めていくという方向であれば、これは課徴金制度そのものの考え方を広げていくといいますか、考え方を変えるということでありますから、その点についてはやはり検討をしなきゃいけない課題</u>ではないか、私はそのように理解しております。

平成21年4月22日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

<u>課徴金の対象範囲が拡大している,また,同じ違反行為に対して課徴金の算定率が上がる,またはその加算があるということは,御指摘のとおり,これは制裁性が強まっているということ</u>でございます。また,それを意図して改正をお願いしているというようなことでございます。…

私は、制裁金といっても非常に幅があると思って、EUのような制裁金というのは、まさにこれは裁量性を十分に持った制裁金でございまして、そういうものから、今の現行の日本の課徴金、これはもう言ってみると行政制裁金的だ。しかし、一律必ずかけるというような、そういう制約がありますので裁量性にも欠けていますけれども、ある場合には割り増しをする、ある場合には割引をするというようなことが入っていまして、覊束裁量まではいきませんけれども、まあそれなりの、行政制裁金と言われても、ぎりぎり一番弱いところの行政制裁金かなと私は思っております。

平成21年5月13日(衆)本会議 竹島公正取引委員会委員長

議員御指摘のように、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増すことによって課徴金の行政上の制裁としての機能は強まりますが、課徴金は、違反行為の抑止を図り独占禁止法の禁止規定の実効性を確保するために金銭的不利益を課す行政上の措置でございまして、今回の改正で行政上の制裁の機能が強まるとはいえ、なお道義的な非難を目的とする刑事罰とは趣旨、目的等を異にするものでありますことから、これらを併科することについて特段の問題はないと考えております。

平成21年5月26日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

なぜ五割にしたのかということでございますが、これは前回の法律改正のときに、繰り返し違反をした者については五割増しにすると。 そのときは、<u>やっぱり繰り返しやるというのはそうじゃない場合に比べると不当利得の程度が高いんだということを根拠に五割増しにさ</u>せていただきました。

今回, <u>主導的役割</u>, 具体的にはカルテルや談合をやるときに幹事社みたいなことで割り振りをしたり連絡の窓口になったりするような機能を果たす会社がいるわけでございますが, <u>こういった者がより重い課徴金を課せられるということになれば幹事社を引き受けるのを思いとどまるだろうと。そこがねらい目で, 加算した方がいいだろうというふうに考えまして, じゃ幾らにするのかと。繰り返しの場合の五割というものがやはり, これを横に引っ張って, 主導的な役割の場合も加算は五割がいいだろうと。それから, 加えまして, ヨーロッパにおきましても, ECは主導的なものについてはより厳しい制裁金を課すわけですが, 我々の得ている情報では, EUの場合は四割弱ぐらいが加算されていると, これは平均でございますけれども。</u>

そういったことも考えますと、五割が妥当ではないかと、こういうことで五割にさせていただいています。

平成21年6月2日(参)経済産業委員会 河村内閣官房長官

…外国では日本の場合と前提となる法制度等にも違いがございます。そんなことで、<u>EU等の制裁金と日本の課徴金だけを単純に比較することは果たして適当であるかどうか、むしろ適当ではないのではないかと考えております。</u>カルテル等に対する課徴金の算定率は、今回提案したものも含め、抑止のために適当な水準にあると考えておるわけでございます。

特に、<u>我が国の課徴金の中にはカルテル等には刑事罰がある、ヨーロッパの制裁金には刑事罰がない、裁量的な面がEU側にあって日本にはない、いわゆる定率でやっております。</u>このような違いもございますが、少なくとも今回の提示においてさせてもらっているもの、提案しているものは抑止のための適切な水準であると、このように考えておるところでございます。

平成21年6月2日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

課徴金が重ければ重いほど抑止力があるというのもおっしゃるとおりだと思うんですが、やはり我が国は我が国の中で、<u>どの程度の</u> <u>課徴金であれば事業者がそれを勘案して違反行為を思いとどまってもらえるかということが現実には問題になる</u>のかなと。<u>現行の課徴金の水準というのは、そういったところを考えて総合的な判断の下に設定されているわけですが、ただ、今までのいきさつがございまして、日本の場合は、課徴金というのは、やはり独禁法違反行為をすれば不当利得というものが発生するだろうと。典型的には談合とかカルテルでございます。したがって、その不当利得に着目して、だから課徴金を課しても相当であるという考え方が従来からございました。したがって、そういったものを統計的に取れるものは取って、このぐらい不当利得があるじゃないかということで、それも一つの根拠にして現実の10%とかいう課徴金の算定率が決まっているという経緯はあるわけでございます。</u>

ただ、それも、個別の事件について不当利得が幾らあったかということを証明することは、これは日本のみならずどの国でも認めておりますが、これは難しいと。個別の事件で、それぞれ幾ら不当利得、したがって幾ら払えということを個別に不当利得を計算するのは難しい。しかしながら、統計的にこのぐらいのものだろうということを一つの根拠にしているということは事実でございます。…

…今売上げがないのに日本の企業が、売上げがないというのは、ヨーロッパ市場において売上げがないのに大きな制裁金を課されているではないかと、こういうことがあって、日本はそういうことがないじゃないかと。これはまさに日本の課徴金とEUの制裁金の違いでございまして、向こうは文字どおり制裁金。ですから、法律違反に対してはしかるべき制裁金を賦課すると、こういう考え方でございます。売上げがなくてもEUの競争法に違反しているということが認定されて、それで制裁金を求められているということです。

これは具体的に何かというと、市場分割カルテルというものをやっておりまして、日本企業はEUの市場では売らない、その代わりEUの企業は日本の市場では売らないと、こういう市場分割カルテルをやっているわけです。そうすると、当然のことながら日本の企業の売上げはEUでは起きないわけでございます。しかしながら、そういう形でもって国際カルテルをやっていると、欧州の市場はそのために競争がゆがめられたと、日本の企業もその一員であると、こういう認定を受けているわけです。したがって、その日本の企業にもしかるべき制裁金を下さなきゃいけないと。そのことがいろいろ計算されまして、幾ら、百億円とか、かなり多額の金額が請求された、こういうことです。

日本の課徴金は、あくまでも日本国内において売上げがあればそれに対して10%とか何%掛けると、こういうスキームになっておりまして、純粋な制裁金ではないわけでございます。純粋という意味は、裁量性を持った、要するに刑罰のような、刑罰と同じような適用をするというものではない。したがって、日本でも同じようにそれは、EUの企業はそういう市場分割カルテルに入っていた場合には、日本は当然EUの企業に対して排除措置命令を出しますが課徴金を掛けられないと、こういうことになっているわけでございまして、その辺は課徴金なり制裁金制度のまさに基本的な違いであることはそのとおりでございます。

(5) 金融商品取引法の課徴金制度

平成16年5月27日(参)財政金融委員会 伊藤副大臣

証券市場への参加者のすそ野を広げて、だれもが安心して参加できるものとしていくためには、市場監視機能を強化することによって投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要でございます。このため、信頼を阻害する違法行為に対して行政として適切な対応を行う観点から、新たな手段として、現行の刑事罰に加えて、インサイダー取引等の証券取引法違反行為の抑止を図り、証券取引法規制の実効性を確保するという行政目的を達成するために、証券取引法の一定の規範の違反者に対して金銭的負担を課する行政上の措置としての課徴金制度を導入することとしたものでございます。…

…証券取引法では、不公正取引等に対して主として刑事罰によってその実効性の確保を図ってきたところでございますが、今回導入を図る課徴金制度は、<u>違法行為の抑止のため、違反者の金銭的負担を課す行政上の措置であり、規制の実効性を確保するための全く新しい制度でございます。このように全く新たな制度の導入であることから、その金額水準については、違反行為の抑止にとって必要最小限の水準として、経済的利益相当額を基準とするとしたところでございます。</u>

実効性のある市場監視に向け、まずは今回の制度の適切な運用に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますが、実績を積み重ねていく中で、<u>将来的には、金額水準について、違反行為の抑止という制度目的を達成するとの観点から、委員御指摘の点も踏まえて検証</u>していく必要があるというふうに考えているところでございます。

「平成17年2月28日(参)財政金融委員会 山本内閣法制局第三部長

<u>そもそも課徴金というのは</u>どういうことかということを、十分御存じと思いますけれども、ちょっと御説明させていただきたいと思うんですが、これはカルテルやインサイダー取引といった経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得になるということを防ぐということと、これを通じて違反行為の防止という行政目的を達成する、こういうものでございます。

このような課徴金制度でございますけれども、そういう意味からいきますと、目的のために必要かつ適切な手段だということで、憲法 三十一条が規定する適正手続にも合致しておりますし、他方、その趣旨、目的、手段などを考えますと、憲法三十九条後段が規定する 二重処罰の禁止との関係も問題にならないというふうに考えているわけでございます。

要約するとそういうのが課徴金でございますけれども、それでは、この継続開示書類の虚偽記載についてはどうかということでございます。これについては、発行開示の場合とやや事情が異なっておりまして、それにより得られる経済的利得があるのかどうかということ、あるとしてその内容は何か、そしていかにしてその数字を算出するかということが実は必ずしも明らかではございません。そういうことで、課徴金というのは他方で憲法三十一条、三十九条ということで将来問題にもなりかねないということもございまして、これについてはしばらく時間をかけて慎重に検討したいというふうに思っております。

【平成17年6月16日(衆)財政金融委員会 早川議員(自)

御承知のとおり、現行の証券取引法に規定しております<u>発行開示義務違反に対する課徴金の考え方につきましては、違反行為に伴う経済的利得相当額を徴収するというもの</u>であります。<u>これに対して、</u>本修正案において導入することとしております<u>継続開示義務違反に係る課徴金の考え方は、課徴金額の水準の設定に当たって経済的利得をその水準設定の際の考慮要素の一つとして勘案しながら、しかし基本的に違反行為の抑止のために必要かつ合理的と思われる額とする</u>ものであります。したがいまして、本修正案においては、経済的利得の額そのものを課徴金の額とするというような考え方は取っておりません。

平成17年6月16日(衆)財政金融委員会 吉野議員(自)

発行開示の場合は経済的利得相当額を徴収するという形でございまして、刑事罰との調整規定はございません。しかし、発行開示義務違反におきましては、考え方が違反行為の抑止を目的としたものでございまして、違反行為を抑止するという意味では刑事罰と同等の効果がございます。そういう意味で、継続開示義務違反に関しましては刑事罰との調整規定が必要であるというふうに政策的に考えた次第でございます。

平成18年2月28日(衆)予算委員会第一分科会 三國谷金融庁総務企画局長

次に課徴金の問題でございますけれども、現行証券取引法上の課徴金制度は、違反行為者に対しまして金銭的負担を課すことにより、違反行為の抑止を図る制度として導入されたものでございます。その際、<u>課徴金の額の水準といたしましては、一義的、機械的に算</u>出できる基準といたしまして、経済的利得相当額を用いることとしているところでございます。

平成20年6月5日(参)財務金融委員会 渡辺大臣(金融担当)

課徴金制度というのは、金融商品取引法、それから公認会計士法、独占禁止法で置かれている制度でございます。

今回の法案における<u>課徴金の見直しにおいては</u>,利得相当額の金額を基準といたしております。例えばインサイダー取引の場合,違反行為に係る重要事実の公表後のより長い期間における市場価格の変動を課徴金の額に織り込んでおります。確定した利得のみならず、保有している株式に係る利得も課徴金の額に取り込んでおります。これは風説の流布とか、偽計、相場操縦などであります。算定の基礎となるデータをより実態に近似したものに改める、これは発行開示書類、継続開示書類の虚偽記載でございます。こうしたところから課徴金の金額の引上げを図っております。インサイダー取引に係る見直し後の算定方法は、過去のインサイダー取引事案に機械的に当てはめますと、課徴金額は約二倍程度となるところでございます。

課徴金の金額水準については、規制の実効性を一層確保する観点からは利得に必ずしもとらわれる必要はないではないかという御 意見もございます。一方、課徴金が反社会性、反道徳性を問うものではない以上、利得から完全に離れるべきではないという意見もあ るところでございます。課徴金の金額の更なる見直しにつきましては、幅広い観点からの議論が必要であろうかと思います。

(6) 公認会計士法の課徴金制度

平成19年6月6日(衆)財務金融委員会 三國谷金融庁総務企画局長

課徴金でございますが、今回の制度は、従来の行政処分とは別に、法令違反につきまして、<u>違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課す</u>ことによりまして、違反行為がいわば<u>やり得とならないようにすることを通じまして違反行為の抑止という行政目的を達成しようというもの</u>でございます。公認会計士法におきまして、違反行為の経済的抑止との観点から課徴金制度を導入することといたしまして、その観点から、<u>基準といたしましては、経済的利得</u>ということで、今のような御提案をさせていただいているものでございます。

平成19年6月14日(参)財政金融委員会 三國谷金融庁総務企画局長

御指摘のとおり、課徴金につきましては、違反行為に伴い受け取ります監査報酬額を金額計算の基礎に置くこととしておりまして、また相当の注意を怠ったことによる虚偽証明の場合には、認定された虚偽証明期間に係る監査報酬額を課徴金の金額とする一方、<u>故意</u>による虚偽証明の場合には、認定された虚偽証明期間に係る監査報酬額の一・五倍を課徴金の金額としているところでございます。

このように、<u>相当の注意を怠った場合と故意による場合とで差異を設けています理由は、</u>故意による虚偽証明の場合、公認会計士又は監査法人は積極的、能動的に虚偽記載に加担したものと考えられ、<u>相当の注意を怠った場合に比べまして抑止がより困難であると</u>判断されるためでございます。…

改正案におきましては、公認会計士、監査法人の業務の状況、再発の蓋然性、被監査会社への影響等を踏まえまして、<u>個々の違反</u> 行為に対して実効的かつきめの細かい対応を可能とする観点から、一定の行政処分を行う場合には課徴金納付命令を行わないことを 可能としているところでございます。…

今回の課徴金の導入というのは、まさしく実態に応じてきめ細かく抑止を図るための措置として導入するものでございます。現行の制度でございますと、戒告、その次は業務停止、その次は解散という、こういう三つの手段しかございませんでした。こういった中で、諸外国の例を見ましても、やはり課徴金といった形でそれぞれの実態に応じた抑止を図っていくという考え方でございます。…

(7)景品表示法の課徴金制度

平成26年11月6日(衆)消費者問題に関する特別委員会 有村大臣(消費者及び食品安全担当)

法案においては、<u>課徴金算定率を一律に設定しております。その理由は、制度の透明性、公平性の確保の観点から、</u>課徴金の賦課 要件を明確に規定するとともに、迅速に処理できるようにしたためでございます。

仮に、委員御指摘のように、<u>算定率に幅を設け、事案に応じて算定率を変えて課すことができるようにすれば、当該違反事業者にどの程度の経済的不利益が課されるかがあらかじめ明確にならず、また、</u>算定率を定める根拠が明確でないため、場当たり的な運用、時には恣意的な運用にもなりかねないという懸念が残ります。これは、<u>法的安定性の観点からも慎重な考慮が必要</u>であると考えた次第でございます。

さらに、個別の事案ごとに算定をする場合は、その調査と判断に時間を要することが懸念され、迅速に課徴金納付命令を課すことが 困難になれば、課徴金制度そのものの実効性を阻害することにもなりかねない、これは妥当ではないと判断をいたしました。

以上によって、今回、法案のとおり課徴金制度を設計いたしましたが、しかし、委員の御指摘のように、<u>仮に悪質な事業者により違反</u> 行為が繰り返し行われるなど、違反行為防止の実効性が不十分と認められるような事態が生じた場合には、制度設計の見直しを含め て必要な措置を講じる必要があるかと考えております。…

…<u>今回の目的は、事業者が不当表示を行う動機を失わせて、不当表示規制の抑止力を高めることにある</u>、その問題意識は共有いたします。

このために、ポイントはどこかということですが、不当表示を抑止するに足る課徴金の算定率、その目的を達成するに必要な水準であるかどうかというところが設定で妥当かどうかというところになってまいります。

現在、3%というふうな法案を出させていただいておりますが、<u>本制度の運用後、仮に違反行為の実効性が不十分と認められるような</u>事態が生じた場合には、必要に応じて見直しを含めて措置を講じてまいりたいという意図も明確にさせていただきます。

平成26年11月6日(衆)消費者問題に関する特別委員会 菅久消費者庁審議官

この<u>課徴金制度の目的</u>でございますが、<u>違反事業者に経済的不利益を賦課する、そのことによりまして不当表示規制の抑止力を高</u>めて不当表示を防止するということでございます。

平成26年11月10日(衆)消費者問題に関する特別委員会 赤澤内閣副大臣(消費者及び食品安全担当)

景品表示法に<u>課徴金制度を導入する目的は、経済的不利益を課すことにより、事業者が不当表示を行う動機を失わせて、不当表示</u> 規制の抑止力を高めることにより、不当表示を防止することにある、これは繰り返し御説明を申し上げていることでございます。

このため、課徴金の算定率は、不当表示を防止するという目的を達成するのに必要な水準であるかという観点から設定するのが妥当であると考えておりまして、<u>不当表示によって得られる不当な利得がどの程度であるかを考えて算定率を設定する</u>こととし、過去に不当表示を行った事業者の売上高営業利益率のデータを検討したところ、おおむねその中央値である三%が適当であると考えたものでございます。

| 最判平成17年9月13日・平成14年(行ヒ)第72号(東京海上日動火災保険㈱ほか13名による審決取消請求事件)|

課徴金の対象となる「役務」の「対価」は営業保険料から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の額を控除した残額であり、営業保険料の合計額から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の合計額を控除して「売上額」を算定すべきであるとして争われた事案

独禁法の定める課徴金の制度は、…カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め(独禁法89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(独禁法25条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。

| 東京高判平成21年10月23日・平成20年(行ケ)第17,23,29及び31号(㈱加賀田組ほか3名による審決取消請求事件)|

原告は、失格ぎりぎりの予定価格の80パーセントで入札したものであり、いわば赤字受注をしているのであるから、不当な利益を保持させないという課徴金制度の趣旨からは、あえて課徴金を課すまでもないとして争われた事案

課徴金の納付命令は、不当な取引制限又は商品又は商品供給量の制限による経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持 し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、不当な取引制限等の禁止規定の実効性を 確保するために執られる行政上の措置であり、不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つ。しかも、その金額は、 画一的な基準によって、不当な利得の有無及びその額とは一応切り離して機械的に算出されるものとされているから、不当な利得の発 生の有無及びその多寡を問わずに、不当な取引制限等によって競争制限効果が発生したものについて命じられるべきもの、すなわち、 不当な取引制限等によって不当な利益を得ることができなかったというような場合にも、適用されるものと解される。

なお、このような課徴金制度の適用も、同制度が不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するという趣旨、目的を有することからすれば、一定の合理性があるというべきである。

東京高判平成24年11月30日・平成24年(行ケ)第1号(古河電気工業(株)による審決取消請求事件)

違反行為の中に複数の業種に属する事業活動が混在する場合には、業種ごとに算出した売上額に基づき、それぞれの業種に適用される算定率により課徴金の額を算定するべきであるとして争われた事案

原告は、小売業や卸売業について例外的に軽減された算定率を設定しているのは、その事業活動における実態に着日したものであり、複数の業種の事業活動が混在する場合には、業種ごとに算定した売上額にそれぞれの算定率を乗じて課徴金の額を計算することが比例原則や憲法31条の適正手続の保障の趣旨にも合致すると主張する。

しかしながら、独禁法が定める課徴金制度は、違反行為者が得た不当な利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、あくまでも違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて、その経済的誘因を減少し、違反行為の予防効果を強化することを目的とする行政上の措置であって、課徴金の額が、違反行為によって現実に得られた利得額と必ずしも一致する必要がないことは前述したとおりであり、<u>課徴金の制度は、違反行為者の現実の利得額と課徴金の額とが異なる結果となる場合があることを当然に予定している</u>ものというべきである。したがって、<u>課徴金の額は、個々の取引について厳密な対応関係を要するという意味での事業活動の実態を反映させるまでの必要はない</u>のみならず、現実の利得額に一致させる必要があるというものでもないと解するべきであり、被告主張の計算方法が、課徴金制度の目的の達成のために必要な限度を超えるとか、侵害される利益との均衡を失しているということにはならず、比例原則に違反するなどとする原告の上記主張も採用することはできないというべきである。

東京高判平成25年5月17日・平成24年(行ケ)第15号(オリエンタル白石㈱による審決取消請求事件)

課徴金債権は更生債権に該当するか,更生計画認可の決定により免責されるか等が争われた事案

…独占禁止法上の課徴金は、違反行為を抑止するため、違反行為者に対して経済的な不利益を課する点において、行政上の制裁としての性質を有する。

なお、その後の独占禁止法改正による算定率の引上げ等により、課徴金の基本的な目的、機能、性質等は変わらないものの、課徴金の違反行為に対する抑止効果が強化され、行政上の制裁としての性質が強まっている。

独占禁止法上の課徴金と罰金とを比較すると、罰金は、不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目して、道義的・社会的非難として 科される刑罰であり、独占禁止法上の課徴金とはその趣旨、目的、手続等を異にするが、両者は、違反行為を抑止する機能を有し、違 反行為者に対する制裁としての性質を有する点において共通するといえる。

平成17年の独占禁止法改正により、罰金と課徴金を併科する場合には、課徴金の額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除する規定が設けられた(現行独占禁止法第7条の2第19項及び第51条)。この規定からも、罰金と課徴金が共に違反行為を抑止する機能を有することは明らかであり、この点は、平成17年の独占禁止法改正前においても同様である。

なお、金融商品取引法上の課徴金は、違反行為の抑止を図り、違反行為の禁止規定の実効性を確保するという行政目的を達成する ための行政上の措置を定めた制度として導入されたものであり、独占禁止法上の課徴金と共通の性質を有するものと解される。

| 東京高判平成18年2月24日・平成17年(行ケ)第118号(東燃ゼネラル石油㈱による審決取消請求事件)|

課徴金算定の基礎となる売上額に消費税及び石油諸税相当額が含まれるか否かが争われた事案

…これらの税金相当額は、原告の営業利益の源泉とはならず、したがって本件違反行為に係る利得にはなり得ず、<u>課徴金制度が法</u> <u>違反を行った事業者から不当な経済的利得の剥奪を目的とするものである以上、</u>これらの税金相当額についても課徴金を課することに なる上記解釈の合理性が問題となり、原告もその不当性を主張している。

しかしながら、法自体が、課徴金によって剥奪しようとする事業者の不当な経済的利得の把握の方法として、具体的な法違反行為に よる現実的な経済的利得そのものとは切り離し、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗じて算出された金額を観念的に 剥奪すべき事業者の経済的利得と擬制する立場をとり、もって簡明かつ迅速な処理を指向する課徴金制度の基本的姿勢に立っている 上に、各種各様に存在し今後も経済情勢の推移に応じて刻々変化する諸税金について、その一つ一つの税額を算定し、これを売上額 の中から控除することは実務上極めて困難であり、これを求めることは上記基本的姿勢を踏まえれば課徴金制度の実効性を著しく減 殺することになることからすれば、上記諸税金を売上金額の中から控除すべき合理性は認めることができない。

東京高判平成22年4月23日・平成19年(行ケ)第45号(㈱パイタルネットによる審決取消請求事件)

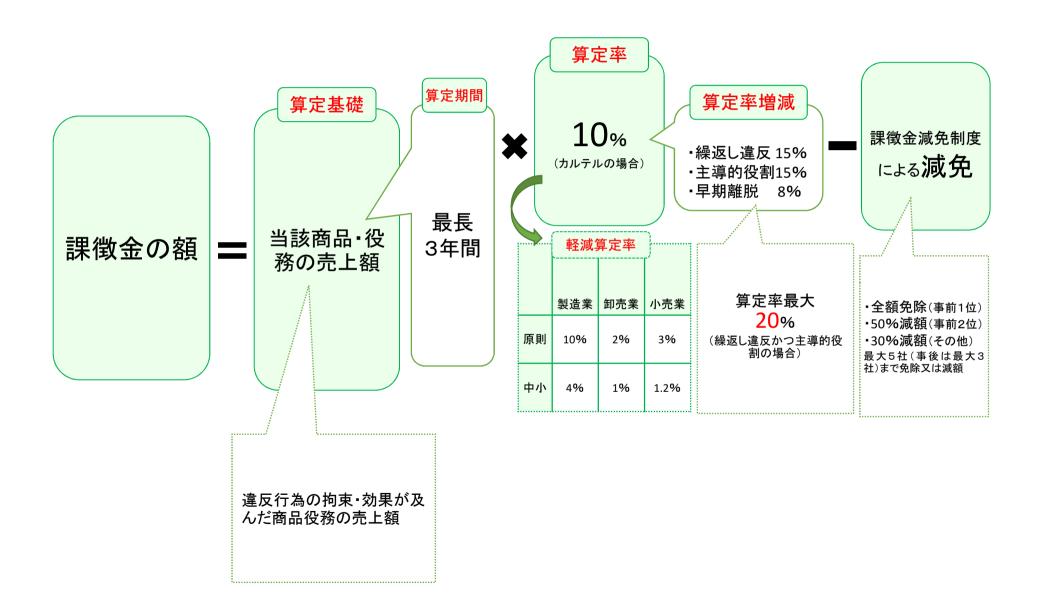
課徴金の算定の基礎となる売上額には消費税相当額を含むか否かが争われた事案

…商品の購入者が支払う消費税相当額は、商品本体等の代金相当額の金員と同一の法的性質を有する金員として一体的に事業者に支払われ、事業者が、消費者から受領した金員の中から自らの義務として消費税を納付することが予定されているものであり、また、商品の販売に際して授受される金額にその内訳として明示されることも一般的にはなく、当該商品の価額の一部を構成するものとして社会的に認識されているのであるから、消費税相当額は、法的性質上もまた社会的認識上も商品の「売上額」の一部であるというべきである。また、法は、課徴金によってはく奪しようとする事業者の不当な経済的利得を、具体的な法違反行為による現実的な経済的利得そのものとは切り離して、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗じて算出された金額を観念的にはく奪すべき事業者の経済的利得と擬制する立場を取り、もって簡明かつ迅速な処理を指向する課徴金制度の基本的姿勢に立っているのであるから、課徴金の対象となる売上額を、事業者が具体的な違反行為によって現実に利得した部分に限定して解釈しなければならないものではないというべきである…。

東京高判平成9年6月6日・平成8年(行ケ)第179・188・189号(大日本印刷㈱ほか2名による審決取消請求事件)

独占禁止法施行令5条の規定する「引渡基準」によらず、施行令6条の規定する「契約基準」を適用して課徴金の額を算出したのは違法か否かが争われた事案

もともと、原則としての引渡基準、例外としての契約基準といっても、いずれも<u>政令に委ねられた売上額の算定に関する専門技術的な性質を有する基準であって、しかも、施行令6条が規定する「著しい差異を生ずる事情があると認められるとき」という文言自体が一義的に明確な内容のものということはできないから、施行令6条の適用の可否の判断については、行政委員会である被告に一定の範囲で裁量判断の余地があることは否定し得ないものと解される。したがって、審決取消訴訟における司法審査において、裁判所は、右のような被告の専門技術的判断がその裁量権の範囲を超え又は濫用にわたるものと認められない限り、これを違法とすることはできない。</u>



参考1-4

課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額の解釈

(1)価格カルテル事案

審判審決平成8年4月24日・平成7年(判)第1号 (中国塗料㈱に対する件)

当該商品とは、事業者が一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為をした場合において相互にその事業活動を拘束した他の事業者との違反行為の対象である商品ということができる。

そして、違反行為の対象商品の範疇に属しないものがこの「当該商品」に該当し得ないことはいうまでもない。

したがって、この<u>『当該商品』とは、一定の取引分野における競争を実質的に制限する違反行為がされた場合において、その対象商品の範疇に属する商品であって、かつ、その違反行為による拘束を受けた商品であることを意味する。</u> (略)

以上の検討を経てみると、<u>ある商品の価格形成に恣意的な影響を与える特定の違反行為が独占禁止法違反と認定された場合において、当該違反行為の対象商品の</u> <u>範疇に属しながら典型的対象商品とは別類型をなす商品ではあっても、市場において違反行為の典型的対象商品と代替性があり、かつ、競合するときは、違反行為当時に明示的又は黙示的にその別類型の商品を合意の対象商品から敢えて除外したことを窺わせる特段の事情のない限り、同法第7条の2にいう『当該商品』に該当する、というべきである。</u>

審判審決平成11年11月10日・平成9年(判)第5号 (東京無線タクシー協同組合に対する件)

・・・「当該商品」とは、「当該行為」すなわち課徴金の対象となる違反行為の対象とされた商品全体を意味すると解される。

そこで、以下、<u>本件で審査官が主張するような価格カルテルの事案の性質に即して考えると、この『当該商品』とは、一定の取引分野における競争を実質的に制限する違反行為が行われた場合において、その対象商品の範疇に属する商品であって、当該違反行為による拘束を受けたものをいうと解される(中国塗料審決)。</u>そして、対象商品の範疇は、違反行為の内容に応じ、商品の種類、取引地域、取引段階、取引相手方等の要素によって確定される。

違反行為の事実認定においてこれらの要素によって確定された対象商品の範疇に属する商品については、当該違反行為による拘束を受け、定性的に違反行為の影響が及ぶものであるから、原則として当該範疇に属する商品全体が課徴金の算定対象となるものである。したがって、違反行為の対象商品の範疇に属する商品については、当該行為を行った事業者又は事業者団体が明示的又は黙示的に当該行為の対象からあえて除外したこと、あるいは、これと同視し得る合理的な理由によって定型的に当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情のない限り、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に該当し、課徴金の算定対象に含まれると推定して妨げないものと解される(東芝ケミカル審決)。

東京高判平成22年4月23日・平成19年(行ケ)第44号(㈱アスカムによる審決取消請求事件)

原告は、法7条の2第1項に定める「当該商品」とは競争制限的合意の対象となった商品を指し、本件課徴金審決の対象とされた商品は、競争関係が何ら特定されていない1万1000余の効果・効能の異なる医療用医薬品であるから、課徴金の算定対象にならないと主張するが、同項における「当該商品」とは、課徴金の対象となる違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、当該違反行為による拘束を受けたものをいい、法は、課徴金によってはく奪しようとする事業者の不当な経済的利得を、具体的な法違反による現実的な経済的利得そのものとは切り離して、算定する売上額に一定の比率を乗じて一律かつ画一的に算出された金額を観念的にはく奪すべき事業者の経済的利得と擬制しているのであるから、本件特段の事情が認められない限り、当該範囲に属する商品全体が課徴金の算定対象となるものというべきであって、本件課徴金審決において認定されているとおり、原告の主張に係る取引の商品は、いずれも上記範ちゅうに属するものであることは明らかであいる。

課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額の解釈

東京高判平成22年11月26日・平成22年(行ケ)第4号(出光興産㈱による審決取消請求事件)

独占禁止法の定める課徴金の制度は、昭和52年法律第63号による独占禁止法改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定めやカルテルによる損害回復をするための損害賠償制度に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである(前掲最高裁判所平成17年9月13日第三小法廷判決)。 (略)

そして、独占禁止法7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが、上記のような課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金算定の対象となる当該商品に含まれ、違反行為者が、実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の算定の基礎となる売上額となると解すべきである。

東京高判平成28年5月25日・平成27年(行ケ)第60号(日本エア・リキード㈱による審決取消請求事件)

独占禁止法7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範疇に属する商品であって、違反 行為である相互拘束を受けたものをいうものと解される。そして、違反行為の対象商品の範疇に属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者 又は事業者団体が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情が認められない 限り、違反行為による拘束が及んでいるものと推定し、課徴金の対象となる当該商品に該当するものとして課徴金の対象に含めるのが相当である。この場合には、違 及行為者が、実行期間中に違反行為の対象商品の範疇に属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の算定の基礎となる売上額となるものというべきである。

最高裁平成24年2月20日・平成22年(行ヒ)第337号(新井組㈱による審決取消請求事件)

<u>法の定める課徴金の制度は、不当な取引制限等の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、不当な取引制限等の予防効果を強化することを目的</u>として、刑事罰の定め(法89条)や損さ害賠償制度(法25条)に加えて設けられたものである(最高裁平成14年(行ヒ)第72号同17年9月13日第三小法廷判決・民集59巻7号1950頁参照)。

本件基本合意は、法7条の2第1項所定の「役務の対価に係るもの」に当たるものであるところ、上記の課徴金制度の趣旨に鑑みると、同項所定の課徴金の対象となる「当該…役務」とは、本件においては、本件基本合意の対象とされた工事であって、本件基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

課徴金の算定基礎となる「当該商品又は役務」の売上額の解釈

東京高判平成24年3月2日・平成22年(行ケ)第32号(日立造船㈱による審決取消請求事件)

独占禁止法7条の2第1項は、事業者が不当な取引制限で商品又は役務の対価に係るものをしたときは、公正取引委員会は、所定の手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動が行われた期間における当該役務の政令で定める方法により算定した売上額を基礎として計算された額の課徴金の納付を命ずる旨規定している。そして、同項にいう「当該商品又は役務」とは、原則として、不当な取引制限の対象とされた商品又は役務全体を指すものと解すべきであるが、本件合意のような入札談合の場合には、自由な競争を行わないという不当な取引制限に該当する意思の連絡による相互拘束たる基本合意の対象となった商品又は役務全体のうち、個別の入札において、当該事業者が基本合意に基づいて受注予定者として決定されて受注するなど、基本合意の成立により発生した競争制限効果が及んでいると認められるものをいうと解すべきである。

本件審決が挙げる事実によれば、5社は、本件市場において有力な地位にあり、本件市場全体において本件合意に基づく受注調整を行い得る立場にあることからすれば、共同することにより、地方公共団体の発注するすべてのストーカ炉の建設工事において受注調整をなし得る立場にあるということができること、5社は、営業責任者クラスの者が随時会合を主催して、地方公共団体が計画するストーカ炉の建設工事の情報を共通化し、トン数というすべての工事に共通する指標を目安に受注予定者を決定していた。上、中には受注状況を指数化していた者もいたというのであるから、地方公共団体の発注するすべてのストーカ炉の建設工事が本件合意の対象となっていたことがうかがわれるということができること、仮に、本件合意の対象工事に何らかの限定が付されていたのであれば、原告はこれを主張立証することにより課徴金の賦課を免れ得るところ、そうであるにもかかわらず原告はそれをしないのであるから、本件合意には対象工事に制限が付されていなかったことがうかがわれるのであって、これらの事実関係を総合すれば、本件合意が地方公共団体の発注するすべてのストーカ炉の建設工事を受注調整の対象とするものであったことを推認することができるのである。したがって、本件審決の挙げる事実をもって、地方公共団体が発注するストーカ炉の建設工事で、5社のうちいずれかが入れに参加し受注した工事については、特段の事情がない限り、本件合意に基づいて5社間で受注予定者が決定され、本件合意によって発生した競争制限効果が個別の入れ(工事)に及んでいたと推認することには合理性がある。

東京高判平成24年5月25日・平成23年(行ケ)第7号(昭和シェル石油㈱による審決取消請求事件)

ところで、本件のようないわゆる入札談合行為の場合は、課徴金納付命令対象行為のうち、「不当な取引制限」行為に該当し得るところ、入札談合行為には、① 受注予定者の選定方法など談合手続を定める基本ルールを策定する基本合意(以下「基本合意」という。)と、②個別の発注があった場合に、基本合意にのっとって受注予定者を具体的に決定する個別談合行為・個別調整行為(以下「個別調整行為」という。)がみられるのが一般である。 (略)

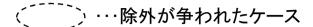
課徴金納付命令は、課徴金納付命令対象行為を原因として、法違反の事業者に課すものであるから、法7条項の「当該商品又は役務」とは、課徴金納付命令対象行為、すなわち法3条、6条の違反行為のうち、「商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品の2第1若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをした」行為の対象とされた商品又は役務全体を指すが、本件のような入札談合行為においては、前記のとおり、入札談合行為が基本合意と個別調整行為の2段階になることから、基本合意の対象となっているだけでは足りず、当該事業者が基本合意に基づいて、個別調整行為によって、受注予定者として決定され、そのとおり受注するなど、受注調整手続に上程されることによって具体的に競争制限効果が発生するに至った商品又は役務と解すべきである。

		審決の判断			高裁の判断			
	審決数	うち当該商品役務 の範囲が争点 となった審決数	うち当該商品役務に 該当すると 判断された審決数	うち当該商品役務に 該当しないと 判断された審決数	判決数 (注2)	うち当該商品役務 に該当すると 判断された判決数	うち当該商品役務 に該当しないと 判断された判決数	
(1)カルテル	58	30	29	1	13	13	0	
(2)入札談合	33	26	23	3	16	16	0	

⁽注1) 平成21~27年度における,不当な取引制限事案(カルテル事案及び入札談合事案)に係る「課徴金納付命令に係る審決」,「課徴金納付命令審決」 及び「課徴金の納付を命じない審決」の総数。

⁽注2) 左記審決の取消請求訴訟事件における判決数。

- (1) 価格カルテル事案における「当該商品又は役務」の解釈について
 - ア 判断枠組み



①違反行為の対象商品又は役務に範ちゅうに属する商品役務であって. ②違反行為による相互拘束を受けたもの

他の違反行為者との競合 関係が低い特殊な商品 (後記イ(ア)参照)

価格競争が激しく. 値上げを 受託させることが容易で なかった販売チャネル向けに 販売した商品 (後記イ(イ)参照

特定の販売チャネル向けの 梱包分けをするなど特別な 対応をして販売した商品 (後記イ(イ)参照)

> グループ会社向け に販売した商品 (後記イ(ウ)参照)

除外された物件 違反対象商品とは形 状が異なる商品 (後記イ(エ)参照)

- 〇その他これまでに「当該商品又は役務」該当性について争われた主なケースは以下のとおり。
- ・他の違反行為者に販売した商品

- ・強い価格交渉力を有していた商社を介した販売先に販売した商品
- ・共通の株主が存在する取引先に販売した商品・加工委託先に販売した商品

- 自家消費した商品
- ・値上げ文書を送付しなかった取引先又は値上げの申入れを行わなかった取引先に販売した商品
- ・仕切価格を下回る価格での販売や販売奨励金の支払いが行われていた取引先に販売した商品
- ・合意との価格連動性がない取引先に販売した商品 ・違反行為に関与していない他部門が担当する取引先への売上額
- 〇平成21~27年度に出された審判決において、「当該商品又は役務」に該当しないと判断された事案は後記イ(エ)の審決1件のみ。

- イ 価格カルテル事案において一定の商品が「当該商品又は役務」に該当するかが争点となった事例
 - (ア)公正取引委員会審決平成24年5月30日・平成22年(判)第13号 (三菱レイヨン㈱に対する件)
 - 2 被審人の主張
- (1) 以下の各事情に照らせば、本件係争商品は、「モディファイヤーのうち塩化ビニル樹脂に添加されるもの」の範ちゅうに属する商品ではないから、・・・「当該商品」に該当せず、 課徴金の算定対象から除外すべきである。
- ア 本件係争商品の需要者は、いずれも非塩化ビニル樹脂の業界に属しており、X社、Y社、Z社・・・など、塩化ビニル樹脂の成型やコンパウンド等の事業を全く行っていない 事業者が大部分である。
- イ 本件係争商品を含む非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーは、被審人ら3社・・・以外の者との間で激しい競争が行われている。・・・
- ウ 本件係争商品は、・・・他社が非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーとして販売している商品が競合品であり、他社の一般的な塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーとの 代替性がない商品である。
- エ 被審人は、販売価格の値上げの際、形式的にはモディファイヤー全般についての値上げとして対外的に発表することが多いが、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーと非 塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーとでは、営業戦略として全く異なる判断をしている。・・・・同一グレードの商品であっても、塩化ビニル樹脂に添加するモディファイヤー として販売する場合と非塩化ビニル樹脂に添加するモディファイヤーとして販売する場合とでは、価格が全く異なっており、両者は明確に区別されている。
- オ 非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーは、その機能において塩化ビニル樹脂向けのものよりも<u>高性能が要求されるものであることから、価格よりも品質が重視</u>され、そ の販売に当たっては、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーとは異なる営業手法が用いられる。・・・
- 第5 審判官の判断 2 本件合意の対象等について
- (1)・・・・3社は、全てのモディファイヤーではなく、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーのみを本件合意の対象としたことが認められる。・・・3社が・・・本件合意の対象から非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーを除外し、本件合意の対象を塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーに限定した理由は、①非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーは、近年になって製品開発が活発になった。ため、塩化ビニル樹脂向けのものよりも需要者との特許関係による制約を受けることが多いこと及び②非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの製品開発についてK社が他の2社に先行していることなどから、非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーについては、3社間で需要者の競合関係が生じて価格競争等になることが少なかったためであると認められる。
- (2)・・・被審人が製造販売するメタブレンC, W及びPの各タイプのモディファイヤーは、元来、塩化ビニル樹脂に添加するためのモディファイヤーであり、非塩化ビニル樹脂に添加することも可能であるため、ごく僅かの割合が非塩化ビニル樹脂に添加するものとして販売されることもあるというものである。したがって、メタブレンC, W及びPの各タイプのモディファイヤーは、・・・他社と需要者の競合関係が生じることが少ない非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーとは異なる。・・・
- (3)・・・・メタブレンC, W及びPの各タイプのモディファイヤーは、3社による本件合意の対象とされた塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーに含まれるMBS樹脂、アクリル系強化剤、アクリル系加工助剤の3種類にそれぞれ対応している。
- (4) したがって、メタブレンC、W及びPの各タイプのモディファイヤーは、いずれも本件合意の対象商品の範ちゅうに属するといえる。そして、本件係争商品も、メタブレンC、W及びPの各タイプのいずれかに属するものである以上、本件合意の対象商品の範ちゅうに属するといえる。
- (5)なお, 証拠によれば, 被審人は, 本件合意の後, モディファイヤーの値上げの通知や発表を行うに際し, 値上げの対象となる商品について, ・・・メタブレンC, W及びPの各タイプのモディファイヤーのうち非塩化ビニル樹脂に添加されるものを<u>区別して, 値上げの対象から除外することを示すなどの言動はしていなかった</u>ことが認められる。・・・
- (6)・・・3社の担当者らは、本件合意の後、複数回にわたり会合を開催し、<u>本件合意に基づく各需要者との値上げ交渉の進捗状況等について相互に報告し合っていた</u>が、そのうち、平成11年11月19日頃・・・に開催された各会合において、<u>本件係争商品の需要者である・・・に対する3社の値上げ交渉の状況も、他の塩化ビニル樹脂向けモディファイ</u>ヤーの需要者に対する交渉状況とともに報告されていたことが認められる。・・・
- 5 結論 以上のとおり、・・・本件係争商品は、・・・「当該商品」に該当する。

(イ) 公正取引委員会審決平成28年2月24日・平成21年(判)第6号ないし第9号(積水化学工業㈱及び三菱樹脂㈱に対する件)

第6 審判官の判断

- 3 争点3(被審人らの主張する各商品は独占禁止法第7条の2第1項所定の「当該商品」に該当するか)について
- イ ホームセンターに対する販売品

(ア) S社の主張

S社は、ホームセンターを営むC社及びK社に対し、VPパイプや継手等を販売していたが、管の長さは一般の塩化ビニル管よりも短い特注品であり、他の塩化ビニル管等とは品番を区別して販売管理するとともに、バーコードを貼り付けて出荷したり、梱包仕様を小分けにするなど、一般流通向けの商品にはない特別な対応をしていた。また、ホームセンター向け特殊仕様商品は、C社・K社が直接価格交渉を行って販売価格を決定していたが、ホームセンター業界では低価格競争が激しいことから、C社・K社に値上げを受諾させることは容易でなかった。このように、ホームセンター向け特殊仕様商品は、ホームセンターの意向に沿った特別仕様のものであり、販売価格もS社とC社・K社が直接交渉して決定しており、S社の顧客向け値上げの通知文書や社内周知文書でもホームセンター向け特殊仕様商品の値上げに関する記載はなく、値上げの時期及び幅についても本件違反行為との間には連動性がなかった。したがって、ホームセンター向け特殊仕様商品は、本件違反行為の相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるから、当該商品には該当しない。

ホームセンターに販売する塩化ビニル管は、一般の塩化ビニル管とは異なり、長さが1メートルないし2メートルの製品があり、また、ホームセンターに販売する塩化ビニル管等は、 バーコードを印字又は貼付しているなど、一般に流通することのない特殊な商品であり、「一般的な流通を経ているもの」及び「旧来品であること」という要件を満たさないから、本件違 反行為の対象商品の範ちゅうに属さない。仮に、ホームセンターに販売する塩化ビニル管等が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するとしても、ホームセンターに販売する塩化ビ ニル管等は、一般の塩化ビニル管等の販売とは異なりベンダーを通じての販売となるため、毎年定期的な値下げ要求はあっても、よほどの市場環境の変化がない限り値上げは行わ れず、平成16年頃からは毎年値下げを要求されていたものであるから、ホームセンターに販売する塩化ビニル管等が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特 段の事情がある。

(ウ) 当該商品該当性

a ホームセンターに対する販売品は本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するか

S社がC社・K社に販売していたものは、硬質ポリ塩化ビニル管・・・及び水道用ポリ塩化ビニル管・・・並びにこれらに対応する継手であるから、塩化ビニル管等に当たる。また、M社も、ホームセンターに対する販売品が特殊品であると主張するものの、塩化ビニル樹脂等を原料とする塩化ビニル管及び塩化ビニル管継手であることは争っていない。したがって、被審人らのホームセンターに対する販売品は本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する。なお、M社は、ホームセンターに販売する塩化ビニル管等は一般に流通することのない特殊な商品であり、「一般的な流通を経ているもの」及び「旧来品であること」という要件を満たさないから、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属さないと主張するが、・・・そのような要件を要するものではないから、M社の上記主張は採用できない。

b 特段の事情の有無

被審人らは、ホームセンターに対する販売品は特殊な商品であり、また、直接又はベンダーを通じて販売価格の交渉を行うが、容易に値上げをすることができなかったと主張する。しかし、ホームセンターに対する販売品は特殊な商品であるといっても、長さを短くし、バーコードシールを貼付し、小分けに梱包する程度の仕様にすぎないし、また、実際の値上げの状況も個々の価格交渉の結果にすぎないから、これが本件違反行為の対象外であったという根拠にはならない。また、S社の顧客向け値上げの通知文書や社内周知文書でもホームセンターに販売する商品の値上げに関する記載はないと主張するが、ホームセンターに限定しないものは記載されており、また、そもそもS社は、第1次値上げないし第4次値上げにおいて、対象を一切限定せずに値上げを行う旨を公表しているのであるから、本件違反行為の対象外であったという根拠にはならない。むしろ、他の塩ビ管メーカーもホームセンター向けに販売する塩化ビニル管等を製造販売しているところ、B社の本件合意に基づく値上げに関する社内の通知文書等からも、対象商品にホームセンター向けに販売する塩化ビニル管等が含まれていたことは明らかであり、また、M社もホームセンターに販売する塩化ビニル管等をその他の塩化ビニル管等と同様に値上げの対象としていたことが明らかであって、ホームセンター向けに販売する塩化ビニル管等が本件違反行為の対象であったことは明らかである。したがって、ホームセンター向け販売品が本件違反行為の相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められない。

(ウ) 東京高判平成22年11月26日判決・ 平成22年(行ケ)第4号(出光興産㈱に対する審決取請求事件)

第3 当裁判所の判断

2 争点1について

(3)ア 原告は、I1社がI2社の全額出資子会社であり、このような全額出資子会社については、経理上I2社のI1社に対するポリプロピレンの売上げとされているものであったとしても、同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るものであるから、I1社向けのポリプロピレンは、そもそも違反行為の対象商品の範ちゅうに属しないが、少なくとも「定型的に当該行為による拘束から除外されることを示す特段の事情」があり、独占禁止法7条の2第1項にいう「売上額」に当たらず、課徴金算定の基礎となる売上額から除外されるべきであると主張する。

しかしながら、<u>I1社は、I2社の全額出資の子会社であるとはいえ、違反行為者であるI2とは別個の法人格を有し、法律上も独立の取引主体として活動しているものである以上、そのような子会社に販売した商品が違反行為の対象である商品から除外されているものと認めることはできない。もっとも、全額出資子会社に対する商品の販売が、同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るような事情が存在する場合には、そのような子会社へ販売した商品が、違反行為の対象となる商品から除外され、その商品の売上額が、課徴金算定の基礎となる売上額から除外されると解すべき余地はある。</u>

しかし、本件において、I1社は、平成12年4月までは、I2社からポリプロピレンの提供を受け、それを製品に加工してI2社に納入してI2社が需要者に販売する委託加工取引関係にあったものの、平成12年4月から、I2社との間の委託加工契約を解消し、本件実行期間においては、I2社から購入したポリプロピレンを原料として製造した製品を、自ら需要者に対して販売していたことに照らすと、I1社をI2社の同一企業内における加工部門と同視し得るような事情は認められない。また、I1社に対するポリプロピレンの販売単価が大手需要者に対する販売単価の90パーセントに相当する価格とする算定方法により決定されていたことも、I1社が、取引条件において優遇されていたことをうかがわせるものの、そのことから、I1社がI2社の同一企業内における加工部門と同視し得るような事情があるとは認められず、他に、上記事情の存在を認めるに足りる証拠はない。

(工) 公正取引委員会審決平成28年2月24日・平成21年(判)第6号ないし第9号(積水化学工業㈱及び三菱樹脂㈱に対する件)

第6 塞判官の判断

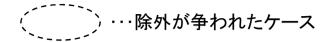
- 3 争点3(被審人らの主張する各商品は独占禁止法第7条の2第1項所定の「当該商品」に該当するか)について
- シ シュート管
- (ア) M計の主張

シュート管は、塩化ビニル管を半割りした加工製品であり、コンクリート等を流す用途で使用されている。シュート管は、便宜上その名称に「管」という字が含まれているが、「管」とは気 体や液体などの輸送に用いる中空の円筒を指すのであるから、シュート管は、塩化ビニル「管」に該当しない。また、シュート管は、一般的に流通することのない特殊な商品であるから、 「一般的な流通を経ているもの」及び「旧来品であること」という要件を満たさず、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属さない。仮に、シュート管が本件違反行為の対象商品の範 ちゅうに属するとしても、シュート管は、受注生産が原則であり、原管加工賃がサイズ・ロットにより変わるため、販売価格はその都度見積りをして価格交渉の上で決定することが多く、 一般の塩化ビニル管等の値上げを行っても、それが当然にシュート管の販売価格に及ぶものではないから、シュート管が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す 特段の事情がある。

(イ) 当該商品該当性

シュート管は,塩化ビニル管を半割りした加工製品である(争いがない。)ところ,<u>シュート管は,その名称の中に「管」という字が含まれているが,中空の円筒ではないから,シュート管を塩化ビニル管ということには疑義がある。もちろん,シュート管は,塩化ビニル管継手でもない。したがって,シュート管が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するとは認められないから,シュート管は当該商品に該当しない。</u>

- (2)入札談合事案における「当該商品又は役務」の範囲について
 - ア 判断枠組み



(※) 例: A市が一般競争入札の方法により発注する特定()工事の受注調整の基本的な方法や手順等の取決め。

- ①基本合意(※)の対象とされた商品役務であって、
- ②具体的な競争制限効果が発生するに至ったもの

特定の事業者しか 履行できない物件 (後記イ(ア)参照) アウトサイダーとの間 で競争となった物件 (後記イ(イ)参照)

受注予定者1者に絞り切れず、 絞り込まれた複数者との間で 競争となった物件 (後記イ(ウ)参照)

低価格入札物件 (後記イ(エ)参照)

除外された物件 フリー物件(各事業者が基本合意 に拘束されず、自社の判断で入札 価格を決める物件)となった可能性 も十分にあったとされた物件 (後記イ(オ)参照)

○その他これまでに「当該商品又は役務」該当性について争われた主なケースは以下のとおり。

- ・違反事業者の一部が強い受注意欲を有し、価格競争力において優位にあった物件
- ・違反行為者のうち1社のみが入札に参加した物件
- ・発注者の意向があった物件
- ・自社の希望価格では受注できなかった物件
- ・談合破りにより受注予定者以外の者が受注した物件
- ・損失が生じる価格でしか入札できなかった物件
- ・他の入札参加者に受注意欲がなかった物件
- ・予定価格・最低制限価格に近い価格で落札した物件
- ・入札が不調になり、随意契約に移行した物件
- 〇平成21~27年度に出された審判決において、「当該商品又は役務」に該当しないと判断された事案は後記イ(オ)を含む3件の審決のみ。

イ 入札談合事案において一定の商品又は役務が「当該商品又は役務」に該当するかが争点となった事例

(ア) 公正取引委員会審決平成23年2月16日・平成20年(判)第11~13号(JX日鉱日石エネルギー㈱ほか2名に対する件)

被審人3社は、・・・本件各物件は、いずれも配分会議において納入責任会社の決定を行うか否かに関係なく、受注者となった者のみが受注可能であったと述べて、本件各物件に競争が存在しないと主張する。また、被審人J社は、配分会議における納入責任会社の決定により、競争制限効果、すなわち「受注調整手続を行った結果として競争者の数が限定されることによって入札価格が完全な競争状態下における価額より高額化する等の競争を制限する具体的な効果」・・・も発生しておらず、「当該商品」に当たらない旨主張する。

しかしながら、入札談合は、受注調整の対象となる物件を違反行為者の中で配分するものであり、特定の違反行為者が受注しやすい物件を包含することや、入札談合の結果、特定の違反行為者しか受注し得ない状況となることはあり得ることである。被審人3社の上記主張は、本件合意の存在を所与のものとして受注者となった者のみが受注可能であった旨述べているだけであるところ、当初から本件合意がない場合には、受注者となった者以外の者であっても、必要な設備等を整えるなどして本件石油製品を納入することが可能であったと推認されるから、競争は存在したものということができる。

また、競争入札は入札参加者各自が独立して入札価格を決定することを前提として、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて受注者や価格を決定しようとするシステムであるところ、このような入札制度を採用する取引分野において、<u>競争を回避して受注予定者を決定するということ自体が、公正で自由な競争を制限するもの</u>である。 …以上より、被審人3社がそれぞれ主張する本件各物件はいずれも「当該商品」に該当し、その売上額は課徴金算定の基礎となる。

(イ) 東京高判平成24年3月2日・平成22年(行ケ)第32号 (日立造船㈱による審決取消請求事件)

入札参加者である5社の間で本件合意が実施され受注予定者が決定されている場合には、公正な競争に参加する者が少なくなっているのであるから、実際の入札において上記受注予定者とアウトサイダーとが価格競争を行ったとしても、既に発生した競争制限効果を消滅させるような影響はないといわなければならない。他方、本件合意が実施され受注予定者が決定されたにもかかわらず、実際の入札においてアウトサイダーの協力が得られずに、5社による受注予定者の決定が覆され自由競争になった場合(すなわち、本件合意の対象から除外された場合)には、本来の競争参加者がすべて価格競争に参加することになるのであるから、この場合には本件合意に基づく競争制限効果は当該入札(工事)には及ばないことになる。・・・本件各工事は課徴金算定の対象となる。

(ウ) 東京高判平成21年10月2日・平成20(行ケ)第14号 (㈱港町管理ほか2名による審決取消請求事件)

前記・・・の事実経過によれば、本件物件については平成16年8月26日の入札日に向けて、同月23日ころから入札日まで、特定JVの代表者となった25社の営業担当者が出席して、 連日研究会が開催され、研究会において本件物件を含めた博物館新館等工事3工区についての受注調整が行われており、このうち同月23日の研究会では本件物件の基準価格が 定められ、同月24日及び25日の研究会では本件物件を含む博物館新館等工事についての受注希望者の絞り込みが行われ、その結果、本件物件(建築2工区)については<u>A社特</u> 定JVとB社特定JVが受注希望者として絞り込まれたのであるから、他の入札参加者は、研究会開催期間を通じて、本件物件が自由競争になることを想定していなかったことは明 らかである。

・・・・そして,上記・・・の事実や・・・認定したK社が調停の実施に反対する旨述べた後,他の入札参加者のいる会議室に戻らなかったとの事実を踏まえても,上記(1)掲記の事実に照らすと,本件物件の入札時には,それまでの受注調整行為の影響の及んだ状態が続いており,他の入札参加者の認識においても,2者に絞り込まれた中での競争で完全な自由競争ではないというものであったというべきである。

…原告らは、K社が調停を拒否したこと自体が受注調整の結果を自ら除去したことになると主張するが、それまでの研究会の経緯及び他の入札参加者の入札結果に照らし、調停の 拒否がその主張のような効果を発生させたとは到底認めることができないし、<u>それまでの受注調整の影響が消失したともいえない</u>ことは明らかである。・・・<u>本件物件は課徴金の対</u> 象となるというべきである。

(工) 公正取引委員会審決平成26年12月10日・平成25年(判)第10号(㈱生田組に対する件)

被審人は、被審人の入札価格が赤字を覚悟で設定した価格であり、実際に赤字になっていることを受注調整が行われていないことの根拠として主張する…。 しかし、T参考人審尋速記録及びI審尋速記録によれば、被審人が本件工事の入札において赤字を出さないように入札金額を決定したことが認められるから、被審人の入札価格が赤字を覚悟で設定した価格であるということはできないし、仮に被審人が実際に本件工事において赤字を出したとしても、それは結果論であって、本件工事の入札において受注 調整が行われたとの認定を妨げるものではない。

(才) 公正取引委員会審決平成25年5月22日・平成23年(判)第1号ないし第3号及び第7号(㈱高光建設ほか3名に対する件)

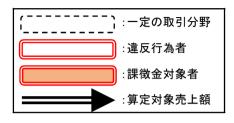
物件122については、前記…のとおり、被審人T社が参加して研究会が開かれたことが認められ、また、・・・5番札以降の4JVの入札価格が設計金額の94.27パーセントから98.23パーセントまでで、1番札から4番札までの入札価格から大きく(10パーセント以上)かい離していたことが認められ、これは、5番札以降の4JVが本件基本合意に従って受注予定者の受注に協力したことをうかがわせる事実である。しかし、前記…のとおり、被審人T社・A社JVらの4JVが価格競争をしていること、前記…のとおり、物件122は、多くの事業者が受注を希望する物件でありながら、強い継続性を主張できる者がいない物件であったことに照らせば、上記研究会において物件122について合意に至ることができず、いわゆるフリー物件(各事業者が基本合意に拘束されず、自社の判断で入札価格を決める物件)になった可能性も十分にあったというべきである。そうすると、物件122については、上記研究会等において、会員入札参加者の間で、被審人T社・A社JVらないしその一部が物件122を受注することが決定され、他の事業者がこれに協力した事実…を認めることはできない。

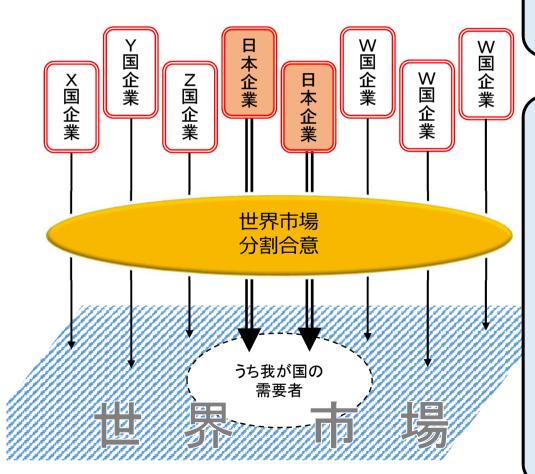
したがって、物件122については、本件基本合意に基づいて被審人T社が受注予定者になったとの推認を覆すに足りる特段の事情があり、具体的な競争制限効果が発生したとはいえない。

	事例の概要	考えられる経済的利得	関連 事件数	関連 事業者数
<u> </u>	国際市場分割カルテルにおいて日本の需要者に販売しないとされた外国 養者(当該外国市場では日本企業を含む他の外国企業は販売しない)	当該外国市場での売上額の一部(日本企業 と同等の利益) 日本における受注・生産活動に要する費用	1	6
②違	遠反行為期間に受注実績のない入札談合参加者		18	62
	課徴金の算定期間中にたまたま受注の順番が回ってこなかったため 売上がない場合	算定期間前に受注した売上額の一部 将来受注するはずの売上額の一部	_	_
	新たに違反行為に参加し受注の順番が回って来る前に調査を受けた ため売上がない場合	将来受注するはずの売上額の一部	-	-
	他の市場での協力や協力物件で下請発注してもらうなど見返りを期待 して協力する場合	他の市場や下請けで受注した売上額の一部	_	-
	直接的な経済的利益(談合金等)を収受して協力する場合	当該直接的な経済的利益の全額又は一部	-	-
③新規参入しないことに合意して既存事業者から見返りの金銭を得る場合 当該金銭の全額又は一部		当該金銭の全額又は一部	諸外国の事例	
41	と業グループ単位で違反対象事業を行っている事業者		42	97
	違反行為に参加していたグループ会社(持株会社等)に違反対象商品 の売上額がない場合	違反対象商品の販売をしているグループ会 社の売上額の一部	_	_
	違反行為に参加していたグループ会社が清算してしまった場合	当該グループ会社の売上額の一部	_	_
	女年後の取引を対象とした違反行為など,違反行為終了後に売上額が Eする場合	数年後の取引に係る売上額の一部	1	5
⑥ 벌	á初割付けどおりに発注がなされず売上が発生しなかった場合	受注するはずであった売上額の一部	諸外国	の事例

⁽注)関連事件数及び関連事業者数は平成21~27年度に課徴金納付命令が行われた事案における件数。

①国際市場分割カルテル





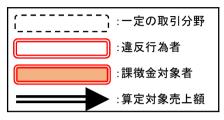
事案例

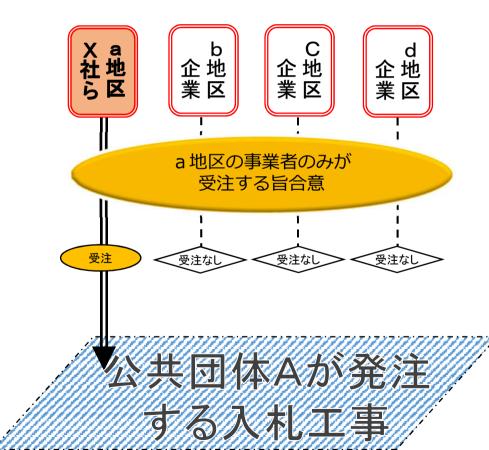
各国の商品αの製造販売業者は、商品αを使用する国に本店を置く事業者を受注予定者とする旨(例えば、X国で使用する商品αは、X国に本店を置く事業者を受注予定者とする。)を合意した。

問題点

- 「我が国に所在する需要者が発注する商品 α」が一定の取引分野と画定される場合。
 - 当該分野における売上額の存在する日本 企業に対してのみ課徴金の納付が命じら れることになる。
 - 合意により当該分野における売上額が存在しない外国企業に対しては、カルテルの当事者として競争を実質的に制限しているにもかかわらず、一切課徴金が課されない。
- 例えば、EUや米国では、制裁金等の算定基礎が柔軟に認定されるため、EU・米国における売上額が存在しない外国企業にも制裁金が課されている。

②入札談合 · 市場分割





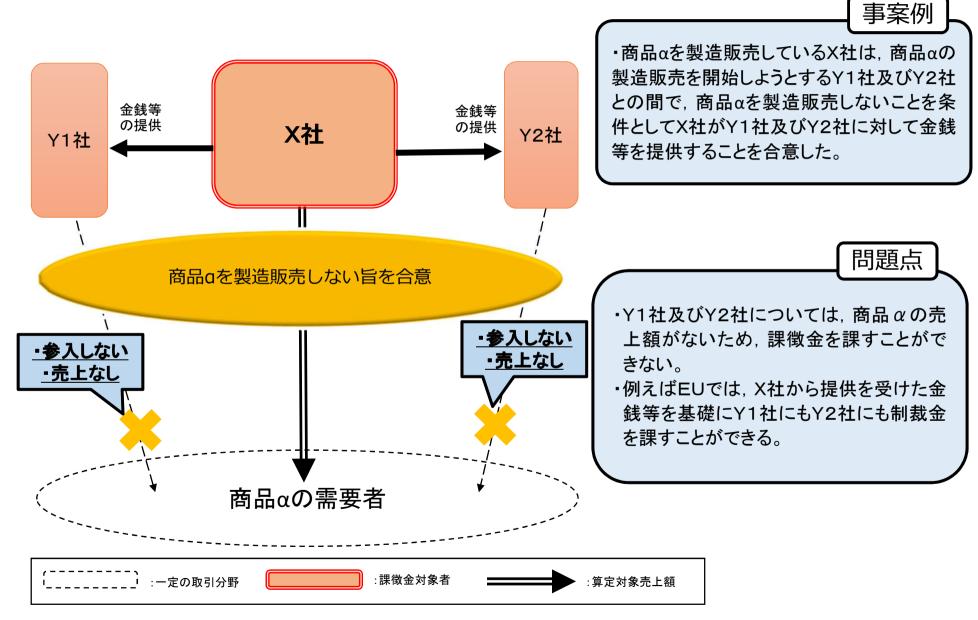
事案例

● a地区に本店を置くX社らとb~d地区に本店を置く事業者らは、「公共団体Aが発注する入札工事」について、a地区の事業者のみが受注する(b~d地区の事業者は受注しない)旨を、合意した。

問題点

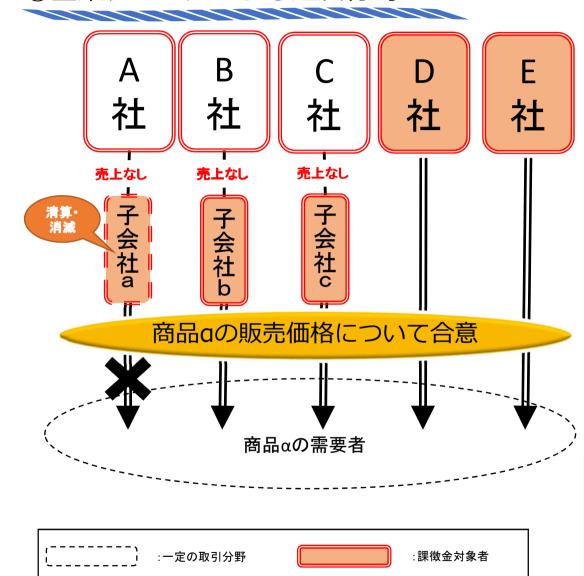
- 「公共団体Aが発注する入札工事」が一定の 取引分野と画定される場合。
 - 当該分野における売上額の存在するX社らに対してのみ課徴金の納付が命じられることになる。
 - 合意により前記工事を受注していない(売 上額が存在しない)b~d地区企業に対し ては、入札談合の当事者として競争を実 質的に制限しているにもかかわらず、一切 課徴金が課されない。

③市場不参入の合意



④企業グループによる違反行為

:違反行為者



事案例

- ・商品αの製造販売業者であるa社, b社, c 社, D社及びE社並びにa社, b社及びc社 の親会社であるA社, B社及びC社が, 商品 αの販売価格について合意した。
- ・違反行為者のうち、A~C社は、子会社であるa~c社に対して販売価格の指示等を 行っていたものの、商品αの製造販売はすべて子会社が行っていたため、違反行為に 係る商品の売上が存在しなかった。
- ・そのため、子会社のみが課徴金納付命令の対象となったが、子会社aは清算後消滅した。

問題点

- ・売上額が存在しない親会社(A~C社)に対しては、当事者として競争を実質的に制限しているにもかかわらず、一切課徴金を課すことができない。
- ・清算による消滅等の理由で子会社aに課徴 金納付命令ができない上、その親会社 であるA社に課徴金を課すこともできない。

:算定対象売上額

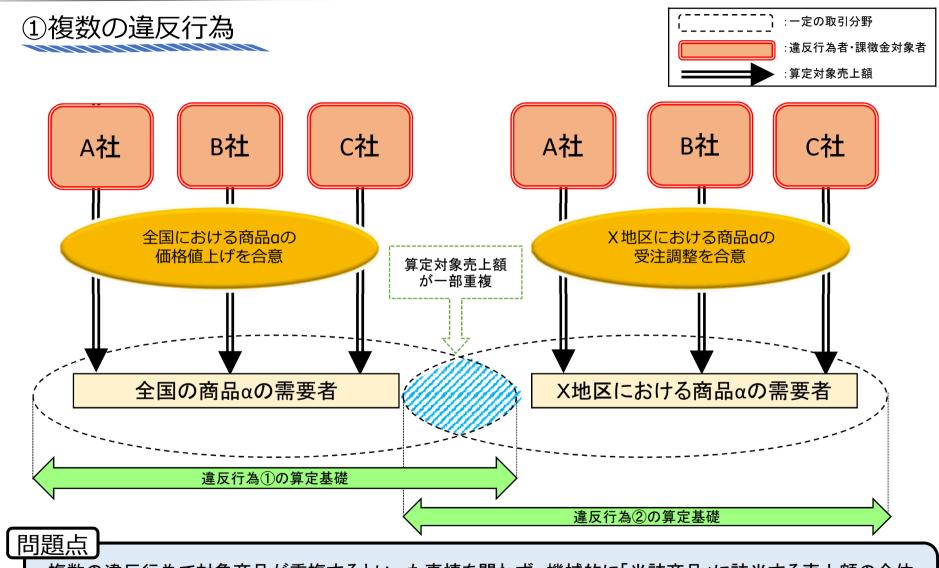
⑤違反行為の実行前の消滅 製造 業者 売 製造販売 商品αを一定の販売価格以上 にすることについて合意 上記合意に基づき ユーザーに見積書等を提出 違反行為 終了後の 当該見積書等に基づき 売上額の ユーザーは X社を契約業者に選定 ため課徴 金を課す 契約締結前に合意消滅 ことがで きない X社がユーザーと契約後、 納品 商品αのユーザー :一定の取引分野 : 算定対象売上額 :違反行為者

事案例

- 商品αは、その製品の特殊性から、①納品日の1年以上前に、商品αのユーザーが製造販売業者X社らから見積書等の提出を求め、②その提出された当該見積書に基づき契約業者を選定し、③契約は納品日の1か月前に行うことが商慣行とされている。
- 商品αの製造販売業者X社らは、ユーザーに提出する見積価格について、一定価格以上とすることを合意した。
- X社らは当該合意に基づきユーザーに見積書等を 提出した。
- ユーザーは、当該見積書等に基づきX社を契約業者として選定した。
- その後,外部事情によって,当該合意を消滅させなければならない必要が生じたため,商品αの製造販売業者X社らは契約前に当該合意を消滅させた。
- その後, ユーザーは既に選定したX社と契約を締結したため, 違反行為終了後に当該契約に基づく売上額が発生した。

問題点

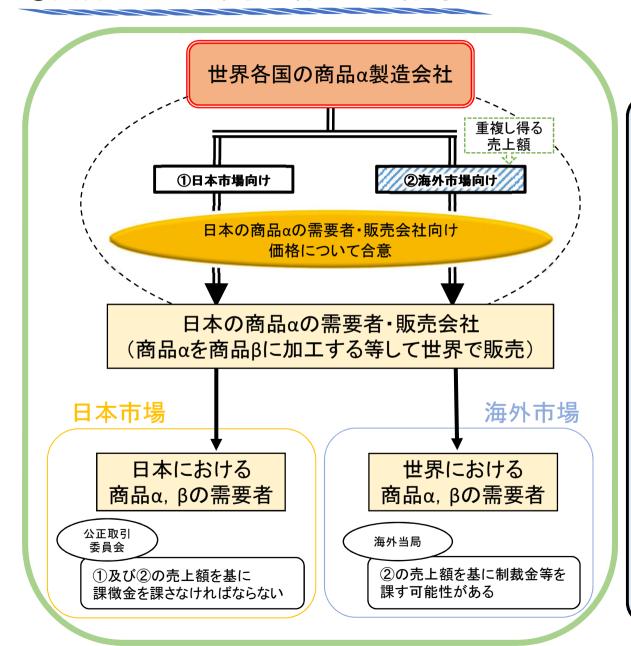
- 売上額の発生が違反行為終了後となるなど,違反行為の対象となる商品又は役務の売上額が違反行為の実行期間中に発生しない場合,違反行為者に対して一切課徴金が課されない。
- 例えば、EUでは、このような事案でも、過去の売上額などを算定基礎とすることにより、制裁金が課されている。



・複数の違反行為で対象商品が重複するといった事情を問わず、機械的に「当該商品」に該当する売上額の全体を課徴金の算定基礎としなければならない。

課徴金額が課徴金制度の目的に照らして必要な範囲を超え得る事例

②国境を越えた取引に係る違反行為

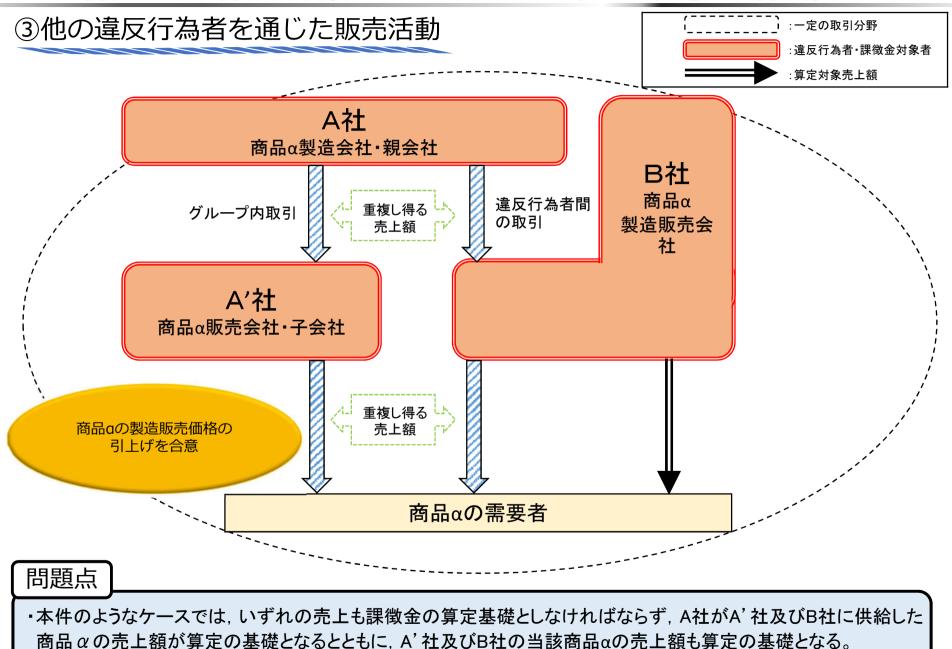




問題点

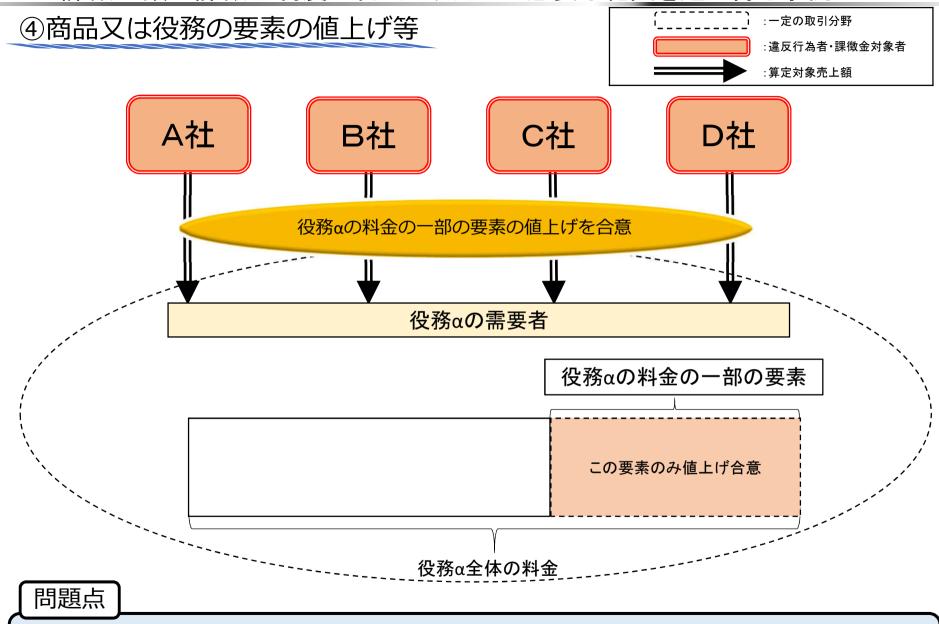
- 日本の法制度上,違反行為の対象 商品の売上額を基礎として課徴金の 納付を命じることが義務付けられて いる(本件の場合①及び②の全売上 額を基礎として課徴金の納付を命じ なければならない)ため,例えば,外 国当局がその国の競争法に基づき ②の売上額を基礎として金銭的不利 益処分を課したことを考慮して②の 売上額を課徴金の算定対象から除 外する等の柔軟な対応がとれない。
- 一方, 例えば, EUでは, 制裁金等の 算定に際し 欧州委員会が裁量を有 するため, 既に他の競争当局による 制裁金等の対象となった売上額につ いて算定基礎から除外することや, 自国市場向けの商品αのみを制裁金 の算定基礎に用いることも可能であ る。

課徴金額が課徴金制度の目的に照らして必要な範囲を超え得る事例



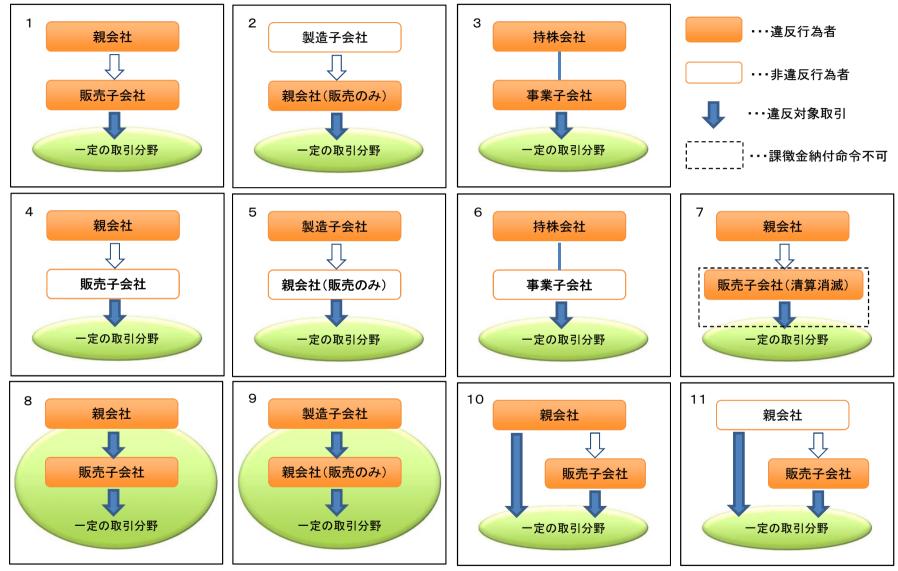
35

課徴金額が課徴金制度の目的に照らして必要な範囲を超え得る事例



・複数の価格又は料金の要素から構成される商品又は役務を対象に違反行為が行われた場合であって、そのうちの一部の価格又は料金の要素のみが相互拘束の対象となったときは、課徴金の算定基礎とする売上額の範囲に疑義が生じる。

課徴金の算定基礎とし得る売上額のパターン



※ 1から3のようなケースでは合意対象商品が算定基礎となるため特段の問題は生じないが、4及び5のケースでは違反行為者に違反対象商品の売上額はあるものの、違反 行為の拘束が及んでいるかは疑義が生じ得る。6のケースでは違反行為者の売上額が存在せず、7のケースでは売上額があっても課徴金は課せない。また、8及び9のケースが示すように違反行為の対象となる取引分野や、10及び11のケースが示すように企業グループ内のどの事業者が違反行為に関与するかにより、いずれの売上額を課徴金の対象とすべきかは異なり得る。さらに、違反対象商品が中間財か完成品かによっても異なり得る。これらのパターンは、親子・兄弟会社の関係のみならず、同業者間(違反行為者間)の関係にも妥当する。この他にも無数のパターンが想定し得るため、課徴金の算定対象とすべき売上額を一律に規定するのは困難と考えられる。

諸外国における制裁金等の制度の概要①(基本的な算定方法)

参考1-9

車車車
■ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
金) O
ル :の2倍 関連売上額の10%
10%以内
よし 上限なし
コア"に 金額の を決定 関連売
- 20%) 違反行為期間・回 数に応じて <u>最大100%加算</u>
〇 (50~20%以内)
〇 (30%以内)
〇 (40%以内)
与 等 役員の関与 等
O (50~20%)
〇 (30%以内)
ウ 等 支払能力 等
0
_
0
双引) —
のみ 併科あり

⁽注)「関連売上額」とは、違反行為期間における違反行為に関連する商品・役務の売上額(次項参照)、「総売上額」とは、前年度における事業者の売上の総額をいう。

諸外国における制裁金等の制度の概要② (加減算制度)

		<u>日本</u>	<u>欧州</u>	<u>英国</u>	仏国	独国	<u>米国</u>	韓国	
		(独占禁止法)	(制裁金ガイドライン)	(制裁金ガイダンス)	(制裁金算定に 関する告示)	(制裁金算定 ガイドライン)	(量刑ガイドライン)	(課徴金賦課細部 基準等に関する告示)	
		付命令等を受けたことが ある場合	〇【最大100%加算】 類似の違反行為を繰り返 した場合(過去の違反歴1 回ごとに加算し、加盟国に おける措置も違反歴に含 まれる)	反行為を繰り返した場合 (過去の違反歴1回ごとに	○【50~15%加算】 過去15年以内に類似の違 反行為を繰り返した場合	為電に係る総額のにの 本書に係る総額の加に有事を本を行う。 本書を本を行う。 《違反行為の類響と関連を表して、資源を表して、資源を本を行為の影のをできる。 ・違反行へのあの地ののでは、は、一下のでは、一下のでは、一下のでは、一下のでは、は、一下のでは、は、一下のでは、は、一下のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	反行為について刑事処分	○【50~20%以下の加算】 過去3年以内に違反行為を 繰り返した場合,回数に応じ て加算	
	的役割その	乗有に対し安水寺した場合, 他の事業者に対し価格等を指定した場合	の事業有に対し違及行為 への参加を強要した場合 違反行為の実効性確保の ため他の事業者に対して 報復措置を採った場合	は扇割有としての役割を担っていた場合、違反行為の継続を確保するために、他の事業者に対し強要又は報復措置を採った場合	〇 違反行為に係る主導者又 は扇動者としての役割を 担っていた場合,他のの 業者に対し違反行為への 参加を強要した場合,他 の事業者に対し違反行為の の事業者に対し違反行為復 を強制をせるため 措置を採った場合		_	○【30%以下の加算】 違反行為を主導又は扇動した場合 ○【20%以下の加算】 違反行為への参加を拒否した他の事業者に対し報復措置を採った場合	
加算	調査非協力・ 妨害			O OFTの執行活動を遅延させる、継続的・反復的で不 当な行動			違反行為者間における 捜査, 組織化の程度 を故意 うとし、 ハードコアカルテルにお 行為の いては、通常,加算要素 めの合	を故意に妨害し, 妨害しようとし, 又はこの種の妨害	○【40~20%以下の加算】 調査現場への立入りの阻止 資料の隠匿・廃棄等を通じ て調査を拒否,妨害又は忌 避した場合
要素	役員等の関 与	_	_	〇 取締役又は上級管理職が 違反行為に関与していた 場合	_		〇 上級職員が違反行為に関 与していた場合、実質的 権威のある職員による違 反行為が組織中に広がっ ていた場合		
	抑止・均衡に 係る調整	_	額と比較して特に大きい 場合, 違法な利益の推定 が可能でその額が制裁金	上額が総売上額の大部分 を占める場合, 違反行為	〇 事業者の事業規模や経済 力が特に他の違反事業者 と比較して重大である場 合	・過去の違反歴	_	_	
	その他	_	_	を継続している場合			・裁判所の命令等に違反 した場合 ・不当利得の吐き出し (Disgorgement):違反行 為によって得た利得が 損害賠償又はその他の 救済措置によって支払 われない場合		

		日本	欧州	英国	仏国	独国	米国	韓国	
	短期•早期離脱	〇【20%減算】 調査開始日の1か月前までに違反行為をやめ、かつ、違反期間が2年未満のときに限る	_	〇 調査開始後, 直ちに違反 行為を終了した場合	_	■ 違反行為及び違反行 為者に係る以下に例示 する事情を総合的に考 慮して、基本額の加算	_	○【50~20%の減算】 違反行為を自主的に是正(価格の引下げ、被害の現状回復等)した場合(※リニエンシー適用事業者を除く)	
	調査協力	_	〇 リニエンシー制度の枠外 又は法的義務の範囲外で の効果的な協力を行った 場合	化に資する協力(※リニエ	_	≪違反行為≫ ・違反行為の類型と期間	報告し、捜査に全面的に	〇【30%以下の減算】 違反行為を認容し、かつ、事 実認定に資する資料の提出 又は陳述を行うなどして、調査 に積極的に協力した場合(※ リニエンシー適用事業者を除 く)	
	限定的関与・ 競争的行為	_	〇 競争的な行動を採ること によって違反行為への加 担を避けていた場合	_	〇 違反行為の実行を妨害したといえるような競争的行動を採っていた場合	た市場の地理的範囲, 違反行為の重大性) ・市場の重要性(例えば, 違反行為によって影響 を受けた商品の種類)	_	O【50%以下の減算】 共同行為の合意をしたものの 実行しなかった場合又は談合 によって行われた入札が無効 になった場合	
	強要・圧力の 下での行動	_		〇 重大な強要又は圧力の下 で行動していた場合	されたものである場合	・違反行為者間における	_	O【30%以下の減算】 自社の利益と関係なく他の事業者から勧誘されて又は他の 事業者の代わりに違反行為に 参加した場合,欺瞞又は強迫 によって違反行為に参加した 場合等	
減算	過失による関 与		〇 過失により違反行為を 行った場合	〇 事業者が正当な理由によ り違法性の認識を有して いなかった場合	_	≪違反行為者≫ ・カルテルメンバー内での 役割		O【10%以下の減算】 違反行為が過失により又は相 当な注意を払っていたにもか かわらず行われた場合	
素	規制事情	_	〇 違反行為が公的機関又は 法律によって許可又は推 奨されていた場合		〇 違反行為が公的機関に よって許可又は推奨され ていた場合	·市場における地位 ·価値創造(yalue	_	O【20%以下の減算】 拘束力を有する行政指導を含む政府の施策が違反行為の 要因になったと認められる場合	
	コンプライア ンスプログラ ム	-	_	〇【10%以下の減算】 禁止規定に係る法令遵守 を確保するために十分な 措置が採られていた場合	コンプライアンスプログラ ムを策定・改善した場合	・支払能力 違反行為の防止・発見 ための効果的なプログムを作成していた場合 一 〇 罰金によって事業者に	違反行為の防止・発見の ための効果的なプログラ	○【20~10%以下の減算】 模範的なコンプライアンスプロ グラムを作成及び運用してい た場合	
	抑止・均衡に 係る調整	_	_	〇 制裁金の水準が事業規模 等に照らして不均衡又は 過剰である場合	〇 事業活動のほとんどを関 連市場において行ってい る場合			_	_
	支払能力の 欠如	_		〇 事業者の財務状況により 制裁金を支払うことができ ない例外的な場合			罰金によって事業者による被害者への賠償能力が 損なわれる場合	〇【50%以下の減算】 支払能力等を十分に反映でき ず過大であると認められる場 合(※経済危機等の特殊事情 の場合50%超の減算も可)	
	その他	_	_	_	_		_	・違反行為(不当な共同行為 を除く)に係る契約等を履行 しなかった場合【10%以下の 減算】 ・上記の減算要素に準ずる事 由がある場合【10%以下の減 算】	

諸外国における制裁金等の制度の概要③(算定基礎)

	算定基礎となる売上額の定義	解釈•運用
EU	〇制裁金ガイドライン13項 The value of the undertaking's sales of goods or services to which the infringement directly or indirectly relates in the relevant geographic area within the EEA. (EU領域内の関連地理的範囲における,違反行為に直接的又は間接的に関連する製品又は役務の違反事業体の売上額)	○ カルテル対象商品が当該商品とグレードの異なる他の商品の価格を設定する際の基準と なっているような場合は、当該グレードの異なる商品をも関連売上額の範囲に含めることが
英国	〇制裁金ガイダンス2.7項 The turnover of the undertaking in the relevant product market and relevant geographic market affected by the infringement in the undertaking's last business year. (違反事業体の最終事業年度における違反行為により影響を受けた関連商品役務及び関連地理的市場における違反事業者の売上額)	○ 違反行為により影響を受けた関連商品役務及び関連地理的市場は、制裁金が制裁として十分となるよう。全理的かつ相応の範囲で認定される(制裁会ガイダンス2.7項脚注18)

諸外国における制裁金等の制度の概要③(算定基礎)

	算定基礎となる売上額の定義	解釈-運用
独国	〇制裁金ガイドライン11項 The domestic turnover achieved by the company from the sale of the products or services connected with the infringement over the duration of the violation. (違反行為期間中の違反行為に関連する商品役務の違反行為者の国内売上額)	 ○ 制裁金は、違反行為により違反行為者が得るであろう競争上の利得と違反行為が第三者に与える経済的損害(以下「利得及び損害額」という。)の予測額と比例する必要があり、利得及び損害額は違反行為期間中の違反行為に関連する商品役務の国内売上額(以下「関連売上額」という。)から推計される(制裁金ガイドライン4項)。 ○ 違反行為の性質上又は不測の事態により関連売上額が生じなかった場合は、違反行為又は不測の事態がなかったときに得ていたであろう売上額を利得及び損害額の認定に用いる(制裁金ガイドライン11項)。 ○ 関連売上額が生じない例として、①市場分割カルテルのような違反行為類型の場合や、②競争入札において第三者が落札してしまった場合や入札手続が実施されなかった場合が挙げられる(制裁金ガイドライン注釈2)。
仏国	〇制裁金告示33項・34項 The total value of the categories of products or services to which the infringement(s) relate(s), sold by the undertaking or the entity at stake during its ultimate full accounting year of participation in the infringement(s). The sales at stake are all those made in France. (違反被疑事業体又は事業者が違反行為に関与していた期間のうちの最後の1年間における,違反行為に関連する商品役務群の国内売上額)	切な会計年度又は複数の会計年度の平均の値を用いることができる(制裁金告示37項)。 〇 企業グループで違反行為に関与していた場合は、当該企業グループに属する全ての事業体の売上額を捕捉する(制裁金告示38項)。

諸外国における制裁金等の制度の概要③(算定基礎)

	算定基礎となる売上額の定義	解釈-運用
米国	〇量刑ガイドライン § 2R.1.1(b)(2) The volume of commerce done by him or his principal in goods or services that were affected by the violation. (違反行為によって影響を受けた通 商額)	いが, 共謀の影響が生じていない取引という「稀な状況」については, 違反行為者のよく知ると ころであるので, 当該状況を証明する責任は, 証拠の優越の原理の下, 違反行為者が負うべ き(United States v. Micheal D Andreas, 216 F.3d 645, 7th Cir. 2000.)。
韓国	〇韓国独禁法施行令(大統領令)9 条1項 違反事業者が違反期間中一定の 取引分野において販売した商品役 務の売上額又はこれに準ずる金額	 ○ 売上額を算定するための商品の範囲は、違反行為によって直接又は間接に影響を受ける商品の種類と性質、取引地域、取引相手方、取引段階などを考慮して決め、違反期間は、違反行為の開始日から終了日までの期間とし、売上額は、事業者の会計資料などを参考にして決めることを原則とするが、それぞれの範囲は行為類型ごとに個別・具体的に決める(韓国独禁法施行令61条1項・別表2)。 ○ 違反行為によって実際に取引の対象となったものはもちろん、場合によっては取引の対象にならなかったものも含まれることがある(課徴金賦課の細部基準等に関する告示・韓国公取委告示2010-9号 II 5ナ(1))。

EUにおける制裁金の算定基礎の特殊な計算事例

事件名·番号/ 決定日	事例の分野/ 違反法条	事業社名	制裁金算定方法の概要
Freight Forwarding (39462) (2012.3.28)	・国際航空貨物サービスに係る 価格及びその他取引条件を調整することを目的としたカルテル ・EU機能条約第101条及びE EA協定第53条	 Nippon Express Beijing Kintetsu World Express 	行為に関わっていた月の売上から年間売上額を擬制し、制裁金の算定基礎額と
Exotic Fruit (Bananas) (39482) (2011.10.12)	Exotic Fruit (Bananas) (39482) ・食品の製造・販売業者による バナナの価格カルテル ・Dole		違反行為期間が短く、暦をまたいでいたことから、欧州委員会は実際の違反行為 期間の売上額を基に1年間分の売上額を擬制し、制裁金の算定基礎額とした事例
Liquid Crystal Displays (39309) (2010.12.8)	s 事業者による価格カルテル ・Samsung Electronics ・LG Display ほか		全違反行為期間中の実際の売上高のデータを入手可能であり、さらに売上が大きく伸びている業界であったため、違反行為期間中の平均売上額を制裁金の算定基礎額とした事例。
Marine Hoses (39406) (2009.1.28)	・マリンホースの製造販売行業者による価格カルテル及び市場分割カルテル・(旧) EC条約第81条及びEE A協定第53条	•Yokohama •Dunlop Oil &	EEA内での売上がない事業者にも制裁金を課すため、全違反事業者の該当取引分野の世界市場におけるシェアをEEA内のシェアに当てはめて制裁金の基礎算定額とした事例。
Power Transformers (39129) (2009.10.7)	・電力変圧器の製造業者による 価格カルテル及び市場分割 カルテル・(旧)EC条約第81条	・Siemens ・ABB ・Fuji Electrics ・Hitachi ・Toshiba ほか	同上
Aluminium fluoride (39180) (2008.6.25)	・アルミニウムフッ化物の製造業者による価格カルテル及び市場分割カルテル・(旧)EC条約第81条及びEEA協定第53条	•Boliden Odda •Fluorsid	同上
International removal services (38543) (2008.3.11)	・運輸事業者による価格カルテル及び市場分割カルテル並びに運輸業務請負時の談合・(旧) EC条約第81条及びEE A協定第53条	Trans Euro Ltd	違反行為によって実際に影響を受けた売上額では正確に違反行為の規模を反映できなかったことから、違反行為による影響を受けたかどうかに関わらず、また取引先や運輸サービスの種類等に関わらず、違反行為期間中の違反行為事業者の運輸業全体の売上を基に、制裁金の基礎算定額を算出した事例。

〇 理事会規則 1/2003 号 23 条 2 項 (a) に基づいて課す制裁金の算定方法に関するガイドライン (仮訳)

Introduction

- 1. 理事会規則 1/2003 号¹ 23 条 2 項(a)に基づき,欧州委員会はその決定により,故意又は過失によって EC 条約第 81 条又は第 82 条に違反した事業者又は 事業者団体に対し,制裁金を課すことができる。
- 2. 制裁金を課す権限の行使に当たり、理事会規則 1/2003 号によって規定された制限の範囲内において、欧州委員会は広範な裁量を持つ。まず、欧州委員会は当該違反行為の重大性(gravity)と継続期間(duration)を考慮しなければならない。次に、課すこととなる制裁金は、23 条 2 項の第 2、第 3 段落に明記されている上限を上回っていけない。
- 3. 制裁金決定の透明性及び中立性を確保するために、欧州委員会は1998年1月14日に制裁金の決定方法に関するガイドラインを公表した³。その実施から8年以上が経過し、欧州委員会はその制裁金に対する方針をより発展させ洗練させるための十分な経験を積んだ。
- 4. 欧州委員会が、故意又は過失により EC 条約第 81 条又は第 82 条に違反した事業者又は事業者団体に対して制裁金を課す権限は、条約によって委任された監督の職務を実行するために与えられている手段の 1 つである。この職務は、個々の違反行為に対して審査と制裁を課す職務を含むだけでなく、競争上の問題において、条約に明記された原則に適応することを企図した普遍的方針を追及し、この原則に照らして、企業の行為を導く義務も含むものである。この目的のために、欧州委員会は、必要な抑止効果を持つ法的措置を確保しなければいけない。したがって、欧州委員会は、第 81 条及び第 82 条の違反を発見した場合は、法律に違反する行為を行った者に対して制裁金を課す必要がある。制裁金は、関連する企業に対し制裁措置を課す(特定の抑止力)ためだけでなく、EC 条約第 81 条又は第 82 条に反する行為に従事する又は継続して行っている他の企業に対する抑止力(一般的抑止力)ともなるよう、十分に抑制効果をもつものであるべきである。
- 5. これらの目的を達成するために、欧州委員会は、制裁金算定のための基礎として、違反行為に関連する物又はサービスの価額を参照することが適当である。また、違反行為の継続期間もまた、制裁金の適正な額を算定するのに重要な役割を果たすべきである。したがって、事業者が違反行為に参加した年

¹ EC 条約第81 条及び第82 条に記載された競争ルールの実施のための2002 年12 月16 日付けEC 規則1 号 (OJL1, 4.1.2003, p. 1)

² 事例C-189/02p, C-202/02p, C-205/02P~C-208/02P, C-213/02p, Dansk Rørindustri A/S らに対する件参照 [2005]ECR I-5425,パラグラフ 172

³ EC 規則 17 号 15 条 2 項及び ECSC 条約 65 条 5 項に基づき課される制裁金の算定方法についてのガイドライン (0JC9, 14. 1. 1998, p. 3)

⁴ 前掲のDansk Rørindustri A/S らに対する件参照

⁵ 事例 100/80~103/80, Musique Diffusion francaise らに対する件参照 [1983]ECR 1825, パラグラフ 106

数を制裁金に反映させることも重要であると考える。

- 6. 違反行為が関係する売上価額と違反行為の継続期間の組み合わせは、違反行為に係る各企業の相対的比重と同様、違反行為の経済的重要性を示す適切な 代替性を備えていると見なされる。これらの要素に対する言及は、制裁金の規模の度合いについて適した指示を規定したものであり、機械的で算術的な 計算方法のための基礎とはなすべきではない。
- 7. また,企業が違法行為に参加することを抑止する必要があることから,制裁金には,違反行為の継続期間に関わりない一定の金額を含めることも適切で あると考えられる。
- 8. 以下のセクションは、1/2003 号 23 条 2 項 (a) に基づく制裁金の賦課に係る欧州委員会の指針となる原則を示している。

制裁金の算定方法

- 9. 後述の項目「37」にかかわらず,事業者又は事業者団体に課す制裁金を算定する際には,欧州委員会は以下に挙げる二段階の手順で行う。
- 10. まず、欧州委員会は、それぞれの事業者又は事業者団体につき、基本額(basic amount)を設定する(下記セクション1参照)。
- 11. 次に、基本額を上方又は下方に修正する(下記セクション2参照)。

セクション1. 制裁金の基本額

12. 基本額は、下記に記載の方法のとおり、売上の価額を基準にして決められる。

<A. 売上の価額の算定>

- 13. 賦課する制裁金の基本額の決定に際して、欧州委員会は、事業者が欧州経済域内(EEA)の違反行為が行われた地理的範囲において、直接的または間接的に販売した物又はサービスの売上の価額を用いることにする。通常は、当該事業者による違反行為継続期間の最終の事業年度における売上高を用いる⁶(以下「売上の価額」という)。
- 14. 事業者団体による違反が個々の構成員の活動と関連するものである場合、売上の価額は一般的にその構成員の売上の価額を合わせたものを相当とする。
- 15. 事業者による売上の価額の決定に当たり,欧州委員会は当該事業者の最も標準的な数字(best available figures)を用いる。

⁶ 例えば、ある商品における水平的価格カルテルの場合,その商品の当時の価格は、それよりも低い又は高い品質の商品の価格を基本として用いる。

- 16. 事業者が示す標準的な数字が不完全なものまたは信頼性がないものである場合、欧州委員会は、入手した一部の数字又は関連性があり妥当であると考えられる情報もしくはその両方を基として、その売上の価額を決定する。
- 17. 売上の価額は、売上に直接かかる付加価値税及びその他の税の課税前の数字によって決定される。
- 18. 違反行為が行われた市場の地理的範囲が、EEA を超えて広がっている場合(例えば世界的規模のカルテル)、EEA 内における事業者の当該行為に係る売上は、違反行為に対する各事業者のウェイトを正確に反映していない可能性がある。中でも、世界的規模の市場分割の事件がこれに当たる可能性がある。そのような事件においては、EEA 内における当該行為に係る売上高全体の規模と違反行為に対する各事業者のウェイトの両方を反映させるためには、欧州委員会は、違反行為が行われた当該地理的範囲(EEA よりも広い範囲)における違反行為に関連する物又はサービスの総価額を算定し、当該市場において各事業者の違反行為に対する売上価額の割合を決定し、この割合を当該事業者らが関係する EEA 内における総売上高に当てはめればよい。この結果は、制裁金の基本額を設定するための売上の価額として用いられる。

<B. 制裁金の基本額の決定>

- 19. 制裁金の基本額は、売上価額の比率に関わり、また、違反行為の重大性の度合いに依存し、また、違反年数を乗じて算出される。
- 20. 重大性の評価は、事件に係る全ての状況を考慮するため、すべての違反形式に対応して、事件ごとに行う。
- 21. 通常、制裁金に考慮される売上の価額の割合は、商品の売上高の最大30%以下の水準で設定する。
- 2.2. 個別の事件について考慮される売上の価額の割合を、その下限におくか又は上限におくかを決定するために、欧州委員会はいくつかの要素、例えば違反 行為の性質、関係する全ての事業者を合計した市場占有率、違反行為の地理的範囲、違反行為が実行されているかどうかなどを考慮する。
- 23. 水平的価格カルテル,市場分割及び生産数量制限の合意⁷は通常秘密事項であり,まさしくその性質からして,最も有害な競争制限である。政策的な問題として、それらは重い制裁金を課されるであろう。したがって、そのような違反について考慮される売上の価値の割合は、通常上限で設定される。
- 24. 違反行為に参加した各々の事業者の関与の期間を考慮するために、売上の価額に基づいて算出される金額(上記20から23参照)に対し、違反行為への参加年数を乗じる。6か月未満の期間は、半年として計算する。6か月以上1年未満の期間は、1年間として計算する。
- 25. 加えて、事業者に水平的価格カルテル、市場分割、生産制限の合意を結ぶことを思いとどまらせるために、上記 Section A で定められるように、委員会は、違反行為への参加年数にかかわりなく、参加事業者に対して売上の価額の 1 5%から 2 5%の間に当たる金額を基本額に算入する。欧州委員会は、そ

⁷ EC条約第81条の範囲における事業者団体の行為及び決定に関しての協定も含む。

- の他の違反行為の場合も、追加的な金額を適用することができる。欧州委員会は、各事件において検討される売上の価額の割合を決定するために、とり わけ上記22において記載しているように、いくつかの要素を考慮する。
- 26. 違反行為への参加事業者の売上高が、全く同一ではないものの同程度である場合、欧州委員会は同一の基本金額を各々の事業者に設定することができる。 さらに、制裁金の基本額を決定する際に、委員会は概数を使うことができる。

セクション2. 基本額の調整

27. 制裁金を決定する際に、欧州委員会は上記セクション1で決定された基本額を増額又は減額させる状況があるかどうかを考慮する。それは、全ての状況 を考慮した上での総合的な評価に基づいて行われる。

<A. 増額させる状況>

- 28. 欧州委員会は、以下に述べるような、事業者の罪を一層重くする状況を発見した場合、基本額を増額することができる。
 - 欧州委員会又は加盟国競争当局が第81条又は第82条の違反に対する決定を行った後で、当該事業者が同様又は類似の違反行為を継続又は反復して行う場合: 基本額は、それぞれの違反が行われる度に、最高100%増加される
 - 欧州委員会による調査に対して協力を拒絶又は妨害をした場合
 - 一 違反行為のリーダー又は扇動者である場合:欧州委員会は、違反行為に参加するよう他の事業者を強要するいかなる方法及び違反行為を形成する行為を 強制する目的として他の事業者に対して行ういかなる報復措置に対しても特に注意を払う

<B. 減額させる状況>

- 29. 欧州委員会は、以下に述べるような、事業者の罪を酌量すべき状況が存在する発見した場合、基本額を減額することができる。
 - 一 欧州委員会の調査後直ちに違反行為を中止したということを示す証拠を事業者が提供する場合:これは、(特にカルテルなどの)秘密の合意又は行為には通用しない
 - 違反行為が過失の結果実行されたものであるということを示す証拠を事業者が提出する場合
 - ー 違反行為への関与が実質的に限られたものであるという証拠を事業者が提出するとともに、それによって違法な合意に加担している期間において実際に

当該市場において競争的な行動をとることによって違法な合意の利用を避けていたということを事業者が示した場合:他の事業者よりも違反期間が短いという単なる事案は、既に基本額の算定において反映されているために、酌量すべき状況とは見なさない

- リーニエンシー制度や法的な義務の範囲外において、事業者が欧州委員会に対して特に効果的な協力を行った場合
- 事業者の反競争的行為が公的機関又は法律によって認可又は推奨されていた場合

<C. 違反行為の抑止のための特殊な増加>

- 30. 欧州委員会は、制裁金に十分な違反行為の抑止効果を持たせる必要性について特に注意を払う。そのために、違反行為に関連する財やサービスの販売高を特に大きく超えた売上高を持つ事業者に対して課す制裁金を増加させることができる。
- 3.1. また、欧州委員会は、違反行為の結果得られた不正利得の金額が推計できる場合、それを超えるような額に制裁金を増加させる必要性について配慮する。

<D. 法的な上限額>

- 3 2. 理事会規則 1/2003 号第 23 条 2 項において説明されるように、制裁金の最終的な総額は、いずれにしても、事業者及び事業者団体が違反行為に参加した 直近の事業年度の総売上高の 10%を上回らないものとする。
- 33. 事業者団体による違反行為がそのメンバーである事業者らの活動に関与するものである場合、制裁金は、違反行為により影響を受けた市場における各事業者の総売上高の合計の10%を上回らないものとする。

<E. リーニエンシー告示>

34. 欧州委員会は、リーニエンシー告示に規定された条件に従い、減免の規定を適用する。

<F. 支払い能力>

35. 例外的な場合において、欧州委員会は、要請があれば、事業者が特定の社会的・経済的事情により制裁金を支払う能力がないことを考慮することができる。単に財政状況の悪化又は赤字が確認されたとしても、それを理由とした制裁金の減額は基本的に認められない。ガイドラインの規定に基づく制裁金

⁸ これは加盟国に関連する事項に対して提訴されるすべての訴訟に対して予断を与えるものではない。

の賦課が関連事業者の経済的存続を回復不可能なほど危うくし、すべての資産価値を失う原因になるならば、客観的な証拠のみに基づいて、減額することができる。

最終的な考慮事項

- 3 6. 欧州委員会は、一定の事件では、抽象的な制裁金を課すことができる。そのような制裁金を課す正当性は、その決定において、明らかにしなければならない。
- 37. 本ガイドラインは、制裁金を算定するための一般的な方法を示すものであるが、特殊なケースや、抑止力が必要とされるような特定のケースの場合は、 このような方法又は前記ポイント21で定めた金額の限度にそぐわない額を算定したとしても正当化される。
- 38. 制裁金が 1/2003 号第 23 条 2 項又は 17/629 号⁹ 第 15 条 2 項のいずれに基づき課されるかに関わらず、本ガイドラインは、官報における公告日以降に発 出された異議申立書に係る全ての事件に適用される。

○ EU競争法違反に対する制裁金について¹⁰(抜粋)(仮訳)

ガイドラインの必要性について

制裁金の賦課方式においては、様々な事実関係が広範囲に網羅されていなければならず、事前に全ての状況を想定しておくことは難しい。そのため、欧州 委員会はガイドラインを適宜修正及び更新できる権限を有しており、またガイドライン自体に「特殊な事案においてはガイドラインから明確に逸脱すること も想定している」という規定がおかれている。

多数の国の競争当局でも欧州委員会のガイドラインに概ね合致する制裁金のガイドラインを作成し、欧州委員会と同様のアプローチを採っている。

^{9 1962}年2月6日付け規則17/62の15条2項:条約第85条及び86条(現在の81条及び82条)を遂行する最初の規則

¹⁰ 欧州委員会のホームページに掲載されている「Fines for breaking EU Competition Law」(http://ec.europa.eu/competition/cartels/overview/factsheet_fines_en.pdf)

我が国の他の課徴金制度の概要

			課徵金対象行為	課徴金の算定方法 (詳細は(3)~(5)参照)	対象期間	規模 基準	加減算・免除等	罰金調整	罰則 (自然人)	罰則 (法人)		
	義務違反	発行開示	有価証券届出書等の不提出 (172条)・虚偽記載(172条の2) 等					_	〇不提出:有価証券届出 書等について,5年以下 の懲役若しくは500万円			
	糸糸月三	売	有価証券報告書等の継続開示 書類の不提出(172条の3)(継 続開示義務違反)							罰金相当額を控除 (185条の7	以下の罰金又はこの併 科(197条の2第5号) 〇虚偽記載:有価証券届 出書等について 10年以	〇不提出:5億円 以下の罰金(207
			有価証券報告書等の継続開示 書類の虚偽記載(172条の4)等 (継続開示義務違反)	例)発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額				第16項)	下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項1号)	条1項2号) 〇虚偽記載:7億 円以下の罰金		
金属商品	の届	公開買付開始公告の不実施(172条の5),公開買付開始公告・公開買付 届出書の虚偽記載等(172条の6)				違の7.0 〇に調行額項. 1万円未課 一 しな6条1 項)・取ダー ・取ダー・継	○5年以内の繰返し 違反は1.5倍(185条 の7第13項) ○以下の違反行為 については、当局の 調査前に報告50%減 額(185条の7第12	_	〇不実施:5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(197条の2第4号) 〇虚偽記載:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項2号,3号)			
取法	大	大量保有報告書等の不提出(172条の7)・虚偽記載(172条の8)等		: 例) 当該報告書等に係る株券等の発 行者の時価総額の10万分の1	_		項) ・法人による自己株の取得におけるインサイダー取引 ・継続開示書類・発行		5年以下の懲役若しくは 500万円以下の罰金又は この併科(197条の2第5 号(不提出),6号(虚偽記 載))			
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	プロ句ナ市	特定証券等情報の不提供等 (172条の9), 虚偽情報の提供 等(172条の10)				開示書類の虚偽記載 ・大量保有報告書の不 提出 ・特定証券等・情報発 行者等情報の虚偽等	-	虚偽記載:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(197条1項4号の2)不提供:5年以下の懲役	虚偽記載:7億円 以下の罰金(207 条1項1号)		
	プロ向け市場における	易こおける	発行者等情報の虚偽等(172条 の11)	: 例) 600万円又は発行する株券等の 市場価額の総額等の10万分の6 のいずれか大きい額				額を控除	若しくは500万円以下の 罰金又はこの併科(197 条の2第10号の2)	不提出:5億円以 下の罰金(207条1 項2号)		
	発行者等情報の虚偽等への特定関 与(172条の12)			手数料,報酬その他の対価として支払われ,又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額				-	-	_		

我が国の他の課徴金制度の概要

	課徵金対象行為		課徵金対象行為		課徴金の算定方法 (詳細は(3)~(5)参照)	対象期間	規模 基準	加減算・免除等	罰金 調整	罰則 (自然人)	罰則 (法人)
		風説の流布又は偽計(173条)				〇5年以内の繰返し違		〇10年以下の懲役若しく は1千万円以下の罰金又 はこの併科(197条1項5 号)			
	不	仮装·馴合売買(174条)	例)「重要事実公表後2週間の 株券等の最高値×買付等	〇以下の違反行為に ついては、当局の調 1万円未満 査前に報告を行った は賦課し場合50%減額(185条 ない(176の7第14項) 条1項) ・法人による自己株の取 得におけるインサイダー 取引 ・継続開示書類・発行開	1万円未満 は賦課し ない(176 条1項)	没収・追徴	・財産上の利益を得る目的の場合には10年以下の懲役及び3000万円以	〇7億円以下の罰 金(207条1項1号)			
金融商品	不公正取引	変動操作取引(174条の2)	株分等の取高値を負付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除した額(インサイダー取引の場合)			査前に報告を行った場合50%減額(185条の7第14項)・法人による自己株の取得におけるインサイダー取引・継続開示書類・発行開	課 徴 金 額 か ら 金 額 控 除 (185	〇 5 年以下の微処共した	O5億円以下の罰 金(207条1項2号)		
取引 法		違法な安定操作取引(174条の3)					項)	13号(※当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係る場合)			
		インサイダー取引(175条)				示書類の虚偽記載 ・大量保有報告書の不 提出 ・特定証券等・情報発行 者等情報の虚		5年以下の懲役若しくは 500万円以下の罰金又は この併科(197条の2第13			
	情報	最伝達・取引推奨行為(175条の2)	例) 株券等の取引を行った 者の利得の2分の1				_	号, 第14号, 第15号)	(20/末1項2勺)		
公認		まによる虚偽証明等(31条の2第1号・34条の21の2第1項1号)	する額 - 監査報酬相当額		は賦課し	日未満 一定の業務停止,解 に課し 散命令等を行う場合 (31 であって,課徴金の賦					
会計士法	虚偽	台の注意を怠ったことによる重大な 為証明等(31条の2第1項2号・34条 1の2第1項2号)			条の2第3 項,34条	課が適当でないと認められるときは、課徴金納付を命じないことができる	-	-	-		
景品表示法	優良	段誤認表示,有利誤認表示(8条)	違反行為に係る商品・役務の 売上額に3%を乗じて得た額に 相当する額	長 3 年	満は賦課	〇処分を予知する前 に違反行為を報籍 た場合,50%減額 〇返金措置を額を 後金から減額 〇事業者が相当の注 意を怠った者でないさ きは、課徴金を課さない	-	-	_		

我が国の他の課徴金制度の概要(算定基礎①)

		課徵金対象行為	課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠
	発行開示義務違反	有価証券届出書等の不提出 (172条)・虚偽記載(172条の2) 等	募集・売出総額の2.25%(株券等の場合は4.5%)	決算時の株価の変動率について、決算期に重要事実を公表した会社と公表していない会社とで比較すると、虚偽記載等により投資家が企業内容・有価証券の価値について現実以上に良好なものと信じた場合にはそのような誤解がない場合に比べ、より有利な形で資金調達が可能になると考えられる。実際にも前者の価格変動率が2%程度高くなっているとのデータが存在する(株式の場合は4.5%)ため、当該差額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。不提出の場合にも同視できるため、同様に設定。※新株予約権行使の場合には、発行者は資金調達額として新株予約券証券自体の発行価額・売出価額のみならず、新株予約権行使による払込金額を想定することが一般的であるため、課徴金の額に「新株予約権行使に際して払い込むべき金額」を課徴金の額として算入。
	継続開	有価証券報告書等の継続開示 書類の不提出(172条の3)	当該有価証券報告書に係る直前事業 年度の監査報酬額(四半期・半期報告 書はその半額)	有価証券報告書作成費用相当額である監査報酬額をを一般的抽象的に想定される経済的 利得相当額として設定。
金融	示義務違反	有価証券報告書等の継続開示 書類の虚偽記載(172条の4)	①600万円又は②発行する有価証券 (有価証券を発行していない場合はこれに相当するものとして政令で定める 価格)の市場価額総額の10万分の6	有価証券報告書等の虚偽表示を行った場合、一般的に、違反行為者には財務状況の見かけ上の改善による <u>資金調達コストの低下という利益が生じる</u> と考えられるため(この資金調達コストの低下という経済的利得を算定することは困難であるものの)、 <u>資金調達コストの低下という経済的利得を、発行する有価証券の市場価格総額(時価総額)の比率で捉えた上で、最低限の水準として、上場企業の平均の時価総額に同比率を乗じた額</u> を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。
商品取引法		付開始公告の不実施(172条の	株券等の買付総額の25%	公開買付けを成功させるためには、市場価格に一定の価格の上乗せを行うことが一般的であるところ、公開買付を行わない場合、買付価格の上乗せ分を払わないこととなるため、当該上乗せ分を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定(導入当時の公開買付における公開買付価格の市場価格に対する上乗せ率が平均25%程度)。
	公開買付開始公告・公開買付届出書の 虚偽記載等(172条の6)		株券等の時価総額(当該価格がない 場合は、これに相当するものとして内 閣府令で定める額)の25%	公開買付届出書等においては、価格の算定根拠、買付け目的等、応募株主が公開買付けに応募するか否かを判断するに当たり、重要な情報が開示される。公開買付届出書等の不提出・虚偽記載という違反により、これら重要な情報を提供せず、又は重要な事項について虚偽の情報を提供する場合、取引の実態を不透明にすることにより、その立場を有利にすることが可能となることが想定される。したがって、時価総額に対して、公開買付けを実施しないで株券等の買付けを行った場合と同様の率をかけたものを不当利得として算出している。
	大量保有報告書等の不提出(172条の7)・虚偽記載(172条の8)等		当該報告書等に係る株券等の発行者 の時価総額(当該価格がない場合は, これに相当するものとして内閣府令で 定める額)の10万分の1	①大量保有報告書等を提出した場合、当該報告書等に係る株券等の取引に追随者が生じて市場価格が変動し、その後の取引コストが上昇することになる。したがって、これらの報告書を提出しない場合、それらの取引のコストを抑えることが可能となる。大量保有報告書等の提出に伴う市場価格への影響について、種々の事例を分析したところ、平均0.1%程度と見込まれた。②大量保有報告書を提出した後は、株券等保有割合が1%以上増減した場合に変更報告書等の提出が求められる。大量保有報告書等を提出しないことにより、一般的には次の変更報告書の提出義務が発生する時点までは、他の追随取引を発生させない中で取引を行うことが想定される。そのため、上記①及び②を乗じた額(0.1%×1%)を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。

我が国の他の課徴金制度の概要(算定基礎②)

		課徵金対象行為	課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠	
	特定の投資家(プロ向け)市場に おける特定証券等情報の不提供 等(172条の9・10・11) 虚偽開示書類等の提出を容易に すべき行為又は唆す行為(172条 の12)		プロ向け(特定の投資家向け)市場等における課徴金の算定も基本的には一般市場向けと同様に算定。	上記各行為と同じ。	
				特定関与行為の対価として支払われ、又は支払われるべき額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額準として設定している。	
		違反行為終了時までの売付け等(買付 はいの流布又は偽計(173条) 違反行為終了時までの売付け等(買付け等)の価格と違反行為が終了してから1か月を経過するまでの最安値(最高			
		仮装·馴合売買(174条)	値)の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める価格)の差額等		
金融商品取引法	不	変動操作取引(174条の2)	違反行為期間中に確定した利得の額と、 当該違反行為の開始時から終了時までの売付け等(買付け等)の価格と違 反行為が終了してから1か月を経過するまでの最安値(最高値)の価格(当該 価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める価格)の差額等との合計額等	違反行為が終了してから1か月(インサイダー取引規制は違反後2週間)を経過するまでの有価証券等の買付け(売付け)価格の最高値(最低値)を基準とした差額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。 ※違反行為者は可能な限り多くの利得を得ることを目指して、違反行為を行っていると考えられるため、違反行為の抑止の観点からは、違反行為の実施時において違反者が一般的に期待し得る利得の相当する額を課徴金として算定することが適当として、平成17年に課徴金制度を導入したインサイダー取引等の行為については、重要事実が公表された終値を基準価額としていた(特定の時点の価額からの差額としていた)ものを、違反行為抑止の実効性の観点から、平成	
	不公正取引	違法な安定操作取引(174条 の3)	違反行為開始時点で確定した利得額と、 違反行為が終了してから1か月を経過 するまでの平均価格と違反行為期間中 の平均価格の差額等との合計額	20年に最高値(最低値)という期待値に改正したもの。	
		インサイダー取引(175条)	重要事実公表前に行った売付け等(買付け等)の価格と重要事実公表後2週間の最安値(最高値)の価格の差額等		
		※自己以外の者の計算において不公正取引を行った場合	して内閣府令で定める額に3を乗じて 得た額(3か月分の運用対象財産の運 用対価相当額) ②それ以外の場合は,手数料、報酬そ	①運用委託を行う投資家は、資産運用業者の状況を少なくとも定期的に確認しており、運用成績が悪ければ、契約期間満了前でも運用委託契約を解除することがあり得るところ、四半期毎に運用状況の報告を求める実務等があり得ることを踏まえ、少なくとも継続的な運用委託から生じる四半期分(3か月分)の運用報酬を資産運用業者の違反行為から一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。 ②①以外の場合は、違反行為に対する報酬等が違反行為者の得る一般的な利得と考えられるため、支払われる手数料、報酬その他の対価の額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定。	

我が国の他の課徴金制度の概要(算定基礎③)

	課徵金対象行為	課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠
金商取法	情報伝達・取引推奨行為 (175条の2)	①仲介関連業務に関し違反行為をした場合:3ヶ月分の仲介関連業務の対価相当額として内閣府令で定める額(同条第1号) ②有価証券等の募集等業務に関し違反行為をした場合:3か月分の仲介関連業務対価相当額として内閣府令で定める額並びに、引受け業務の対に相当する額として内閣府令でに相当する額として内閣府条で定める額の2分の1の合計額(同条第2号) ③それ以外の場合 取引を行った者の利得の2分の1(同条第3号)	①実務上、証券会社は、資産運用業者等から一定期間ごと(3か月ごとが多い)にブローカー評価を受けており、違反行為によってブローカー評価を高めることができれば、取引注文の増加及び仲介手数料の確保につながるものと考えられる。これらを踏まえ、違反行為が行われた月における情報受領者等からの仲介関連業務の対価に相当する額(機関投資家は、証券会社のサービス・能力等を勘案して定期的に、様々な投資対象を含めた取引全体の発注量を決める実務があり、証券会社が情報伝達・取引推奨により確保し得る手数料等の収入は仲介関連業務全般に及ぶと考えられる。)に3を乗じて得た額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として設定している。②増資に係る売りさばき等の募集等にかかる引受手数料は、引受業務及び売りさばき業務の対価であり、販売の難易度や引き受けリスクを勘案して、実務上、引受手数料全体の約半分を占めることが多いため、引受手数料の2分の1に相当する額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額として加算している。③情報伝達・取引推要者には直接の取引利益が帰属しないにもかかわらず、処罰リスクを負いながら、情報受領者等に利益を得させる目的で違反行為を行う場合には、情報受領者等から何らかの利益を得、あるいは得ていることが合理的に想定される。こうした利得の経済的価値は事案によって異なり得るが、共同して犯罪行為を行った者の中では、得られた利益を折半することが多いことを踏まえると、情報伝達・取引推奨者は情報受領者が得た取引利益の少なくとも半額程度の価格に当たる利得を享受していると考えられるため、情報伝達・取引推奨者が得る利得は、情報受領者からの過去から将来にわたる様々な有形無形の利得であり、情報伝達・取引推奨者が得る利得は、情報受領者からの過去から将来にわたる様々な有形無形の利得であり、情報受領者等が売買等によって得た取引利益とは利得の源泉が異なるものと考えられる。このため、仮に情報受領者等が行った売買等がインサイダー取引規制に違反するとして、当該売買等からの利得相当額を基準に情報受領者に対して課徴金を課したとしても利得の二重計算とはならないものと考えられる。
	※早期発見による減算 (185条の7第14項)	一定の違反行為について,違反者が 当局による調査の着手前に違反行為 の事実の申告が行われた場合,課徴 金の金額を半額とする。	金商法上の課徴金減算制度は、違反行為者の自律的な是正機能を促すものであるため、かかる効果が発揮される行為(①法人による自己株式の取得におけるインサイダー取引、②大量保有報告書等の不提出、③発行・継続開示書類の虚偽記載等、④特定証券等情報等の虚偽行為)が対象。企業自らが社内の違反行為を発見してその内容を公表した場合に、証券取引等監視委員会が違反行為を発見した場合で、同じ課徴金が課されるのであれば、企業としてコンプライアンス体制を構築する動機が減殺されることから、規定された。
	※繰り返し違反による加 算(185条の7第15項)	過去5年以内に金商法上の課徴金納付命令を受けたことがある場合, 課徴金の金額を1.5倍とする。	1回目に課した課徴金の水準では、当該違反行為の抑止には不十分であることが推認できること等からより強い抑止が必要であると考えられることから、他法令における制度等を参考としつつ1.5倍とした。課徴金の性格を利得相当額の金銭的不利益を課すものとする立場からは、課徴金の加算制度は、違反行為を繰り返した事業者は、通常の課徴金を納付してもなお違反行為を行う動機が生じるほどの利得を得ているため、それらの利得についても剥奪しなければ違反行為の抑止に役立たないと説明されるものと思われる。課徴金の加算制度は、金商法の全体の規制遵守のエンフォースメントを強化するものといえる。

我が国の他の課徴金制度の概要(算定基礎④)

	課徵金対象行為	課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠
	故意による虚偽証明等 (31条の2第1項1号・34 条の21の2第1項1号)	監査報酬相当額の1.5倍に相当する額	故意による虚偽証明については、「相当の注意を怠ったことによる虚偽証明」に比べ、抑止がより困難であり、課徴金の額を加重する必要がある。故意による虚偽証明を行う場合、公認会計士・監査法人は積極的・能動的に虚偽記載に加担しているものと考えられ、将来にわたり被監査会社を存続させ、監査を継続することを望むものと推定される。そのため、相当の注意を怠ったことによる虚偽証明に比べて、抑止がより困難になると考えられることから、効果的な抑止を図るためには課徴金の金額を加重する必要がある。これらを踏まえ、虚偽証明を行った後に監査契約が継続されると期待される期間等を勘案し、監査報酬相当額の1.5倍とするとされている。
公認会計士法	相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明等(31条の2第1項2号・34条の21の2第1項2号)	監査報酬相当額	<u>違反行為に伴い受け取る監査報酬相当額を一般的抽象的に想定される経済的利得相当額</u> と して設定している。
	※課徴金納付命令を行わないことができる場合 (31条の2第2項・34条の 21の2第2項)	①故意に基づく虚偽証明等について、虚偽証明等がなされた財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類に与える影響が比較的軽微である場合②相当の注意を怠ったことに基づく虚偽証明等により、相当の注意を著しく怠った場合に該当せず、課徴金納付命令以外の行政処分を行う場合③既存業務にかかる業務停止命令が行われる場合④登録の抹消、解散命令が行われる場合	課徴金制度は、違反行為に対して一定の金銭的な負担を課すことを通じ、違反行為の防止という行政目的を達成しようとするものである一方、公認会計士・監査法人に係る個別の非違行為ごとに、必要かつ適切と考えられる処分を過不足なく課すことが行政処分の実効性・相当性の観点からは重要であり、当該監査法人の状況、再発の蓋然性、被監査会社への影響等を踏まえた対応を可能とすることが必要と考えられる。そのため、違反態様等が軽微であり、課徴金を賦課するに及ばない場合(左記①及び②)と重大な違反に伴い、課徴金以外の行政処分を課す場合において、当該行政処分自体が当該公認会計士・監査法人に一定の経済的負担をもたらし、それによって十分に行政目的を達せられるような場合(左記③及び④)には、課徴金命令を行わないことができるとされた。

我が国の他の課徴金制度の概要(算定基礎⑤)

	課徵金対象行為	課徴金の算定方法	算定方法の設定根拠
		違反行為に係る商品・役務の売上額に3%を乗じて得た額に相当する額	消費者庁設置後の措置命令事案における事業者の売上高営業利益率のデータを検討し、概ねその中央値である3%を利得として算定。
景表法	課徴金対象行為に該当 する事実の報告による課 徴金の額の減額(9条)	算定した課徴金額から50%減額	景品表示法の目的は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限及び禁止することによって一般消費者の利益を保護することにある(1条)ところ、一般消費者の利益の保護のためには、不当表示を早期に発見して対処することが重要であり、たとえ不当表示行為が単独行為であったとしても、事業者が自らの不当表示を発見した場合に、自ら対処するインセンティブを与える仕組みを設ける必要性がある。また、仮に不当表示が行われた場合には、企業が自主的に発見し報告できるようにすることで、不当表示の早期発見及びコンプライアンス体制構築の促進も期待できる。 なお、例えば、事業者が意図的に不当表示を行い、一定程度売り上げた後で。当局の調査が行われる前に自主申告しさえすれば、課徴金の納付を命じられなくなるという事態を招来することとなり、不当表示の防止という課徴金目的に反するため、全額免除とする制度としなかった。
	返金措置の実施による 課徴金の減額等(10条)	事業者が所定の手続に沿って、自主返金を 行った場合は、課徴金を命じない又は返金合 計額を課徴金額から減額	不当表示事案では、その特性上、①不当表示と商品又は役務の購入との具体的な因果関係の立証が困難であること、②一般消費者各人の損害の算出が困難であること、③損害額を算出できたとしても、その金額が僅少な場合があることなどから、民事訴訟手続による対応だけでは、不当表示により一般消費者に生じた被害を回復するために十分とは言いがたい一方、事業者が任意に一般消費者に対して返金を行う場合、事業者が自ら費用を支出して行う自主的な対応であることから、上記①~③の問題は生じず、一般消費者の被害回復に資することから設定された。
	※課徴金の納付を命じる ことができない場合(8条 1項但書)	課徴金対象期間を通じて,事業者が不当表示であることを知らず,知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは,課徴金納付を命じない。	表示を行うに当たり、どのような注意を払ったかにかかわらず、課徴金が課される制度とすれば、事業者が表示内容の真実性について、確認を行う(注意を払う)インセンティブが損なわれ、課徴金制度導入による目的を達成できないおそれがある。

我が国の他の課徴金制度の概要(制度趣旨)

	制度導入の背景・経緯	制度の趣旨・性格等
金融 商品 取引法	▶ 市場監視機能を強化することによって投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要であることから,信頼を阻害する違法行為に対して行政として適切な対応を行うため導入。 (平成16年5月27日参議院財政金融委員会 副大臣答弁)	▶ インサイダー取引等の証券取引法違反行為の抑止を図り, 証券取引法規制の実効性を確保するという行政目的を達成するために, 証券取引法の一定の規範の違反者に対して金銭的負担を課する行政上の措置。 (平成16年5月27日参議院財政金融委員会 副大臣答弁) ▶ 課徴金の水準については, 違反行為の抑止に必要最小限の水準として経済的利得相当額にとどめるとともに, 金額の決定についても, 裁量を排し, 法律に基づき一義的, 機械的な課徴金額が定まるような仕組み。 (平成17年4月20日衆議院財政金融委員会 大臣答弁)
公認会計士法	▶企業活動の多様化,複雑化,国際化,監査業務の複雑化, 高度化,公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ,組 織的監査の重要性が高まっている状況に対応するためする ため,監査法人等に対する監督や監査法人等の責任の在り 方の見直しとして課徴金制度を導入。 (平成19年5月25日衆議院財政金融委員会 提案理由説明)	 ▶ 法令違反について,違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことにより,違反行為がやり得とならないようにすることを通じて違反行為の抑止という目的を達成するもの。 (平成19年6月6日衆議院財務金融委員会 政府参考人答弁) ▶個々の違反行為に対して実効的かつきめの細かい対応を可能とする観点から,一定の行政処分を行う場合には課徴金納付命令を行わないことを可能としている。 (平成19年6月14日衆議院財務金融委員会 政府参考人答弁)
景品表示法	▶食品表示等の不正事案をはじめ不当表示によって消費者を誘引する事案の発生が後を絶たない状況にあり、不当表示を防止するため、抑止力を強化する必要があるため課徴金制度を導入。 ▶ あわせて、一般消費者の被害回復の観点から返金措置に応じた課徴金額の減額等の措置を導入。 (平成26年10月30日衆議院消費者問題特別委員会 改正法趣旨説明)	 違反行為者に経済的不利益を課すことにより、不当表示規制の抑止力を高めることによって不当表示を防止するもの。 (平成26年10月30日衆議院消費者問題特別委員会 政府参考人答弁) 過去に不当表示を行った事業者の売上高営業利益率のデータを検討し、概ねの中央値である3%を算定率の基準としている。 課徴金算定率を一律に設定している理由は、制度の透明性、公平性の確保の観点から、課徴金の賦課要件を明確に規定するとともに、迅速に処理できるようにしたため。 (平成26年11月6日衆議院消費者問題に特別委員会 大臣答弁)

過去の事件における違反行為期間(平成21~27年度の課徴金賦課事件)

No.	週云の手件における建及行為別间(平成21~2 事件名	始期	終期	違反行為期間	3年超
1	国土交通省東北地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	0
2	国土交通省関東地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	0
3	国土交通省北陸地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	0
4	国土交通省中部地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	0
5	国土交通省近畿地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	0
6	国土交通省中国地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	0
7	国土交通省四国地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	0
8	国土交通省九州地方整備局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年1月1日以降	平成20年7月15日	3年6ヶ月14日	0
9	国土交通省北海道開発局が発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	遅くとも平成14年3月19日以降	平成20年7月15日	6年3ヶ月26日	0
10	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(GL鋼板の店売り取引)の製造販売業者に対する件	平成14年10月	平成18年9月7日	3年11ヶ月7日	0
11	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(軽量天井下地材製造業者向けGI鋼板のひも付き取引)の製造販売業者に対する件	平成15年10月	平成18年9月7日	2年11ヶ月7日	
12	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(建材製品製造業者向け特定カラー鋼板のひも付き取引)の製造販売業者に対する件	平成16年4月	平成18年9月7日	2年5ヶ月7日	
13	テレビ用ブラウン管の製造販売業者らに対する件	遅くとも平成15年5月22日以降	平成19年3月30日	3年10ヶ月8日	0
14	東京電力株式会社及び電源開発株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月28日	0
15	東北電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年7月1日以降	平成21年1月29日	3年6ヶ月28日	0
16	中部電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月28日	0
17	北陸電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成19年9月7日以降	平成21年1月29日	1年4ヶ月22日	
18	中国電力会社株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月13日以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月16日	0
19	九州電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月28日	0
20	沖縄電力株式会社が発注する電力用電線等の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	平成17年4月27日ころ以降	平成21年1月29日	3年9ヶ月2日	0
21	防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者に対する件	遅くとも平成17年11月30日以降	平成21年6月18日	3年6ヶ月18日	0
22	川崎市が発注する下水管きょ工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年3月12日以降	平成21年4月1日	1年0ヶ月19日	
23	青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日以降	平成21年6月23日	4年2ヶ月22日	0
24	NTT東日本等の事業者が発注する光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件	遅くとも平成17年2月9日以降	平成21年6月2日	4年3ヶ月24日	0
25	NTT東日本等の事業者が発注するFASコネクタの製造業者に対する件	遅くとも平成18年2月8日以降	平成21年6月2日	3年3ヶ月25日	0
26	全国情報通信資材が発注する熱収縮スリーブの製造業者に対する件	遅くとも平成17年2月9日以降	平成21年6月2日	4年3ヶ月24日	0
27	NTTドコモが発注する光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件	遅くとも平成18年1月31日以降	平成21年6月2日	3年4ヶ月2日	0
28	特定シャッターの製造業者に対する件	平成20年4月1日	平成20年11月19日	0年7ヶ月18日	
29	近畿地区における特定シャッター等の製造業者らに対する件	遅くとも平成19年5月16日以降	平成20年11月19日	1年6ヶ月3日	
30	鹿児島県が発注する海上工事の入札等の参加業者に対する件	平成18年4月1日	平成21年11月5日	3年7ヶ月4日	0
31	建設・電販向け電線の製造業者及び販売業者に対する件	遅くとも平成17年4月1日以降	平成21年6月2日	4年2ヶ月1日	0
32	山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事(塩山地区特定土木一式工事)の入札参加業者に対する件	遅くとも平成18年4月1日以降	平成22年3月24日	3年11ヶ月23日	0
33	山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事(石和地区特定土木一式工事)の入札参加業者に対する件	遅くとも平成18年4月1日以降	平成22年3月24日	3年11ヶ月23日	0
34	エアセパレートガスの製造業者及び販売業者に対する件	遅くとも平成20年1月23日までに	平成22年1月19日	1年11か月27日	
35	㈱山陽マルナカに対する件	遅くとも平成19年1月以降	平成22年5月18日	3年4か月17日	0

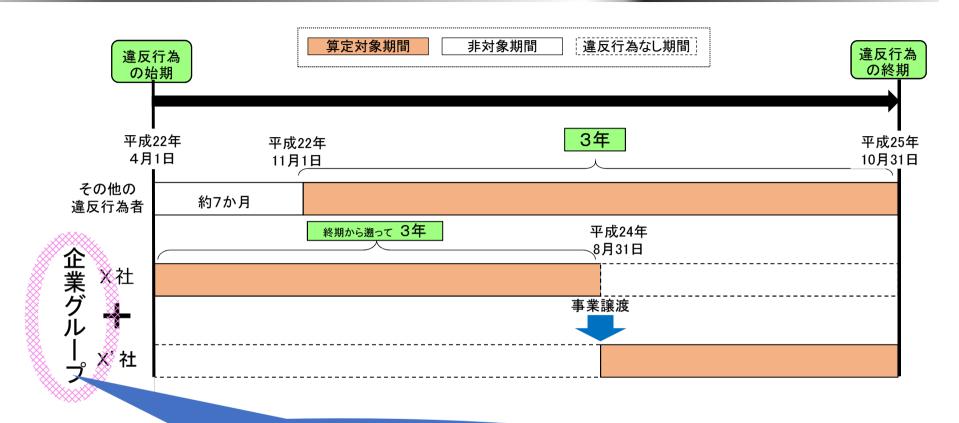
過去の事件における違反行為期間(平成21~27年度の課徴金賦課事件)

	過去の事件における違反行為期間(平成21~2	***	Ab 400	1 □ 4 ± 40 mm	0.47
No.	事件名	始期	終期	違反行為期間	3年超
36	LPガス容器の製造業者らに対する件	遅くとも平成18年7月中旬までに	平成22年7月21日	3年11か月20日	0
37	VVFケーブルの製造業者及び販売業者に対する件	遅くとも平成18年6月1日までに	平成21年12月17日	3年6か月16日	0
38	茨城県境土地改良事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する件	遅くとも平成19年6月1日以降	平成22年9月7日	3年3か月6日	0
39	茨城県境工事事務所が発注する舗装工事の入札参加業者らに対する件	遅くとも平成19年6月1日以降	平成22年9月7日	3年3か月6日	0
40	茨城県境工事事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する件	遅くとも平成19年6月1日以降	平成22年9月7日	3年3か月6日	0
41	石川県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成19年6月1日以降	平成22年7月14日	3年1か月13日	0
42	石川県輪島市が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成19年4月2日以降	平成22年7月14日	3年3か月12日	0
43	日本トイザらス㈱に対する件	遅くとも平成21年1月6日以降	平成23年2月1日以降	2年0か月26日	
44	LPガス供給機器の製造業者に対する件	平成18年5月23日頃	平成22年7月21日	4年1か月28日	0
45	新潟市等に所在するタクシー事業者に対する件	遅くとも平成22年2月20日までに	平成23年1月26日	0年11か月6日	
46	トヨタ自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成14年9月頃以降	平成21年6月2日	6年8か月1日	0
47	ダイハツ工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネスの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成12年12月頃以降	平成21年6月1日	9年5か月0日	0
48	本田技研工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成15年9月頃以降	平成21年11月20日までに	6年1か月19日	0
49	日産自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成14年5月頃以降	平成21年7月22日	7年1か月21日	0
50	富士重工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成12年7月頃以降	平成22年2月24日	9年6か月23日	0
51	㈱エディオンに対する件	遅くとも平成20年9月6日以降	平成22年11月30日	2年2か月24日	
52	EPSブロックの製造業者及び販売業者に対する件	遅くとも平成19年1月以降	平成23年5月31日	4年4か月30日	0
53	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所が発注する一般土木工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年4月1日以降	平成23年12月6日	3年8か月5日	0
54	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が発注する一般土木工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年4月1日以降	平成23年12月6日	3年8か月5日	0
55	国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所が発注する港湾土木工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年4月1日以降	平成23年12月6日	3年8か月5日	0
56	高知県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成20年4月1日以降	平成23年3月15日	2年11か月14日	
57	本田技研工業㈱が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成12年11月頃以降	平成22年2月24日	9年2か月23日	0
58	スズキ㈱が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成13年7月頃以降	平成22年2月24日	8年6か月23日	0
59	本田技研工業㈱が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成12年11月頃以降	平成22年2月24日	9年2か月23日	0
60	スズキ㈱が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成13年7月頃以降	平成22年2月24日	8年6か月23日	0
61	 スズキ㈱が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成14年9月頃以降	平成22年2月24日	7年4か月23日	0
62	 日産自動車㈱等が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成15年3月頃以降	平成22年2月24日	6年10か月23日	0
63	┃ 富士重工業㈱が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加業者に対する件		平成22年2月24日	9年7か月23日	0
64	┃ ┃本田技研工業㈱が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンの見積り合わせの参加業者に対する件	平成13年2月頃以降	平成22年2月24日	8年11か月23日	0
65	┃ 富士重工業㈱が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンの見積り合わせの参加業者に対する件		平成22年2月24日	7年10か月23日	0
66	 日産自動車㈱等が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成15年2月頃以降	平成23年12月23日	8年9か月22日	0
67	トヨタ自動車㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成19年2月頃以降	平成23年5月24日	4年2か月23日	0
68	富士重工業㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成14年7月頃以降	平成23年12月23日	9年4か月22日	0
69	三菱自動車工業㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成16年6月頃以降	平成23年8月22日	7年1か月21日	0
70	マツダ㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	遅くとも平成16年6月頃以降	平成23年8月22日までに	7年1か月21日	0
71	軸受製造販売業者に対する件	平成22年5月下旬ころから同年8月下旬頃までの間	平成23年7月26日	0年10か月25日	t
72	異性化糖の製造業者らに対する件	遅くとも平成22年12月28日までに	平成24年1月31日	1年1か月3日	
	NOTE TO THE POST OF THE POST O	E (C 0 /2/27-12/12016 C)C	1 72 L 7-17] OI H	1 T 1/0 / 10 H	

過去の事件における違反行為期間(平成21~27年度の課徴金賦課事件)

73			終期	違反行為期間	3年超
	水あめ・ぶどう糖の製造業者らに対する件	遅くとも平成22年12月28日までに	平成24年1月31日	1年1か月3日	
74	㈱ラルズに対する件	遅くとも平成21年4月20日以降	平成24年3月14日以降	2年10か月23日	
75	段ボール用でん粉の製造販売業者に対する件	遅くとも平成22年同年11月5日までに	平成24年1月31日	1年2か月26日	
76	東京電力㈱の本店等が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成24年1月31日以降	平成24年11月27日	0年9か月27日	
77	東京電力㈱の東ブロックが発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成24年2月2日以降	平成24年11月27日	0年9か月25日	
78	東京電力㈱の西ブロックが発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成24年2月1日以降	平成24年11月27日	0年9か月26日	
79	東京電力㈱の北ブロックが発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成24年2月6日以降	平成25年1月22日	0年11か月16日	
80	東京電力㈱が発注する地中送電ケーブル工事の工事業者に対する件	平成24年2月3日以降	平成25年3月13日	1年1か月10日	
81	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成21年4月16日以降	平成24年11月27日	3年7か月11日	0
82	関西電力㈱が発注する地中送電工事の工事業者に対する件	遅くとも平成21年4月21日以降	平成24年11月27日	3年7か月6日	0
83	千葉県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成21年4月17日以降	平成25年3月27日	3年11か月10日	0
84	千葉県が発注する舗装工事の入札参加業者に対する件	遅くとも平成21年6月12日以降	平成25年3月27日	3年9か月15日	0
85	一般社団法人吉川松伏医師会に対する件	平成23年10月14日	平成25年9月13日	1年10か月30日	
86	自動車運送業務(北米航路)を行う船舶運航事業者に対する件	遅くとも平成20年1月中旬頃以降	平成24年9月6日	4年7か月5日	0
87	自動車運送業務(欧州航路)を行う船舶運航事業者に対する件	遅くとも平成20年1月中旬頃以降	平成24年9月6日	4年7か月5日	0
88	自動車運送業務(中近東航路)を行う船舶運航事業者に対する件	遅くとも平成20年1月中旬頃以降	平成24年9月6日	4年7か月5日	0
89	自動車運送業務(大洋州航路)を行う船舶運航事業者に対する件	遅くとも平成20年1月中旬頃以降	平成24年9月6日	4年7か月5日	0
90	ダイレックス㈱に対する件	遅くとも平成21年6月28日以降	平成24年12月17日以降	3年5か月19日	0
91	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシートの製造業者に対する件	平成23年10月17日	平成24年6月5日	0年7か月19日	
92	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件	平成23年10月17日	平成24年6月5日	0年7か月19日	
93	東日本地区に交渉担当部署を有する大口需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件	遅くとも平成23年10月31日以降	平成24年6月5日	0年7か月5日	
94	鋼球の製造業者に対する件	遅くとも平成22年10月7日以降	平成25年4月2日	2年5か月26日	
95	網走管内コンクリート製品協同組合に対する件	平成24年6月5日	平成26年5月26日	1年11か月21日	
96	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者に対する件	遅くとも平成21年4月8日以降	平成26年3月25日	4年11か月17日	0
97	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に対する件	遅くとも平成22年6月30日以降	平成25年11月19日	3年4か月20日	0
98	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らに対する件	平成23年9月14日	平成24年11月3日	1年1ヶ月20日	
99	東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	遅くとも平成23年3月10日以降	平成26年4月8日	3年0ヶ月29日	0
100	新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	遅くとも平成23年3月15日以降	平成26年4月8日	3年0ヶ月24日	0
101	北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	遅くとも平成23年3月15日以降	平成26年4月8日	3年0ヶ月24日	0
102	農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の施工業者に対する件	平成23年4月5日以降	平成25年5月22日	2年1ヶ月17日	
103	アルミ電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	遅くとも平成22年2月18日までに	平成23年11月22日	1年9ヶ月4日	
104	タンタル電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	遅くとも平成22年6月17日までに	平成23年10月19日	1年4ヶ月2日	
			平均	3年10ヶ月23日	

⁽注)措置年月日の古い順。



企業グループ単位でみると<u>実質3年+α(7か月)</u>分の期間の 売上額が課徴金算定基礎に

- X社及びX'社はそれぞれ独自に課徴金納付命令の対象となるため、企業グループ単位でみると3年以上の期間の売上額が課徴金の算定基礎となる。
- 企業グループ単位で違反行為に係る事業が行われている場合,企業グループ内の組織編成といった違 反行為の内容とは無関係な事情によって,課徴金算定期間が変動し得る。
- (注)平成21~27年度措置事案において生じた事例数は2事件2事業者。

参考2-3

帳簿書類の保存期間に関する規定

会計帳簿等の 保存期間	保存主体	根拠法令
	株式会社	会社法第432条第2項
	合名会社・合資会社・合同会社	会社法第615条第2項
	商人	商法第19条第3項
	一般社団法人・一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第120条第2項
10年	医療法人	医療法第50条の2第2項
	社会福祉法人	社会福祉法第45条の24第2項
	中小企業等協同組合	中小企業等協同組合法第41条第2項
	監査法人	公認会計士法34条の15の3第2項
	国の行政機関(予算に関する文書)	公文書等の管理に関する法律施行令第8条2項1号, 別表第21項
7年	青色申告法人・普通法人 (繰越欠損金が生じた年度は9年)	法人税法施行規則第59条第1項,第67条第2項 (法人税法施行規則第26条の3第1項)
	青色申告個人・普通個人	所得税法施行規則第63条第1項,第102条第4項
5年	国の行政機関(決算に関する文書)	公文書等の管理に関する法律施行令第8条第2項第1号, 別表第 22項

[※] 上記の他, 法人の会計帳簿の保存期間が10年と定められた法令は多数存在する。

平成16~26年度措置事案における不当利得の推計データ(集計表)

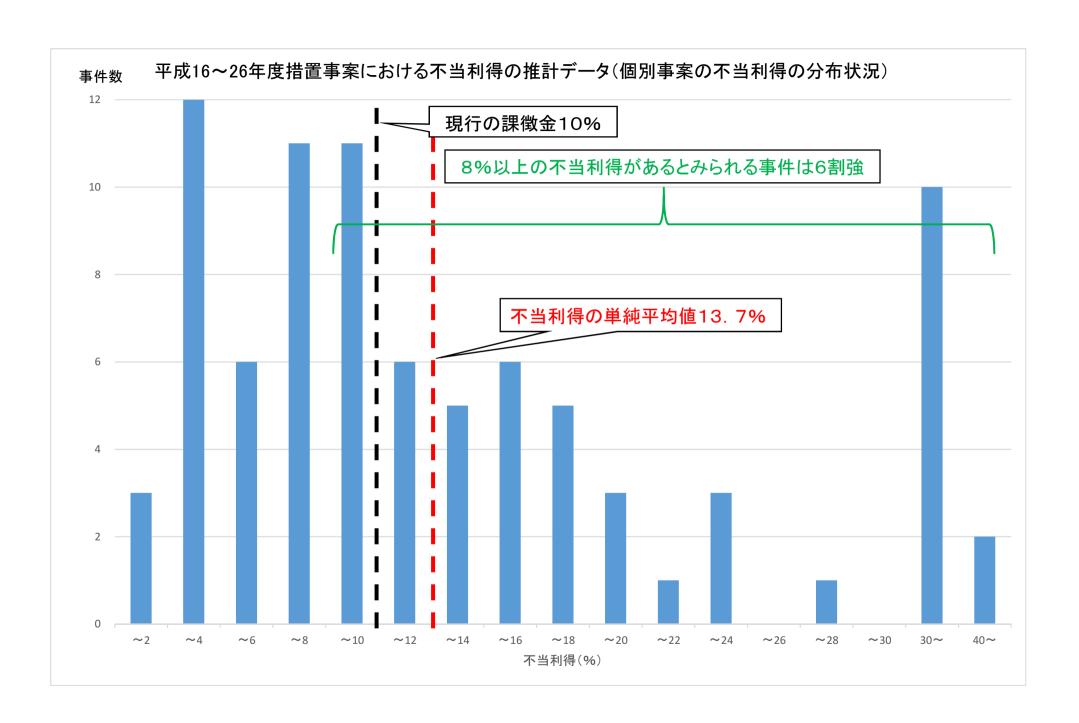
	区分	事件数	不当利得の平均値
平成17年	改正時 (注1)	44	16.5%
全体(注2)		85	13.7%
うち	カルテル事件のみ	24	11.5%
	入札談合事件のみ	61	14.5%
	卸売業と認定された事業者が含まれる事件	9	13.6%
	中小企業と認定された事業者が含まれる事件	27	13.6%
	繰り返し違反が認定された事業者が含まれる事件	13	17.5%
	グループ単位でみた場合の繰り返し違反行為者が存在する事件	6	25.3%
	主導的役割が認定された事業者が含まれる事件	4	15.9%

(注1)①平成4年から平成15年の間に審決がなされた価格カルテル事件における価格引上率(実行ベース)及び②平成8年から平成15年3月の間に排除勧告又は課徴金納付命令を行った入札談合事件における立入検査後の落札価格の下落率を不当利得として推計したもの。

卸・小売業に関する事件及び事件に関する資料から引上率・下落率を算出することが困難なものについてはデータから除外している(例:かねてからカルテル価格を維持していて、原材料価格の上昇を受けて、値上げを合意した事件の場合には、競争市場価格を推計し難いことから、かかる事件は除外している。)。

8%以上の不当利得があるとみられる事件が約9割。

(注2)平成17年改正時と同様の方法により、平成16年度から平成26年度の間に排除勧告又は課徴金納付命令を行った①価格カルテル事件における価格 引上げ率(実行ベース)及び②入札談合事件における立入検査後の落札価格の下落率を不当利得として推計したもの。 8%以上の不当利得があるとみられる事件の割合は62.35%。



事件数	勧告日又は	事件名	行為	類型	業種 (卸・小売	中小企業	繰り返し 違反		主導的	引上率(カルテル)・ 下落率(入札談合)
事ኵ奴	措置年月日	\$ 11742	カルテル	入札談合 受注調整	業の有無)	の有無	単体	グループ	役割	(%)
1	16. 4. 16	大阪市水道局発注の修繕工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	9.73
2	16. 4. 16	大阪市水道局発注の配水工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	15.92
3	16. 5. 13	山形県発注の測量・土木コンサル業務等の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	8.87
4	16. 7. 13	岐阜県発注の電気工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	53.08
5	16. 7. 28	新潟市発注の推進工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	10.30
6	16. 7. 28	新潟市発注の開削工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	18.52
7	16. 7. 28	新潟市発注の土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	13.71
8	16. 10. 15	関東地方整備局発注の橋梁新設工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	10.32
9	16. 10. 15	近畿地方整備局発注の橋梁新設工事の入札談合事件		0	-	0	_	_	_	7.14
10	16. 10. 15	福島県発注の橋梁新設工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	8.68
11	16. 11. 12	愛媛県発注ののり面保護工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	5.19
12	17. 4. 7	日本道路公団発注の情報表示設備工事の入札談合事件		0	_	ı	_	_	_	5.34
13	17. 4. 7	国交省関東地方整備局発注の情報表示設備工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	14.77
14	17. 4. 7	国交省中部地方整備局発注の情報表示設備工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	2.72
15	17. 4. 7	国交省近畿地方整備局発注の情報表示設備工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	9.90
16	17. 4. 7	国交省中国地方整備局発注の情報表示設備工事の入札談合事件		0	_	-	_	_	_	7.03
17	17. 6. 2	大阪府発注の環境測定分析業務の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	40.59
18	17. 6. 21	岩手県発注の建築一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	3.34
19	17. 9. 29	国交省3地方整備局発注の鋼橋上部工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	16.99
20	17. 9. 29	日本道路公団発注の鋼橋上部工事の入札談合事件		0	-	0	-	_	_	12.96
21	17. 10. 14	宇都宮市発注の土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	-	_	_	31.56
22	17. 10. 14	宇都宮市発注の建築一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	9.49
23	17. 10. 20	近畿地区グラスウール価格カルテル事件	0		_	0	_	_	_	3.93

事件数	勧告日又は	事件名	行為	類型	業種 ・(卸・小売	中小企業		繰り返し 違反		引上率(カルテル)・ 下落率(入札談合)
爭ኵ奺	措置年月日	∓ 1712	カルテル	入札談合 受注調整	業の有無)	の有無	単体	グループ	役割	(%)
24	17. 10. 20	九州地区グラスウールの価格カルテル事件	0		_	0	_	_	_	0.43
25	18. 3. 29	沖縄県発注の土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	16.30
26	18. 3. 29	沖縄県発注の建築一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	15.54
27	18. 5. 26	塩ビ床シート価格カルテル事件	0		_	0	_	_	_	2.12
28	18. 5. 26	2.8ミリ厚複合塩ビ床シートの製造販売業者に対する件	0		_	0	_	_	_	3.39
29	18. 5. 26	タイルカーペット価格カルテル事件	0		0	_	_	_	_	2.67
30	18. 9. 8	旧首都高速道路公団等発注のトンネル換気設備工事等の入札談合事件		0	_	-	_	_	_	23.39
31	19. 1. 16	市町村等発注の尿処理施設建設工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	19.27
32	19. 3. 8	国土交通省各地方整備局発注の特定ダム用水門設備工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	23.57
33	19. 3. 8	国土交通省各地方整備局発注の特定河川用水門設備工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	19.67
34	19. 3. 8	農林水産省各地方農政局発注の特定水門設備工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	17.68
35	19. 5. 24	内装工事用けい酸カルシウム板価格カルテル事件	0		_	-	_	_	_	3.43
36	19. 6. 20	防衛施設庁発注の土木・建築工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	8.47
37	19. 6. 29	ガス用ポリエチレン管価格カルテル事件	0		_	0	0	_	_	3.96
38	19. 11. 12	名古屋市発注の地下鉄工事の入札談合事件		0	_	-	0	_	_	38.82
39	20. 2. 14	国立大学法人北海道大学発注の北海道大学病院において使用する医療機器の入札談合事件		0	0	0	_	_	_	3.50
40	20. 3. 31	横浜市及び公立大学法人横浜市立大学発注の医療用エックス線装置の入札談合事件		0	_	_	_	_	_	7.74
41	20. 10. 29	札幌市発注の下水処理施設に係る電気設備工事の入札談合事件		0	_	_	_	_	_	2.44
42	21. 2. 18	塩化ビニル管及び同継手価格カルテル事件	0		_	_	0	_	_	14.48
43	21. 3. 17	東北地区に所在する縫製工場等向け工業用ミシン糸価格カルテル事件	0		0	0	_	_	_	7.91
44	21. 6. 23	国土交通省発注の車両管理業務の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	38.57
45	21. 7. 10	岡山市所在の市立中学校の修学旅行価格カルテル事件	0		_	_	_	_	_	27.73
46	21. 8. 27	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯価格カルテル事件(GL鋼板)	0		_	_	0	0	_	32.86

事件数	勧告日又は	事件名	行為	類型	業種 ・(卸・小売	中小企業		返し <u>反</u>	主導的	
尹□双	措置年月日	∓ 1112	カルテル	入札談合 受注調整	業の有無)	の有無	単体	グループ	役割	(%)
47	21. 8. 27	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯価格カルテル事件(GI鋼板)	0		_	ı	0	0	_	34.70
48	21. 8. 27	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯価格カルテル事件(カラー鋼板)	0		_	-	0	0	_	12.56
49	22. 4. 9	川崎市発注の下水管きょ工事の入札談合事件		0	_	0	0	_	_	9.90
50	22. 4. 22	青森市発注の土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	20.71
51	22. 6. 9	シャッター価格カルテル事件	0		_	-	_	_	_	3.01
52	22. 6. 9	近畿地区におけるシャッターの受注調整事件		0	_	-	_	_	_	10.40
53	22. 11. 9	鹿児島県発注の海上工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	3.82
54	22. 11. 18	建設・電販向け電線価格カルテル事件	0		0	0	_	0	_	11.43
55	23. 4. 15	山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	0.73
56	23. 4. 15	山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	7.68
57	23. 5. 26	エアセパレートガス価格カルテル事件	0		0	-	_	_	_	1.98
58	23. 6. 24	LPガス容器価格カルテル事件	0		_	0	_	_	_	8.24
59	23. 7. 22	VVFケーブル価格カルテル事件	0		0	0	_	0	_	22.69
60	23. 8. 4	茨城県境土地改良事務所発注の土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	16.43
61	23. 8. 4	茨城県境工事事務所発注の舗装工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	14.10
62	23. 8. 4	茨城県境工事事務所発注の土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	10.27
63	23. 10. 6	石川県発注の土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	4.27
64	23. 10. 6	石川県輪島市発注の土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	4.60
65	23. 12. 20	LPガス供給機器価格カルテル事件	0		_	0	_	_	_	12.74
66	23. 12. 21	新潟市等所在のタクシー事業者による料金カルテル事件	0		-	0	0	_	_	6.55
67	24. 9. 24	EPSブロック価格カルテル事件		0	0	0	_	_	_	32.16
68	24. 10. 17	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所発注の一般土木工事の入札談合事件		0	-	0	_	_	0	6.26
69	24. 10. 17	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所発注の一般土木工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	0	6.72

車산粉	勧告日又は 措置年月日	事件名	行為	類型	業種・(卸・小売	中小企業	繰り返し 違反		主導的	引上率(カルテル)・ 下落率(入札談合)
争IT奴	措置年月日	ም በሳቧ	カルテル	入札談合 受注調整	業の有無)	の有無	単体	グループ	役割	(%)
70	24. 10. 17	国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所発注の港湾土木工事の入札談合事件		0	-	0	1	-	ı	9.93
71	24. 10. 17	高知県発注の土木一式工事の入札談合事件		0	-	0	-	-	ı	10.05
72	25. 6. 13	異性化糖価格カルテル事件	0		-	0	1	1	1	6.00
73	25. 6. 13	水あめ・ぶどう糖価格カルテル事件	0		0	0	_	_	-	4.52
74	25. 7. 11	段ボール用でん粉価格カルテル事件	0		_	0	1	-	1	14.07
75	25. 12. 20	東京電力本店発注の架空送電工事の受注調整事件		0	_	0	0	_	0	12.88
76	25. 12. 20	東京電力東ブロック発注の架空送電工事の受注調整事件		0	_	0	0	_	_	8.60
77	25. 12. 20	東京電力西ブロック発注の架空送電工事の受注調整事件		0	_	0	_	_	-	30.92
78	25. 12. 20	東京電力北ブロック発注の架空送電工事の受注調整事件		0	-	0	1	-	1	17.49
79	25. 12. 20	東京電力発注の地中送電ケーブル工事の受注調整事件		0	_	0	0	0	0	37.59
80	26. 1. 31	関西電力発注の地中送電工事の受注調整事件		0	-	0	0	1	1	8.90
81	26. 2. 3	千葉県発注の土木一式工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	_	6.56
82	26. 2. 3	千葉県発注の舗装工事の入札談合事件		0	_	0	_	_	-	6.87
83	27. 1. 14	網走管内コンクリート価格カルテル事件	0		0	0	1	-	1	35.45
84	27. 1. 20	北海道に所在する農業協同組合等発注の低温空調設備工事の入札談合事件		0	_	0	-	-	1	32.47
85	27. 3. 26	農業協同組合等発注の穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の受注調整事件		0	_	0	0	-	ı	5.23
		不当利得の平均値(%)	11.54	14.54	13.59	13.55	17.46	25.30	15.86	13.69

繰り返し違反に対する割増算定率の適用事例(平成27年度までの全事例)

※網掛けは平成17年改正後の算定率による課徴金が課された後に違反行為を開始又は継続していた事業者。

番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事件		割増し算定率が適用された事件	
		事件名	措置日	事件名	措置日
1	岩谷産業株式会社	京都府における小売業者向けプロパンガスの販売業者に対する件	平成12年7月10日	エアセパレートガスの製造業者及び販売業者に対する件	平成23年5月26日
2	鹿島建設株式会社	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する推進工法又 はシールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事の入札 参加業者に対する件	平成18年12月11日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日
3	株式会社関電工	岐阜県等が一般競争入札等の方法により発注する電気工事のうち, 落札金額が2億円以上になると予想されるものの工事業者に対する件	平成17年3月22日	東京電力㈱が発注する地中送電ケーブル工事の工事業者に対す る件	平成25年12月20日
4	株式会社クボタ	①市町村等が発注するし尿処理施設建設工事の入札参加業者に対する件 ②東京都が発注する下水道ポンプ設備工事の入札参加業者に対する件 ③ガス用ポリエチレン管の製造販売業者に対する件 ④ガス用ポリエチレン管継手の製造販売業者に対する件 ⑤鋼管杭の製造販売業者に対する件	①平成19年1月16日 ②平成19年3月2日 ③平成19年6月29日 ④平成19年6月29日 ⑤平成20年6月4日	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精 米施設の製造請負工事等の施工業者に対する件	平成27年3月26日
5	栗原工業株式会社	岐阜大学が一般競争入札等の方法により発注する電気工事の工事 業者に対する件	平成17年3月22日	①関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件 ②関西電力㈱が発注する地中送電工事の工事業者に対する件	平成26年1月31日
6	国土防災技術株式会社	林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署 等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・設 計業務の入札参加業者に対する件	平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入 札参加業者に対する件	平成19年12月25日

番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事	件	割増し算定率が適用された事件		
Д.,	7.466	事件名	措置日	事件名	措置日	
7	JFEエンジニアリング 株式会社	①国土交通省の関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工事の入札参加業者に対する件 ②日本道路公団が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者に対する件 ③市町村等が発注するし尿処理施設建設工事の入札参加業者に対する件 ④国土交通省の各地方整備局が発注する特定ダム用水門設備工事の入札参加業者に対する件 ⑤国土交通省の各地方整備局が発注する特定河川用水門設備工事の入札参加業者に対する件 ⑥国土交通省の各地方整備局が発注する特定河川用水門設備工事の入札参加業者に対する件 ⑥独立行政法人水資源機構が発注する特定ダム用水門設備工事の入札参加業者に対する件	①平成18年3月24日 ②平成18年3月24日 ③平成19年1月16日 ④平成19年3月8日 ⑤平成19年3月8日 ⑥平成19年3月8日	大阪瓦斯㈱が発注する中圧ガス導管工事の入札参加業者に対す る件	平成19年12月3日	
8	清水建設株式会社	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注するAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事の入札参加業者に対する件	平成18年12月11日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日	
9	白川電気土木株式会社	岐阜大学が一般競争入札等の方法により発注する電気工事の入札 参加業者に対する件	平成17年3月22日	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	平成26年1月31日	
10	新日本製鐵株式会社	冷間圧延ステンレス鋼板の製造業者に対する件	平成17年3月9日	大阪瓦斯㈱が発注する中圧ガス導管工事の入札参加業者に対す る件	平成19年12月3日	
11	住友電気工業株式会社	①警視庁が指名競争入札の方法により発注する集中制御式交通信号機新設等工事の入札参加業者に対する件 ②警視庁が指名競争入札の方法により発注する交通弱者感応化等工事の入札参加業者に対する件	①平成16年2月24日 ②平成16年2月24日	①光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品) ②光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発注のFASコネクタ) ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブ) ④光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品)	平成22年5月21日	
12	住友電気工業株式会社	①警視庁が指名競争入札の方法により発注する集中制御式交通信号機新設等工事の入札参加業者に対する件 ②警視庁が指名競争入札の方法により発注する交通弱者感応化等工事の入札参加業者に対する件	①平成16年2月24日 ②平成16年2月24日	①トヨタ自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件②ダイハツ工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネスの見積り合わせの参加業者に対する件③本田技研工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件④日産自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	平成24年1月19日	

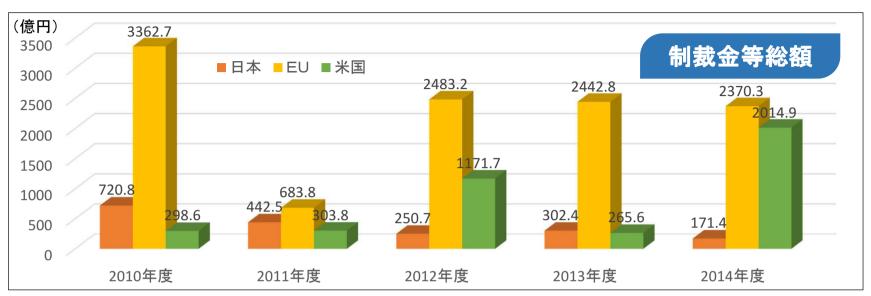
番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事	华	割増し算定率が適用された事件		
ш.,	7.7.11	事件名	措置日	事件名	措置日	
13	住友電気工業株式会社	①警視庁が指名競争入札の方法により発注する集中制御式交通信 号機新設等工事の入札参加業者に対する件 ②警視庁が指名競争入札の方法により発注する交通弱者感応化等 工事の入札参加業者に対する件 ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発 注の特定光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発 注のFASコネクタ) ⑤光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発 注のFASコネクタ) ⑤光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTTドコモ発注の 材発注の熱収縮スリーブ) ⑥光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTTドコモ発注の 特定光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTTドコモ発注の 特定光ファイバケーブル製品) ⑦トヨタ自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関 連製品の見積り合わせの参加業者に対する件 ⑨本田技研工業㈱が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関 連製品の見積り合わせの参加業者に対する件 ⑩中産自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関 連製品の見積り合わせの参加業者に対する件 ⑪日産自動車㈱等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関 連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	①平成16年2月24日 ②平成16年2月24日 ③平成22年5月21日 ④平成22年5月21日 ⑤平成22年5月21日 ⑥平成22年5月21日 ⑦平成22年5月21日 ⑦平成24年1月19日 ⑧平成24年1月19日 ⑨平成24年1月19日	東京電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件(東京電力本店等発注の特定架空送電工事)	平成25年12月20日	
14	積水化学工業株式会社	①ガス用ポリエチレン管の製造販売業者に対する件 ②ガス用ポリエチレン管継手の製造販売業者に対する件	①平成19年6月29日 ②平成19年6月29日	塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者に対する件	平成21年2月18日	
15	株式会社錢高組	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する推進工法又 はシールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事の入札 参加業者に対する件	平成18年12月11日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日	
16	大道産業株式会社	①警視庁が指名競争入札等の方法により発注する道路標識設置工事の入札参加業者に対する件 ②警視庁が指名見積り合わせの方法により溶着式道路標示塗装委託として発注する工事の入札参加業者に対する件	①平成15年10月7日 ②平成15年10月7日	川崎市が発注する下水管きょ工事の入札参加業者に対する件	平成22年4月9日	
17	鉄建建設株式会社	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する推進工法又 はシールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事の入札 参加業者に対する件	平成18年12月11日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日	
18	東亜建設工業株式会社	長崎県対馬支庁が指名競争入札の方法により発注する美津島漁港 広域防波堤本体築造工事の入札参加業者に対する件	平成15年2月19日	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者に対する件	平成19年11月12日	

番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事	·件	割増し算定率が適用された事件		
H 7	学 术日日	事件名	措置日	事件名	措置日	
19	日新製鋼株式会社	冷間圧延ステンレス鋼板の製造業者に対する件	平成17年3月9日	①溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者に対する件(G L鋼板の店売り取引) ②溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者に対する件(軽量天井下地材製造業者向けGI鋼板のひも付き取引) ③溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者に対する件(建材製品製造業者向け特定カラー鋼板のひも付き取引)	平成21年8月27日	
20	社団法人日本森林技術協 会	林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署 等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・設 計業務の入札参加業者に対する件	平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入 札参加業者に対する件	平成19年12月25日	
21	日本電設工業株式会社	岐阜県等が一般競争入札等の方法により発注する電気工事のうち、 落札金額が2億円以上になると予想されるものの工事業者に対する件	平成17年3月22日	東京電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件(東 京電力本店等発注の特定架空送電工事)	平成25年12月20日	
22	パシフィックコンサルタ ンツ株式会社	千葉市及び同市水道局が発注する建設コンサルタント業務の入札参加者に対する件	平成12年7月17日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入 札参加業者に対する件	平成19年12月25日	
23	株式会社ヒメノ	名古屋市が住宅都市局においてB, C及びDの等級に格付けをした者のみを指名して, 指名競争入札等の方法により発注する建築工事の入札参加業者に対する件	平成16年3月26日	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	平成26年1月31日	
24	株式会社フォレステック	①林野庁東北森林管理局青森分局管内に所在する官公庁等が指名 競争入札等の方法により発注する国有林野の利活用に伴う調査, 測 量等業務の入札参加業者に対する件 ②林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理 署等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・ 設計業務の入札参加業者に対する件 ③林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理 署等が指名競争入札の方法により発注する林道事業に係る調査・設 計業務の入札参加業者に対する件	①平成14年10月8日 ②平成14年10月8日 ③平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入 札参加業者に対する件	平成19年12月25日	
25	株式会社ブリヂストン	①特定橋梁用ゴム支承の製造販売業者に対する件 ②防衛庁が競争入札に付する航空機用空気入りタイヤのうち防衛庁 契約本部が契約に関する事務を行うものの入札参加業者に対する件 ③防衛庁が一般競争入札に付する航空機用以外の空気入りタイヤ・ チューブのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うものの入 札参加業者に対する件	①平成16年7月1日 ②平成18年1月27日 ③平成18年1月27日	マリンホースの製造販売業者に対する件	平成20年2月20日	

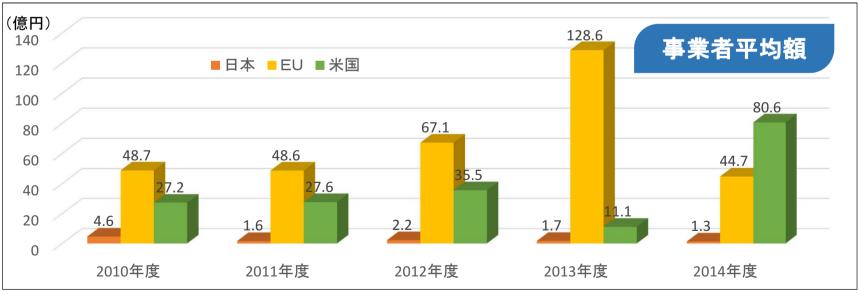
番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事	件	割増し算定率が適用された事件		
шо	7241	事件名	措置日	事件名	措置日	
26	古河電気工業株式会社	架橋高発泡ポリエチレンシートの製造販売業者に対する件	平成21年3月30日	①光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品) ②光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発注のFASコネクタ) ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブ) ④光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品)	平成22年5月21日	
28	古河電気工業株式会社	①架橋高発泡ポリエチレンシートの製造販売業者に対する件 ②光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品) ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発注のFASコネクタ) ④光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブ) ⑤光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品)	①平成21年3月30日 ②平成22年5月21日 ③平成22年5月21日 ④平成22年5月21日 ⑤平成22年5月21日	東京電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件(東 京電力本店等発注の特定架空送電工事)	平成25年12月20日	
29	古河電気工業株式会社	①架橋高発泡ポリエチレンシートの製造販売業者に対する件 ②光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品) ③光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTT東日本等発注のFASコネクタ) ④光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(全国情報通信資料発注の熱収縮スリーブ) ⑤光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件(NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品)	①平成21年3月30日 ②平成22年5月21日 ③平成22年5月21日 ④平成22年5月21日 ⑤平成22年5月21日	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	平成26年1月31日	
30	星山工業株式会社	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により建築一式工事についてAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事に入札参加業者に対する件	平成21年11月25日	新潟市等に所在するタクシー事業者に対する件	平成23年12月21日	

番号	事業者名	割増し算定率の適用の根拠となった事	件	割増し算定率が適用された事件		
田力	学 未任石	事件名	措置日	事件名	措置日	
31	三井化学株式会社	ポリプロピレンの製造販売業者に対する件(グランドポリマーの行為)	平成15年3月31日	①ガス用ポリエチレン管の製造販売業者に対する件 ②ガス用ポリエチレン管継手の製造販売業者に対する件	平成19年6月29日	
32	三菱樹脂株式会社	①ガス用ポリエチレン管の製造販売業者に対する件 ②ガス用ポリエチレン管継手の製造販売業者に対する件	①平成19年6月29日 ②平成19年6月29日	塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者に対する件	平成21年2月18日	
33	三菱電機株式会社	札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業 者に対する件	平成20年10月29日	①本田技研工業㈱が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件 ②スズキ㈱が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの 参加業者に対する件 ③本田技研工業㈱が発注する自動車用スタータの見積り合わせ の参加業者に対する件 ④スズキ㈱が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加 業者に対する件	平成24年11月22日	
34	明治コンサルタント株式会社	千葉市及び同市水道局が発注する建設コンサルタント業務の入札参加者に対する件	平成12年7月17日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入 札参加業者に対する件	平成19年12月25日	
35	財団法人林業土木コンサ ルタンツ	①林野庁東北森林管理局青森分局管内に所在する官公庁等が指名 競争入札等の方法により発注する国有林野の利活用に伴う調査,測 量等業務の入札参加業者に対する体 ②林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理 署等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・ 設計業務の入札参加業者に対する件 ③林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理 署等が指名競争入札の方法により発注する林道事業に係る調査・設 計業務の入札参加業者に対する件	①平成14年10月8日 ②平成14年10月8日 ③平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入 札参加業者に対する件	平成19年12月25日	
36	財団法人林業土木施設研究所	林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署 等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・設 計業務の入札参加業者に対する件	平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入 札参加業者に対する件	平成19年12月25日	
37	財団法人林野弘済会	林野庁東北森林管理局青森分局管内に所在する官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する国有林野の利活用に伴う調査, 測量等業務の入札参加業者に対する件	平成14年10月8日	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入 札参加業者に対する件	平成19年12月25日	

※数値の詳細は次頁参照。



(注) 日本については、事業者に対する全ての課徴金の総額。EUについては、カルテル・談合に係る制裁金の総額。米国については、事業者に対する全ての罰金の総額。 「年度」の期間については、日本:4月1日~3月31日、米国:前年10月1日~9月30日、EU:1月1日~12月31日(以下同じ。)。小数点2桁目は切り捨て。



(注) 前記制裁金等総額グラフにおける各国の課徴金・制裁金・罰金の総額を対象事業者数で割って算出した数値。

金銭的不利益処分の国際水準比較

(出典) EU:欧州委員会ウェブサイト, 米国:司法省ウェブサイト, 韓国:韓国公正取引委員会ウェブサイトを基に作成[2015年9月1日現在]

		日本	EU	米国(DOJ)	韓国
2010年度	総額	約720億8700万円	約3362億7300万円	約298億6300万円	約608億1800万円
	事業者数	156名	69名	11名	221名
	事業者平均	約4億6200万円	約48億7400万円	約27億1500万円	約2億7510万円
2011年度	総額	約442億5800万円	約683億8700万円	約303億8900円	約608億4830万円
	事業者数	277名	14名	11名	320名
	事業者平均	約1億6000万円	約48億8500万円	約27億6300万円	約1億9010万円
2012年度	総額	約250億7600万円	約2483億2600万円	約1171億7700万円	約510億6330万円
	事業者数	113名	37名	33名	233名
	事業者平均	約2億2200万円	約67億1200万円	約35億5100万円	約2億1910万円
2013年度	総額	約302億4300万円	約2442億8200万円	約265億6900万円	約418億4290万円
	事業者数	181名	19名	24名	173名
	事業者平均	約1億6700万円	約128億5700万円	約11億700万円	約2億4180万円
2014年度	総額	約171億4300万円	約2370億3400万円	約2014億9200万円	約804億3870万円
	事業者数	128名	53名	25名	268名
	事業者平均	約1億3400万円	約44億7200万円	約80億6000万円	約3億円
5年間	総額	約1888億700万円	約1兆134億200万円	約4054億9000万円	約2950億400万円
	事業者数(延べ)	855名	192名	104名	1215名
	事業者平均	約2億2100万円	約59億900万円	約38億9900万円	約2億4280万円

⁽注1) ユーロ・ドルはその年の年平均レートを基に計算。10ウォンは1円として計算。

⁽注2) EUはカルテル・談合に係る制裁金の額。その他の国は全ての違反行為に係る制裁金等の額。

金銭的不利益処分の国際水準比較

日・欧・米における高額な金銭的不利益処分

(カルテル規制・企業別上位10位)

(出典)米国:司法省ウェブサイト, EU:欧州委員会ウェブサイトを基に作成

日本(公正取引委員会)[2015年10月9日現在] 欧州(欧州委員会) [2014年3月31日現在] 米国(司法省反トラスト局)[2015年4月22日現在]

Nº	対象商品 (年)	課徵金額(注1)	Nº	対象商品 (対象事業者•年)	制裁金額 (注1)(注2)	Nº	対象商品 (対象事業者•年)	罰金額 (注1)(注3)
1	自動車海上運送 (日本企業・2014年)	131億円	1	自動車用ガラス (フランス企業・2008年)	936億円 (7.2億ユーロ)	1	LCDパ [°] ネル (台湾企業・2012年)	600億円 (5.0億ドル)
2	自動車用ワイヤーハーネス (日本企業・2012年)	96億円	2	TV・PC用ブラウン管 (オランダ企業・2012年)	923億円 (7.1億ユーロ)	1	ビタミン (スイス企業・1999年)	600億円 (5.0億ドル)
3	塩化ビニル管・同継手 (日本企業・2009年)	80億円	3	TV・PC用ブラウン管 (韓国企業・2012年)	897億円 (6.9億ユーロ)	3	自動車用ワイヤーハーネス・ 関連部品 (日本企業・2012年)	564億円 (4.7億ドル)
4	建設・電販向け電線 (日本企業・2010年)	73億円	4	金融派生商品 (ドイツ企業・2013年)	611億円 (4.7億ユーロ)	4	自動車用防振ゴム (日本企業・2014年)	516億円 (4.3億ドル)
5	軸受(ベアリング) (日本企業・2013年)	72億円	5	ビタミン (スイス企業・2001年)	598億円 (4.6億ユーロ)	5	LCDパ [°] ネル (韓国企業・2009年)	480億円 (4.0億ドル)
6	ダクタイル鋳鉄管 (日本企業・1999年)	71億円	6	金融派生商品 (フランス企業・2013年)	585億円 (4.5億ユーロ)	6	航空貨物(注4) (フランス企業及びオランダ 企業・2008年)	420億円 (3.5億ドル)
7	光ファイバケーブル (日本企業・2010年)	68億円	7	ガス絶縁開閉装置 (ドイツ企業・.2007年)	520億円 (4.0億ユーロ)	7	航空貨物·旅客 (韓国企業·2007年)	360億円 (3.0億ドル)
8	ごみ処理施設 (日本企業・2007年)	65億円	8	ベアリング (ドイツ企業・2014年)	481億円 (3.7億ユーロ)	7	航空貨物・旅客 (イギリス企業・2007年)	360億円 (3.0億ドル)
9	亜鉛めっき鋼板・鋼帯 (日本企業・2009年)	63億円	9	自動車用ガラス (イキ・リス企業・2008年)	468億円 (3.6億ユーロ)	7	DRAM (韓国企業・2006年)	360億円 (3.0億ドル)
10	ごみ処理施設 (日本企業・2007年)	57億円	10	天然ガス供給 (ドイツ企業及びフランス企業 各自・2009年)	416億円 (3.2億ユーロ)	10	ビタミン (ドイツ企業・1999年)	276億円 (2.3億ドル)

⁽注1)欧米は換算前の金額の1千万未満を, 日本は1億未満を四捨五入した金額。

⁽注4)フランス企業及びオランダ企業は提携しており、ひとつの司法取引手続により罰金を 科されている。内訳はフランス企業2.1億ドル、オランダ企業1.4億ドル。

⁽注2)1ユーロ=130円として換算した金額。括弧内は換算前の金額。

金銭的不利益処分の国際水準比較

同一事案における金銭的不利益処分のEUとの比較

【マリンホース入札談合事件】1ユーロ=130円として計算

	EU		日:	本
	制裁金	減免•和解	課徴金	減免
ブリヂストン	58,500,000ユーロ (76億500万円)	_	238万円	減額30%
横浜ゴム	0ユーロ	免除	0百円	免除
DOM	18,000,000ユーロ (23億4000万円)	_	_	_
Trelleborg	24,500,000ユーロ (31億8500万円)	_	_	_
Parker ITR	25,610,000ユーロ (33億2930万円)	_	_	_
Manuli	4,900,000ユーロ (6億370万円)	減額30%	_	_
計	131,510,000ユーロ (170億9630万円)		238万円	

【ベアリングカルテル事件】1ユーロ=130円として計算

	EU		В	本		
	制裁金	減免・和解	課徴金 (罰金)	減免		
ジェイテクト	0ユーロ	免除	0円	免除		
日本精工	62,406,000ユーロ (81億1278万円)	減額40% 和解10%	56億2541万円 (3億8000万円)	減額30%,罰金半額分控除 ※		
不二越	3,956,000ユーロ (5億1428万円)	減額30% 和解10%	5億939万円 (1億8000万円)	減額30%, 罰金半額分控除 ※		
NTN	201,354,000ユーロ (261億7602万円)	減額20% 和解10%	72億3107万円 (4億円)	-		
SKF	315,109,000ユーロ (409億6417万円)	減額20% 和解10%	-	_		
Schaeffler	370,481,000ユーロ (481億6253万円)	和解10%	-	_		
計	953,306,000ユーロ (1239億2978万円)		133億6587万円 (9億6000万円)			

[※]違反行為に係る事件と同一の事件について不当な取引制限の罪により罰金の刑に処せられ,同裁判が確定している事業者については,独占禁止法第7条の2 第19項の規定に基づき,課徴金から当該罰金額の2分の1に相当する金額が控除される。

健康保険法における「不正利得の徴収」

性質

行政制裁. 損害賠償

算定方法

支払った額のほか、その額に百分の四十を乗じて得た額。

〇健康保険法

(不正利得の徴収等)

第五十八条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することが できる。

根拠規定

- 2 前項の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関において診療に従事する第六十四条に規定する保険医若しくは第八十八条第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
- 3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項(第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第八十八条第六項(第百十一条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第百十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

雇用保険法における納付命令

性質

不正受給の未然防止のため、不正受給額の返還命令とは別に設けられた制度。

算定方法

偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

〇雇用保険法

(返還命令等)

根拠規定

第十条の四 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該<u>偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の</u> 二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 (略)

駐車場法における「割増金」

性質

・駐車場の利用についての違約金

・適正な駐車料金の徴収に確保を図るためのもの

算定方法 免かれた駐車料金の額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額。

〇駐車場法

(路上駐車場の駐車料金及び割増金)

根拠規定

第六条 前条第一項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体(以下「路上駐車場管理者」という。)は、条例で定めるところにより、同項の規定 により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項 に規定する緊急自 動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。

3 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の二倍に相 当する額を割増金として徴収することができる。

2 • 4 (略)

公営住宅法における「金銭の徴収」

性質

違約金(債務不履行に基づく損害賠償の予約(民法 420条))

算定方法

近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

〇公営住宅法

(収入超過者に対する措置等)

根拠規定

第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営 住宅を明け渡すように努めなければならない。

2~5 · 7 · 8 (略)

6 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から 当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

港湾法における「過怠金」

件督

懲罰的な料金 行政上の秩序罰

算定方法 徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

〇港湾港法

(規程)

第十二条の二 港務局は、法令又は当該港務局を組織する地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、 規程を定めることができる。

(港湾区域内の工事等の許可)

第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各 号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)の占用
- 二 港湾区域内水域等における土砂の採取

三•四(略)

根拠規定

2 • 3 (略)

- 4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内水域等に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料 又は土砂採取料を徴収することができる。ただし、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。
- 5 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた。 者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。
- 6 (略)

(港湾管理者の料金)

第四十四条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金(次条第一項の入港料を除く。)を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、 その施行の日の少くとも三十日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2~5(略)

6 港務局は、第十二条の二の規程の定めるところにより、詐偽その他不正の行為により第一項の料金の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額 の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

原子力損害	<mark>賠償補償契約法における「過怠金」</mark>
性質	違約金
算定方法	次に掲げる金額を限度として徴収することができる。 一 補償契約の条項で原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令第 10 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、補償金の 額の十分の一に相当する金額 二 補償契約の条項で原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令第 10 条第 3 号又は第 4 号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、10 万円
根拠規定	〇原子力損害賠償補償契約法第 17 条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項(①)に該当するものに違反したときは、政令で定めるところに より(②)、過怠金を徴収することができる。 ①原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令 第 10 条 法第 17 条に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

地士白沙	表における「過料」
性質	るにありる「塩代」 ■ 懲罰的な料金,行政上の秩序罰
算定方法	徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料。
根拠規定	 ○地方自治法 (分担金等に関する規制及び罰則) 第二百二十八条 1・2 (略) 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその<u>徴収を免れた金額の五倍に相当する</u>金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

他法令における不利益処分に係る行政裁量の運用基準

処分	性質	行政裁量の範囲	運用基準
過失によって	行政制裁, 損害	2 年以内の業務	6か月の業務停止を基準に、下記のような事情がある場合はさらに加減算を行う。
虚偽又は不当	賠償	停止	【加算】
の証明を行っ			〇対象(損益)金額の資本金等に対する比率が 1000%以上の場合
			〇対象期間が長期(概ね5年以上)の場合
た公認会計士			〇スキームを提案するなど積極的・計画的に関与していた場合
に対する懲戒			〇監査調書を改ざんする等の隠蔽行為を行った場合
処分(公認会			〇監査概要書に監査実施状況について不実の記載を行っていたような場合
計士法第 30			〇監査報酬以外に報酬等として金品等を受領している場合
条②) ¹			〇不正の請託を受け、報酬等を請求・約束している場合
X & 7			○重大な監査手続違反などにより重大な過失があると認められる場合
			〇問題となる項目につき法人の内部規定等に違反し審査会に付議しなかった場合又は審査を依頼しなかった場合
			〇刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合
			〇過去に処分等を受けている場合
			〇上記以外に、特に考慮すべき加重すべき項目がある場合
			【減算】
			〇対象(損益)金額の資本金等に対する比率が 100%未満の場合
			〇対象期間が 1 期のみ,中間監査にかかるもののみ,四半期レビューにかかるもののみ等の場合
			〇非上場(公認会計士法上の「大会社等」を除く)の場合
			○任意監査の場合
			〇従たる立場であった場合
			〇虚偽等があることを指摘し,監査証明期間のうちに「不適正意見」,「意見不表明」等の意見を出した期間がある場合
			〇企業による隠蔽行為等があった場合
			〇違反とされた監査手続以外は監査基準等に準拠し、適切に監査が行われていたと認められる場合
			〇鑑査の実施過程において,内部統制の状況など問題点等を指摘し改善を求めた場合
			〇虚偽・不当証明の主要な期間が過去から繰り返し(洗替え)のものであり、新規に虚偽の金額が増加していない場合
			〇監査法人の役職、監査証明業務を辞退するなどの対応をしている場合
			〇事実関係の把握及び再発防止等に向けた適切な対応がとられている場合
			〇上記以外に、特に考慮すべき軽減すべき項目がある場合
法令違反等を	行政権による制	①戒告, ②一年	懲戒事由ごとのランク (例えば、「違反行為の指示等」の行為 (懲戒事由) であれば、「ランク 6 」) をベースとして、個

¹ 運用基準「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方(処分基準)について【金融庁公表資料】」

処分	性質	行政裁量の範囲	運用基準
行った建築士	裁	以内の業務停	別事情によるランクの加重・軽減し、該当ランクの処分を行う。
に対する懲戒		止. ③免許取消	【ランク1→文書注意,ランク2→戒告,ランク3→業務停止1月未満,
処分(建築士		のいずれかを選	ランク 4 ~15→業務停止 1 月~12 月,ランク 16 以上→免許取消】
			【加算】
法第⑪条①)		択	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為→3ランク加重
2			○暴力的行為又は詐欺的行為→3ランク加重
			○常習的に行っている場合→3ランク加重
			○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合→3ランク加重
			○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合→適宜加重
			○過去に処分等を受けている場合⇒過去の処分等と今回の処分等の内容に応じた加重
			【減算】
			○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合→1~3ランク軽減
			○違反行為等の内容が軽微であり,情状をくむべき場合→1~3ランク軽減
			○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合→ 1 ランク軽減
			〇処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合→1ランク軽減
			○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合→適宜軽減
法令違反等を	旅行業者等に対	①6月以内の業	法令違反それぞれについて基準となる業務停止期間(又は登録取消し)を定め、下記のような事情がある場合はさらに加
行った旅行業	する制裁措置	務停止又は②登	減算を行う。
者に対する業		 録取消を選択	【加算】
務停止命令等		MANN CEN	以下のような場合は、業務停止期間を基準から5割増。
			○5年以内に繰り返し違反を行った場合
(旅行業法			〇違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重大なものである場合
19 条) ³			〇複数の違反行為を行った場合
			【減算】
			業務の全部または一部の停止について、その行為が次の(1)から(3)の全てに該当する場合には2分の1を超えな
			い範囲で、(1)及び(2)又は(3)に該当する場合には4分の1を超えない範囲で、(1)のみ又は(2)及び(3)
			のみに該当する場合には8分の1を超えない範囲で、業務の停止の期間を短縮することが可能。
			(1) 現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと
			(2)過去5年以内に不利益処分を受けたことがないこと
			(3)反省の意思が明らかであり、直ちに違法状態を是正したこと

² 運用基準「一級建築士の懲戒処分の基準【国交省公表資料】」 ³ 運用基準「旅行業法第19条第1項に基づく旅行業者の不利益処分の基準について【観観産第41号平成25年4月26日】」

処分	性質	行政裁量の範囲	運用基準
法令違反等を	主として防犯上	質屋の営業許可	法令等の違反行為をA~Hに分類し、それぞれについて基準期間(最低水準、最高水準及び平均水準)を定める。A(質
行った質屋に	の観点から、そ	取消し又は 1 年	屋営業法以外の法律違反により禁錮以上の刑に処せられたとき等)に該当したときは許可を取り消すこととする(ただ
対する営業停	の効力を存続せ	以内の営業停止	し、情状により取消しではなく営業停止も選択可能)。
止命令等(質	しめえない新た		(1) E 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月 (2) B及びF 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月
屋営業法第	│ な事由が発生し		(3) C及びG 基準期間は1月、短期は14 日、長期は2月
25 条) ⁴	たために、将来		(4) D及びH 基準期間は14 日、短期は7日、長期は1月
	にわたってその		下記の事情により加算及び基準期間の選択を行う。
	効力を失わしめ		【2倍とする場合】
	る独立の行政行		○3年以内の繰り返し違反
			【基準期間~長期期間の間となるべき場合】
	為		〇営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質な場合
			〇法令に違反した程度が著しく大きい場合
			〇営業停止命令対象行為により生じた盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高 いと認められる場合
			〇3年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、営業停止命令を受けた場合
			〇違反行為を代理人等が行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて重大であると認められる場 合
			〇質屋が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重い場合 【短期期間~基準期間の間となるべき場合】
			○営業停止命令対象行為により盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められ る場合
			〇質屋又は代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令行為を行った場合
			〇代理人等が違反行為を行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて軽微であると認められる場
			合
			〇質屋が営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置や
			営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しい
			場合

⁴ 運用基準「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準【大阪府公安委員会策定のもの】」

- 現行の加算税率は、「無申告又は仮装・隠蔽」が行われた回数にかかわらず一律であるため、 意図的に「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。
- 〇 そのため、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者が、 再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合について、<u>加算税を10%加重する</u>措置 を導入(平成29年1月1日施行)。

(注)独占禁止法や金融商品取引法の課徴金制度においても、再度の違反に対する加算措置が設けられている。

出典:財務省 税制メールマガジン第86号(平成27年12月17日)

悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課されたものが、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合については、平成29年1月より、加算税を10%加重する措置を導入します。

(※)無申告加算税が課される納付すべき税額のうち50万円超の部分が対象となります。

出典:財務省 平成28年度税制改正(パンフレット)

重加算税制度等の改正の概要

財務省『平成28年度税制改正の解説(詳解)』(抜粋) (主税局税制第一課課長補佐 松汐利悟,同藤崎直樹「国税通則法等の改正」)

(2) 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の無申告加算税等の加重措置の創設

これまでの無申告加算税又は重加算税の水準(割合)にあっては、無申告又は仮装・隠蔽が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に無申告又は仮装・隠蔽を繰り返すケースも多いことから、こうしたケースに対する行政制裁としての牽制効果は十分なものではないと考えられる状況にあったところです。今回の改正においては、こうした状況に対応し、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が、再び調査を受けて無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等を行った場合には、無申告加算税又は重加算税について10%加重する措置を創設することとされました。具体的には、期限後申告書若しくは修正申告書の提出(調査による更正等を予知してされたものに限ります。)、更正若しくは決定又は納税の告知若しくは納税の告知を受けることなくされた納付(以下「期限後申告等」といいます。)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税(調査による更正等を予知してされたものに限ります。)又は重加算税(以下「無申告加算税等」といいます。)を課されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税(15%、20%)又は重加算税(35%、40%)の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました(通法66④、68④)。

- (注1) 上記の無申告加算税等の加重措置について、「10%の割合」という水準は、現行の加算税率の水準(多額の期限後申告である場合の無申告加算税は20%、重加算税は40%)を踏まえつつ、全体として短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽を行う悪質な者に対する牽制効果を的確に発揮できる加重後の加算税の水準とする(加重後の無申告加算税は30%、重加算税は50%)との考えに基づくものです。
- (注2) 上記の繰り返して無申告又は仮装・隠蔽を行う期間について、「期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間」という設定は、更正・決定等の期間制限が租税債権・債務に係る法律関係の安定化・公平を図る観点から基本的に「5年」とされていること(通法70①)等を踏まえたものです。

重加算税制度等の改正の概要

所得税法等の一部を改正する法律(平成28年3月29日成立)による改正後の国税通則法 (平成29年1月1日施行)

(重加算税)

第68条 (略)

2 第66条第1項(無申告加算税)の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは同条第7項の規定の適用がある場合又は納税申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3 (略)

4 前3項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは第25条(決定)の規定による決定又は納税の告知(第36条第1項(納税の告知)の規定による納税の告知(同項第2号に係るものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等が課され、又は徴収されたことがあるときは、前3項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(1) 卸売業・小売業の定義

「東京高判平成13年11月30日・平成12年(行ケ)第228号・同第233号(東京海上火災保険㈱ほか17名による審決取消請求事件)」

独禁法7条の2第1項の「<u>卸売業」とは、字義的に、生産者・輸入商から大量の商品を仕入れて小売業者に売り渡す業務と解すべき</u>であり、同じく「小売業」とは、商品を卸売業者等から買い入れてこれを一般消費者に分けて売る業務と解すべきである。

「公正取引委員会審決平成23年5月10日・平成21年(判)第24号 (㈱日新に対する件)

「小売業」及び「卸売業」については、独占禁止法に定義規定はない。しかし、消費税法施行令(平成22年3月31日政令第71号)第57条第6項によれば、「卸売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいうもの」とされ、「小売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で同項第一号に掲げる事業(注:卸売業)以外のもの」をいうものとされている。一般的にも、「小売業」とは、商品を生産者・卸売業者等から買い入れてこれを一般消費者に分けて販売する事業であり、「卸売業」とは、生産者・輸入商等から商品を買い入れて小売業者に販売する事業であるとされている。

(2) 卸売業・小売業の該当性

「公正取引委員会審決平成17年2月22日・平成13年(判)第1号ないし第6号(出光興産㈱ほか5名に対する件)

独占禁止法第7条の2第1項において、課徴金の算定率について、6パーセントを原則としつつ、<u>卸売業・小売業に対しては例外的に低く</u>(卸売業は1パーセント、小売業は2パーセント)<u>設定した趣旨は、卸売業及び小売業の取引が、商品を右から左へ流通させることによってマージンを受け取るという側面が強く、その事業活動の性質上、売上高営業利益率も小さくなっていることを考慮したため</u>である。このように、利益率の基礎となる事業者の事業活動の実態を考慮して課徴金の算定率に例外を設けたことからすれば、課徴金算定率の適用上、違反行為者の業種が、卸売業又は小売業に該当するかどうかを認定するに当たっては、違反行為者の行っていた事業活動が、いかなる構造で対価を受け取るものであったかをその事業活動の具体的な内容に照らして認定し、判断すべきである。そして、事業活動の内容が商品を第三者から購入して販売するものである場合には、一般的には卸売業又は小売業に該当すると判断されるが、このような場合であっても、事業活動の実態に照らし、卸売業又は小売業の機能に属しない他業種の事業活動を行っていると認められる特段の事情があるときには、当該他業種と同視できる事業を行っているものとして業種の認定を行い、課徴金の算定率も卸売業、小売業以外のものを用いることが相当である。

東京高判平成18年2月24日・平成17年(行ケ)第118号(東燃ゼネラル石油㈱による審決取消請求事件)

法7条の2第1項が、課徴金算定率について、6パーセントを原則としつつ、卸売業、小売業については例外的に軽減した算定率(卸売業は1パーセント、小売業は2パーセント)を設定した趣旨は、卸売業や小売業の取引は商品を右から左に流通させることによりマージンを受けるという側面が強く、事業活動の性質上、売上高営業利益率も小さくなっている実態を考慮したためである。したがって、一般的には事業活動の内容が商品を第三者から購入して販売するものであっても、実質的にみて卸売業又は小売業の機能に属しない他業種の事業活動を行っていると認められる特段の事情があるときには、当該他業種と同視できる事業を行っているものとして業種の認定を行うことが相当である。

(3)複数の業種に該当する場合の業種認定

|東京高判平成24年5月25日・平成23年(行ケ)第7号(昭和シェル石油㈱による審決取消請求事件)|

課徴金算定率について、法7条の2第1項及び施行令(5条1項前段及び6条1項)が実行期間における違反行為の対象商品又は役務の売上額(対価を合計した結果としての売上額)に、原則として100分の6、小売業については100分の2、卸売業については100分の1とし、1つの課徴金算定率を乗じることを予定している(「1違反行為1算定率」ということができる。)のは、<u>課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準が明確であることが望ましく、また、課徴金制度の積極的かつ効率的な運営により法違反行為の抑止効果を確保するためには、算定が容易であることが必要</u>であることが考慮されたものと解される。したがって、このような法及び施行令全体の趣旨からして、売上額を業種ごとに分別して、それぞれに業種に応じた課徴金算定率を乗じた上で、その結果を合算するとの方式を予定しているとは到底解されないし、そのような解釈は、<u>課徴金算定を複雑煩瑣なものとし、法の趣旨にそぐわない</u>ものといわざるを得ない。

したがって、違反行為に係る取引について、卸売業又は小売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われている場合に、上記のとおり1つの算定率が用いられるべきであることからすれば、当該事業活動全体で、どの業種の事業活動の性格が強いかにより、業種の認定をせざるを得ないことになる。そうすると、実行期間における違反行為に係る取引において、過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて業種を決定するのが相当である。このように解すると、認定されなかった業種に係る事業活動が生じることになるが、課徴金制度は、個々の事案ごとに経済的利益を算定することを予定しておらず、課徴金の額は「不当な取引制限」行為によって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないから、問題はないというべきである(最高裁平成14年(行ヒ)第72号同17年9月13日第三小法廷判決・民集59巻7号1950頁参照)。

|東京高判平成24年11月30日判決・平成24年(行ケ)第1号(古河電気工業㈱による審決取消請求事件)|

独禁法7条の2第1項は、課徴金の額を算定するに当たっては、実行期間における「商品又は役務の政令で定める方法により算定した 売上額」に算定率を乗じて計算すると規定している。また、同法施行令5条1項は、同法7条の2第1項所定の「政令で定める売上額の算定の方法」につき、原則として「実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする」と規定した上で、同法施行令6条1項は、例外的に「実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする」と規定している。これらの規定に照らすと、課徴金額の算定は、まず違反行為の実行として行われた事業活動の「実行期間」を認定した上で、その期間中に引き渡された商品又は提供された役務の対価の額を合計する方法により算出した「売上額」に算定率を乗ずる方法によると解するのが相当であり、行為者の違反行為に係る個々の取引について、個別に業種を認定した上で、業種ごとに区分した売上額を算出して、その業種に対応する算定率を各別に乗ずることが予定されていると解することは困難である。

また、課徴金納付命令は、不当な取引制限等の違反行為ごとに個々の違反行為者に対して発令されるものであり、独禁法7条の2第1項所定の「実行期間」とは違反行為の実行としての事業活動が行われた期間をいい、「商品又は役務」とは違反行為の対象として提供した商品又は役務をいい、「売上額」についても「商品又は役務」の売上額とされている以上、違反行為に係るものと解すべきであるから、「実行期間」、「商品又は役務」及び「売上額」はいずれも違反行為ごとに定まるものというべきである。そうすると、課徴金の算定率についても、違反行為に係る事業活動として単一の業種が認定され、それに対応する算定率が適用されると解することが、上記とも整合する解釈ということができる。

<u>したがって、独禁法7条の2第1項、同法施行令5条1項及び6条1項の規定によれば、課徴金額の算定に当たっては、単一の業種を認</u>定した上で、単一の算定率を適用することが予定されていると解するのが相当である。

「東京高判平成26年9月26日・平成25年(行ケ)第120号(エア・ウォーター㈱による審決取消請求事件)「

法7条の2第1項は、売上額に乗ずる課徴金算定率について、100分の10を原則としつつ、小売業については100分の3、卸売業については100分の2と定めており、違反行為者の業種により、適用される課徴金算定率が異なる。したがって、違反行為者が、当該違反行為に係る取引について、小売業又は卸売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方を行っている場合には、実行期間における違反行為に係る取引において、過半数を占めていたと認めることができる事業活動に基づいて、違反行為者の業種を認定すべきである。

(4) 卸・小売業の業種の認定の際に事業者の「機能」が争点となった事例 公正取引委員会審決平成11年7月8日・平成6年(判)第5号 (㈱金門製作所に対する件)

検討するに、製品計画・製品開発活動については、市場(消費需要)に対応する側面と、技術に対応する側面との両面から成り立つものであり、<u>卸売業者が持つ製品計画・製品開発機能とは</u>、前者に係るものであって、具体的には、<u>商品計画(マーチャンダイジング)機能を通じて、製造段階で新たに開発された商品のうちから自己の顧客が要望する商品力ある商品を選別する機能、あるいは、自己の顧客が要望する内容を製造段階にフィードバックして商品力ある商品の開発に貢献する機能を指す</u>ものである。これに対して、後者の<u>技術に対応する側面とは、蓄積された高度の研究開発技術によって新製品を創出することを指す</u>ものである。この意味での製品計画・製品開発活動は、製造業に要求されるものであって、技術的な研究開発活動は流通以前の問題とされ、卸・小売業のいわゆる流通業者にはこの意味での製品計画・製品開発活動は存在しないとされているものである。

(中略)

独占禁止法違反行為の対象商品について事業者が果たしている実態的な機能面からの検討も必要であり、他の業種(例えば製造業)の本来的機能と重複する機能を果たしていると評価し得るような境界領域においては、課徴金算定に当たっての卸売業の認定・判断については合理的かつ厳格にすべきであるところ、単に、被審人のいうような、技術的な知識・経験・能力を製造業者に提供し、技術的検討に際して意見を述べる等の協力を行うというにとどまらず、製造業に要求される、蓄積された高度の研究開発技術によって新製品を創出する事業活動、すなわち、こうした意味での製品計画・製品開発活動を行う能力を有する事業者が、自ら製造することはないものの、①実際の製品計画・製品開発活動を主体的に行い、②主要な部品又は原材料の調達に関与し、③技術面も含めて製造工程等に具体的に関与して、他者に製品を製造させているような場合には、製造業の本来的機能を発揮しているものとして、製造業と同視し得るものであるから、右特段の事情があるものとして、独占禁止法第7条の2第1項にいう卸売業には該当しないというべきである。

東京高判平成18年2月24日・平成17年(行ケ)第118号(東燃ゼネラル石油㈱による審決取消請求事件)

法7条の2第1項が、課徴金算定率について、6パーセントを原則としつつ、卸売業、小売業については例外的に軽減した算定率(卸売業は1パーセント、小売業は2パーセント)を設定した趣旨は、卸売業や小売業の取引は商品を右から左に流通させることによりマージンを受けるという側面が強く、事業活動の性質上、売上高営業利益率も小さくなっている実態を考慮したためである。したがって、一般的には事業活動の内容が商品を第三者から購入して販売するものであっても、実質的にみて卸売業又は小売業の機能に属しない他業種の事業活動を行っていると認められる特段の事情があるときには、当該他業種と同視できる事業を行っているものとして業種の認定を行うことが相当である。(中略)

N社における上記航空タービン燃料を含む石油製品の製造は、原告の原油の供給及び製品の引取りと一体の過程として予定され、N社が製造して原告に供給する上記航空タービン燃料について、製品の数量、仕様、生産計画、更には販売価格の決定という製造事業の主要な意思決定に原告が主導的立場で関与していたのであり、また、原告はN社の支配的な株主として同社に生じた利益が実質的に帰属する地位にあったのであるから、N社が製造して原告に供給する上記航空タービン燃料については、N社は原告の一部門と同視できる地位にあったということができる。

したがって、原告のN社の事業に対する関与の実態に照らせば、原告は、上記航空タービン燃料に係る事業活動の内容において、自らの 一部門において製造事業を行っていたものであるから、上記特段の事情が存在するものと認めることができる。

【公正取引委員会審決平成26年6月9日・平成24年(判)第42号(㈱フジクラに対する件)】

ア 前記(2)の認定事実によれば、被審人は、本件対象製品のコンペの際に、自ら技術提案の内容や見積価格等を検討し、その結果をF社に対して提出していたこと、本件対象製品を受注することが決定した後には、自社の技術者をゲストエンジニアとして派遣していたこと、上記ゲストエンジニアは、F社の技術者と共同して本件対象製品の開発・設計を行い、量産図面を作成していたことなどが認められ、被審人自らが、本件対象製品の製造に不可欠な開発・設計に関する事業活動を行っていたといえる。

イ(ア) 被審人は、本件対象製品の製造そのものについてはY社に委託していたが、Y社の支配的な株主として、本件対象製品の製造等を含むY社の事業に関する意思決定に関し主導的立場で関与し得るとともに、同社に生じた利益が実質的に帰属する地位にあったと認められる。さらに、Y社は、被審人から委託を受けた製品に関しては、その要求する品質を確保すべきとされているところ、本件対象製品については、被審人の派遣したゲストエンジニアとF社の技術者において作成した量産図面に従って自ら製造し、又は、別表記載の生産拠点に製造を委託していたものである。その上、製品の販売価格を決める際には、利益や製造費用等を勘案し、販売先と交渉するのが通常であるのに、Y社の被審人に対する本件対象製品の販売価格については、F社の被審人に対する発注金額を前提に、あらかじめ決めておいた仕切り率を乗じた額とされていたのであるから、Y社には、本件対象製品の販売価格について、個別又は具体的に決定する権限が無かったことが認められる。これらの事情からすれば、本件対象製品の製造及び販売に関して、Y社の独立性は認め難く、被審人の一部門ということができる。

(イ) Y社は、自ら本件対象製品を製造するほか、別表記載の生産拠点に本件対象製品の製造を委託していたが、<u>被審人及びY社と当該生産拠点とは</u>、別表記載のとおり、番号3及び7を除く6社と<u>資本関係及び役員の派遣関係を有していた</u>こと、番号1を除く7社の本件実行期間中における本件対象製品を含む自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の取引先がY社のみであったこと、<u>被審人は番号1ないし4の生産拠点に対して開発・設計等の支援を行い、Y社は製造技術等の支援を行うとされていた</u>こと(前記(2)ウ(ア)b①)が認められるのであって、これらの事情を踏まえれば、別表記載の生産拠点についても、Y社と同様に被審人の一部門ということができる(なお、別表記載の事業者が被審人の生産拠点であることについて、被審人は争っておらず、査第8号証その他の関係証拠によっても明らかである。)。

ウ 以上に加え、<u>被審人がY社を含む被審人のグループで製造する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品に関して、被審人の自動車電装事業部長を統括責任者とする一元的な品質保証体制を構築している</u>ことも併せ考慮して、被審人の本件対象製品に関する事業活動の実態をみれば、被審人が自ら及び自らの一部門であるY社等の生産拠点において本件対象製品の製造事業を行っていたといえるから、特段の事情が存在すると認めることができる。

(5) 業種認定に係る訴訟コスト

		審決の判断				高裁の判断		
	審決数 (注1)	うち業種認定が争点 となった審決数	うち通常算定率と 判断された審決数	うち卸売算定率と 判断された審決数	判決数 (注2)	うち通常算定率と 判断された判決 数	うち卸売算定率と 判断された判決数	
業種認定	91	13	12	1(一部卸売)	6	4	1(卸売) 1(一部卸売)	

⁽注1) 平成21~27年度における,不当な取引制限事案(カルテル事案及び入札談合事案)に係る「課徴金納付命令に係る審決」,「課徴金納付命令審決」 及び「課徴金の納付を命じない審決」の総数。

⁽注2) 左記審決の取消請求訴訟事件における判決数。

卸売・小売業算定率の適用事例(平成21~27年度措置事案)

番号	納番	号	事業者名	課徴金額	事件名	** ほ	備考
留写	年	番号	(違反行為者名)	(万円)	争件名	業種	1佣 右
1	22	129	住電日立ケーブル株式会社	203, 839	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
2	22	130	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル	107, 303	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
3	22	131	古河エレコム株式会社	46, 505	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
4	23	60	エア・ウォーター株式会社	363, 911	特定エアセパレートガスの販売価格カルテル事件	卸売業	子会社が製造
5	23	61	岩谷産業株式会社	49, 902	特定エアセパレートガスの販売価格カルテル事件	卸売業	子会社が製造
6	23	99	住電日立ケーブル株式会社	20, 352	特定VVFケーブルの販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
7	23	100	古河エレコム株式会社	5, 319	特定VVFケーブルの販売価格カルテル事件	卸売業	親会社が製造
8	24	2	住友電気工業株式会社	73, 861	トヨタ自動車等発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の入札談合事件	卸売業	子会社が製造
9	24	4	住友電気工業株式会社	48, 295	ダイハツ工業発注の特定自動車用ワイヤーハーネスの入札談合事件	卸売業	子会社が製造
10	24	6	住友電気工業株式会社	88, 066	ホンダ発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の入札談合事件	卸売業	子会社が製造
11	24	11	積水化成品工業株式会社	7, 618	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	子会社が製造
12	24	13	株式会社ジェイエスピー	2, 740	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	子会社が製造
13	24	14	カネカフォームプラスチックス株式会社 (カネパールサービス株式会社)	2, 524	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	親会社が製造
14	24	15	太陽工業株式会社	1, 098	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	
15	24	18	カネカケンテック株式会社	349	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	卸売業	親会社が製造
16	25	29	群栄化学工業株式会社	637	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	卸売業	
17	27	7	ナラサキ産業株式会社	1, 251	農協等発注の特定低温空調設備工事の入札談合事件	卸売業	
18	27	8	株式会社北海道日立	404	農協等発注の特定低温空調設備工事の入札談合事件	卸売業	親会社が製造
19	28	2	多木化学株式会社	1, 782	東北地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	
20	28	5	セントラル硝子株式会社	148	東北地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	
21	28	7	多木化学株式会社	406	新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	
22	28	8	日本軽金属株式会社	215	新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	
23	28	9	大明化学工業株式会社	213	新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	卸売業	

(注1)公表情報を基に作成。

(注2)平成21~27年度の間に小売業算定率が適用された事例はない。

法令等の名称	該当条項
私的独占の禁止	(13)第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者(会社である場合に限る。)が、公正取引委員会規則で定め
及び公正取引の	るところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた場合には、第一号に該
確保に関する法	当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当
律	該報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第十項第一号、第十一項
第七条の二第十	第一号から第三号まで及び前項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算については、当該二以上の
三項(課徴金減免	事業者をもつて一の事業者とする。
共同申請)	一 当該二以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時において相互に子会社等(事業者の子会社(会社がその総株主(総社
	員を含む。以下同じ。) <u>の議決権</u> (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができな
	い株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するも
	のとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。) <u>の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びそ</u>
	の一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該
	会社の子会社とみなす。以下この項において同じ。)若しくは親会社(会社を子会社とする他の会社をいう。以下この号におい
	<u>で同じ。) 又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。</u> 次号及び第二十五項において同じ。) <u>の関係にあること。</u>
私的独占の禁止	(2)会社であつて、その国内売上高(国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取
及び公正取引の	引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)と当該会社が属する <u>企業結合集団</u> (<u>会社及び当該会社の子会社並びに当該会社</u>
確保に関する法	の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社(当該会社及び当該会社の子会社を除く。)から成る集
律	<u>団をいう。</u> 以下同じ。)に属する当該会社以外の会社等(会社、組合(外国における組合に相当するものを含む。以下この条に
第十条第二項,第	おいて同じ。)その他これらに類似する事業体をいう。
六項及び第七項	(6) 第二項及び前項の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支
(企業結合集団)	配している会社等として公正取引委員会規則で定めるものをいう。
	(7) 第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等の経営を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。
第九条から第十	法第十条第六項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、 <u>同項に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決</u>
六条までの規定	<u>定を支配している場合における当該他の会社等とする。</u>

法令等の名称	該当条項
による認可の申	2 法第十条第七項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、会社が同項に規定する会社等の財務及び事業の方針の決定
請,報告及び届出	<u>を支配している場合における当該会社とする。</u>
等に関する規則	3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係から
第二条の九	<u>みて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう。</u> この場
	合において、他の会社等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合、有
	限責任事業組合及び特定組合類似団体である場合におけるこの項の規定の適用については、「議決権の総数」とあるのは「業務
	執行を決定する権限の全体」と、「所有している議決権」とあるのは「所有している業務執行を決定する権限」と、「の数の割合
	が百分の五十を超えている場合」とあるのは「の割合が百分の五十を超えている場合」と、「数の割合が百分の四十」とあるの
	は「割合が百分の四十」と、「自己所有等議決権数」とあるのは「自己所有等業務執行決定権限」と、「議決権の数の合計数」と
	あるのは「業務執行を決定する権限の合計」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」とする。
	一 他の会社等(次に掲げる会社等であつて有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。次号及び第三号にお
	いて同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社を含む。次号及び第三号において同じ。)の計算において所有している議
	<u>決権の数の割合が百分の五十を超えている場合</u>
	イ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
	ロ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
	ハ 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
	ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
	二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前
	<u>号に掲げる場合を除く。)であつて次に掲げるいずれかの要件に該当する場合</u>
	イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の
	割合が百分の五十を超えていること。
	(1) 自己の計算において所有している議決権
	(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使
	すると認められる者が所有している議決権

法令等の名称	該当条項
	(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
	ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の
	方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。
	(1) 自己の役員
	(2) 自己の業務を執行する役員
	(3) 自己の使用人
	(4) (1) から(3) までに掲げる者であつた者
	ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
	ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。次号において同じ。)の総額に対する自己
	が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。次号において同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において
	緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。
	ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
	三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決
	権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であつて前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当する
	場合。この場合において、他の会社等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限
	責任組合、有限責任事業組合及び特定組合類似団体であるときは、資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額の割合を考
	慮しないものとする。
会社法第二条各	三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法
号	務省令で定めるものをいう。
	三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
	イ・子会社
	ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
	四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをい
	う。

法令等の名称	該当条項
	四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
	イ 親会社
	ロ 株式会社の経営を支配している者 (法人であるものを除く。) として法務省令で定めるもの
会社法施行規則	法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配し
第三条 (子会社及	ている場合における当該他の会社等とする。
び親会社)	2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を
第三条の二(子会	支配している場合における当該会社等とする。
社等及び親会社	3 前二項に規定する <u>「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」</u> とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係
等)	からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以
	下この項において同じ。)。
	ー <u>他の会社等</u> (次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項にお
	いて同じ。) <u>の議決権の総数に対する自己</u> (その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の
	決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。)を含む。以下この項において同じ。) <u>の計算において所有している</u>
	議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
	イ 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
	ロ 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
	ハ 破産法 (平成十六年法律第七十五号) の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
	ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
	二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前
	<u>号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合</u>
	イ <u>他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数</u> (次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。) <u>の</u>
	割合が百分の五十を超えていること。
	(1) 自己の計算において所有している議決権
	(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使

法令等の名称	該当条項
	すると認められる者が所有している議決権
	(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
	ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の
	方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。) <u>の数の割合が百分の五十を超えていること。</u>
	(1) 自己の役員
	(2) 自己の業務を執行する社員
	(3) 自己の使用人
	(4) (1) から(3) までに掲げる者であった者
	ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
	二 <u>他の会社等の資金調達額</u> (貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。) <u>の総額に対する自己が行う融資</u> (債務の
	保証及び担保の提供を含む。二において同じ。) <u>の額</u> (自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が
	行う融資の額を含む。) <u>の割合が百分の五十を超えていること。</u>
	ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
	三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議
	決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。) <u>であって、前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当</u>
	<u>する場合</u>
	4 法第百三十五条第一項の親会社についての第二項の規定の適用については、同条第一項の子会社を第二項の法第二条第
	四号に規定する株式会社とみなす。
	法第二条第三号の二 口に規定する法務省令で定めるものは、同号口に規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を
	支配している場合における当該他の会社等とする。
	2 法第二条第四号の二 口に規定する法務省令で定めるものは、ある者(会社等であるものを除く。)が同号 口に規定する
	株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。
	3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係

法令等の名称	該当条項
	からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以
	下この項において同じ。)。
	一 <u>他の会社等</u> (次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項にお
	いて同じ。) <u>の議決権の総数に対する自己</u> (その子会社等を含む。以下この項において同じ。) <u>の計算において所有している議決</u>
	権の数の割合が百分の五十を超えている場合
	イ 民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
	ロ 会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会
	ハ 破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
	ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
	二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合
	<u>(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合</u>
	イ <u>他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数</u> (次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。) <u>の</u>
	割合が百分の五十を超えていること。
	(1) 自己の計算において所有している議決権
	(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使
	すると認められる者が所有している議決権
	(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
	(4) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権
	ロ <u>他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者</u> (当該他の会社等の財務及び事業の
	方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。) <u>の数の割合が百分の五十を超えていること。</u>
	(1) 自己(自然人であるものに限る。)
	(2) 自己の役員
	(3) 自己の業務を執行する社員
	(4) 自己の使用人

法令等の名称	該当条項
	(5) (2)から(4)までに掲げる者であった者
	(6) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族
	ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
	ニ <u>他の会社等の資金調達額</u> (貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。) <u>の総額に対する自己が行う融資</u> (債務の
	保証及び担保の提供を含む。二において同じ。) <u>の額</u> (自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及
	び自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えている
	<u>こと。</u>
	ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
	三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議
	決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。) <u>であって、前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当</u>
	<u>する場合</u>
企業会計基準第1	会計処理
十六号「持分法に	持分法の適用範囲
関する会計基準」	6. 非連結子会社及び関連会社に対する投資については、原則として持分法を適用する。
(引用)	
	用語の定義
	5. 「関連会社」とは、企業(当該企業が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等
	の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合
	における当該子会社以外の他の企業をいう。
	5-2. 「子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次
	<u>の場合をいう。</u> ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方
	針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。
	(1) 子会社以外の他の企業(更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、当該企業の財務及び営業又は事
	業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。) <u>の議</u>

法令等の名称	該当条項
	決権の 100 分の 20 以上を自己の計算において所有している場合
	(2) 子会社以外の他の企業の議決権の 100 分の 15 以上、100 分の 20 未満を自己の計算において所有している場合であって、
	<u>かつ、次のいずれかの要件に該当する場合</u>
	① 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定
	に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の企業の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任し
	ていること
	② 子会社以外の他の企業に対して重要な融資(債務の保証及び担保の提供を含む。)を行っていること
	③ 子会社以外の他の企業に対して重要な技術を提供していること
	④ 子会社以外の他の企業との間に重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引があること
	⑤ その他子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測
	される事実が存在すること
	(3) <u>自己の計算において所有している議決権</u> (当該議決権を所有していない場合を含む。) <u>と、自己と出資、人事、資金、技術、</u>
	取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同
	一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子会社以外の他の企業の議決権の 100
	分の20以上を占めているときであって、かつ、上記(2)の①から⑤までのいずれかの要件に該当する場合
企業会計基準第	用語の定義
二十二号「連結財	6. 「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下
務諸表に関する	<u>「意思決定機関」という。)を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう。</u> 親会社及び子会社又は子会社
会計基準」(引用)	が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。
	7. 「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、次の企業をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係
	からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでない。
	(1) <u>他の企業</u> (更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められ
	る企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。) <u>の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業</u>
	(2) 他の企業の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している企業であって、かつ、次のい

法令等の名称	該当条項
	ずれかの要件に該当する企業
	① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより
	自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意して
	いる者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること
	② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響
	を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
	③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
	④ 他の企業の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているもの)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の
	提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資
	の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
	⑤ その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
	(3) 自己の計算において所有している議決権(当該議決権を所有していない場合を含む。)と、自己と出資、人事、資金、技術、
	取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同
	一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めて
	いる企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業
金融商品取引法	第八条
第百六十六条第	3 この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準
五項 (親会社・子	ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会
会社)	社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社
→施行令第二十	とみなす。
九条の三	4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務
→企業内容等の	上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会
開示に関する内	社等は、この限りでない。
閣府令一条二十	一 他の会社等(民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更

法令等の名称	該当条項
六号・二十七号	生法 (平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法 (平成十六年法律第七十五
→財務諸表等の	号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存
用語, 様式及び作	在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。) <u>の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等</u>
成方法に関する	二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、かつ、次
規則	<u>に掲げるいずれかの要件に該当する会社等</u>
	イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自
	己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意してい
	<u>る者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。</u>
	ロ 役員(法第二十一条第一項第一号 (法第二十七条 において準用する場合を含む。)に規定する役員をいう。以下同じ。)若
	しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与え
	ることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
	ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
	二 <u>他の会社等の資金調達額</u> (貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。) <u>の総額の過半について融資</u> (債務の保証
	及び担保の提供を含む。以下この号及び第六項第二号口において同じ。) <u>を行つていること</u> (自己と出資、人事、資金、技術、
	取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)。
	ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
	三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることによ
	り自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意し
	<u>ている者が所有している議決権とを合わせた場合</u> (自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。) に他の会社等の
	議決権の過半数を占めている会社等であつて、かつ、前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社等

大企業グループに属する事業者に中小企業算定率が適用された事例(平成21~27年度措置事案)

番号	納番号		事業者名	課徴金額	事件名	備考	
台 写	年	番号	(違反行為者名)	(万円)	争什么	רי וו וע	
1	22	1	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	12, 858	東京電力等発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ	
2	22	2	株式会社エクシム	10, 007	東京電力等発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ	
3	22	3	株式会社ビスキャス	5, 468	東京電力等発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ	
4	22	4	株式会社ビスキャス	1, 768	東北電力等発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ	
5	22	5	株式会社エクシム	1, 260	東北電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ	
6	22	6	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	561	東北電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ	
7	22	7	株式会社ビスキャス	3, 444	中部電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ	
8	22	8	株式会社エクシム	3, 001	中部電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ	
9	22	9	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	1, 494	中部電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ	
10	22	10	株式会社エクシム	2, 922	北陸電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ	
11	22	11	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	1, 522	北陸電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ	
12	22	12	株式会社ビスキャス	247	北陸電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ	
13	22	13	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	2, 253	中国電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ	
14	22	14	株式会社ビスキャス	937	中国電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ	
15	22	15	株式会社エクシム	906	中国電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ	
16	22	16	株式会社エクシム	6, 240	九州電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ	
17	22	17	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	3, 360	九州電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ	
18	22	18	株式会社ビスキャス	2, 513	九州電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ	
19	22	19	株式会社ビスキャス	957	沖縄電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	古河電気工業グループ・フジクラグループ	
20	22	20	株式会社エクシム	821	沖縄電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ	
21	22	21	株式会社ジェイ・パワーシステムズ	762	沖縄電力発注の特定電力用電線の入札談合事件	住友電気工業グループ	
22	22	130	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル	107, 303	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	フジクラグループ	
23	22	131	古河エレコム株式会社	46, 505	特定建設・電販向け電線の販売価格カルテル事件	古河電気工業グループ	

大企業グループに属する事業者に中小企業算定率が適用された事例(平成21~27年度措置事案)

番号	納番号		事業者名	課徴金額	事件名	備考
留 写	年	番号	(違反行為者名)	(万円)	争件名	1佣 右
24	23	99	住電日立ケーブル株式会社	20, 352	特定VVFケーブルの販売価格カルテル	住友電気工業グループ
25	23	100	古河エレコム株式会社	5, 319	特定VVFケーブルの販売価格カルテル	古河電気工業グループ
26	24	14	カネカフォームプラスチックス株式会社(カネパールサービス株式会社)	2, 524	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	カネカグループ
27	24	17	株式会社積水化成品北海道	649	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	積水化成品工業グループ
28	24	18	カネカケンテック株式会社	349	建設業者に販売する特定EPSブロックの入札談合事件	カネカグループ
29	25	19	王子コーンスターチ株式会社	4, 536	特定異性化糖の販売価格カルテル	王子グループ
30	25	28	王子コーンスターチ株式会社	1, 005	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル	王子グループ
31	25	32	王子コーンスターチ株式会社	6, 895	段ボール用でん粉の需要者渡し価格カルテル	王子グループ
32	25	39	株式会社TLC	11, 130	東京電力本店等発注の特定架空送電工事の入札談合事件	関電エグループ
33	25	66	株式会社TLC	515	東京電力北ブロック発注の特定架空送電工事の入札談合事件	関電エグループ
34	25	73	株式会社パワーアンドコムテック	1, 870	東京電力発注の特定地中送電ケーブルエ事の入札談合事件	住友電気工業グループ
35	25	74	株式会社エステック	833	東京電力発注の特定地中送電ケーブルエ事の入札談合事件	昭和電線ホールディングスグループ
36	25	75	株式会社フジクラエンジニアリング	819	東京電力発注の特定地中送電ケーブルエ事の入札談合事件	フジクラグループ
37	26	15	菱星システム株式会社	1, 125	関西電力発注の特定架空送電工事の入札談合事件	三菱電機工業グループ
38	26	108	日産専用船株式会社	42, 331	欧州航路における特定自動車運送業務の価格カルテル	商船三井グループ
39	26	124	大王パッケージ株式会社 (大王製紙パッケージ株式会社,中部 大王製紙パッケージ株式会社)	5, 516	特定段ボールケースの販売価格カルテル事件	大王製紙グループ
40	26	128	ムサシ王子コンテナー株式会社	3, 954	特定段ボールケースの販売価格カルテル事件	王子グループ
41	26		大王パッケージ株式会社 (大王製紙パッケージ株式会社, 中部 大王製紙パッケージ株式会社)	15, 737	特定段ボールケースの販売価格カルテル事件	大王製紙グループ
42	26	193	ムサシ王子コンテナー株式会社	2, 640	特定段ボールケースの販売価格カルテル事件	王子グループ
43	27	11	ヤンマーグリーンシステム株式会社	27, 750	特定農業施設工事の入札談合事件	ヤンマーグループ
44	28	17	ヤンマーグリーンシステム株式会社	5, 725	特定農業施設工事の入札談合事件	ヤンマーグループ

- (注1)公表情報を基に作成。
- (注2)平成21~27年度における中小企業算定率の全適用事例数は672件。

①中小企業の定義

中小企業の取扱いに関する法令等の条項

法令等の名称	該当条項
中小企業基本法	この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの
第二条	施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。
	一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製
	<u>造業、建設業、運輸業その他の業種</u> (次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
	二 <u>資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人</u> であつて、 <u>卸売</u>
	<u>業</u> に属する事業を主たる事業として営むもの
	三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サ
	<u>ービス業</u> に属する事業を主たる事業として営むもの
	四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、
	<u>小売業</u> に属する事業を主たる事業として営むもの
中小企業等共同組合法	中小企業者(中小企業基本法 (昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項 各号に掲げるものをいう。)
第八条第七項第三号	
中小企業団体の組織に	この章及び次章において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
関する法律	一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製
第五条	<u>造業、建設業、運輸業その他の業種</u> (次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する
	事業を主たる事業として営むもの
	二 <u>資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人</u> であつて、 <u>卸売</u>
	<u>業</u> (第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
	二の二 <u>資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人</u> であつ
	て、 <u>サービス業</u> (第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
	二の三 <u>資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人</u> であつ
	て、 <u>小売業</u> (次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
	三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごと

中小企業の取扱いに関する法令等の条項

法令等の名称	該当条項
	に政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
下請代金支払遅延等防	この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
止法	ー <u>個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下</u> の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から <u>製</u>
第二条第八項	<u>造委託等</u> を受けるもの
	二 <u>個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下</u> の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から <u>製</u>
	<u>造委託等</u> を受けるもの
	三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から
	<u>情報成果物作成委託又は役務提供委託</u> を受けるもの
	四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情
	<u>報成果物作成委託又は役務提供委託</u> を受けるもの

②中小企業の定義の例外

法令等の名称	該当条項
法人税法	内国法人である普通法人、一般社団法人等(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団
第六六条	法人をいう。次項及び第三項において同じ。)又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各
	事業年度の所得の金額に百分の二十三. 九の税率を乗じて計算した金額とする。
	2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの
	若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円
	以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。
	6 内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時において <u>次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、</u>
	<u>適用しない。</u>
	一 保険業法に規定する相互会社 (次号口において「相互会社」という。)
	二 大法人(次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。)との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法
	<u>人</u>

中小企業の取扱いに関する法令等の条項

法令等の名称	該当条項
	イ 資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人
	ロ 相互会社 (これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)
	ハ 第四条の七 (受託法人等に関するこの法律の適用) に規定する受託法人 (第六号において「受託法人」という。)
	三 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法
	人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関
	係があることとなるときの当該普通法人(前号に掲げる法人を除く。)
	四 投資法人
	五 特定目的会社
	六 受託法人
租税特別措置法	次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等(法人税法第二条第九号 に規定する普通法人(以下この項において「普通法
第四十二条の三の二	人」という。) のうち各事業年度終了の時において <u>同法第六十六条第六項各号</u> 及び第百四十三条第五項各号に掲げる法人 <u>に該当す</u>
	<u>るものを除く。</u>)の平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得に係る同法 その
	他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規
	定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。
中小企業庁	本事業の補助対象者は、次の(1)及び(2)に掲げる要件をいずれも満たす事業者であることとします。
「平成二十七年度	(1)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号。以下「中小企業地域資
消費者志向型地域産	源活用促進法」という。)第6条第1項に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業
業資源活用新商品開	者であって、平成25年度以降に認定を受けた者であること。
発等支援事業」公募要	ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者(以下「みなし大企業」という。)は、補助対象者から除きます。
項における補助対象	・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
者	・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
	・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
東京都中小企業振興	大企業が実質的に経営に参画していないもの。
公社	「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

中小企業の取扱いに関する法令等の条項

法令等の名称	該当条項
「平成二十八年度	・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
製品開発着手支援助	・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
成事業」募集要項の申	・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
請要件	・その他大企業が実質的に経営を支配(例:(1)大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、(2)大企業及びそ
	の子会社等が議決権について指示できる場合)する力を有していると考えられること。
東京都中小企業団体	次の(1)~(3)のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。
中央会	(1)発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
「平成二十七年度補	(2)発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
正ものづくり・商業・	(3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
サービス新展開支援	
補助金」公募要領の補	
助対象者	

早期離脱に対する軽減算定率の適用事例(平成21~27年度措置事案)

番号	納番	番号	事業者名	課徴金額	市从力	備考
留写	年	番号	(違反行為者名)	(万円)	事件名	1佣 右
1	22	30	藤木工業株式会社	1, 581	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
2	22	31	株式会社重田組	1, 519	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
3	22	32	大恵建設株式会社	1, 488	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
4	22	33	藤原建設株式会社	1, 119	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
5	22	34	株式会社澤田組	913	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
6	22	35	河合土木株式会社	749	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
7	22	36	株式会社織戸組	578	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
8	22	37	月野建設株式会社	543	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
9	22	38	加藤土建株式会社	529	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	違反行為者の間で低価格による入札を行う
10	22	39	大栄建設株式会社	521	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	者であると認識されていた事業者が入札に
11	22	40	株式会社吉孝土建	471	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	から,違反行為を取りやめたもの。
12	22	42	岡村建興株式会社	432	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
13	22	43	株式会社渡辺土木	412	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
14	22	44	京浜メンテナンス株式会社	360	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
15	22	45	真成開発株式会社	346	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
16	22	46	小田土木株式会社	280	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
17	22	47	株式会社ヤマチョウ	280	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
18	22	48	株式会社小沼工務店	262	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
19	22	49	宮田土建工業株式会社	252	川崎市発注の特定下水管きょ工事の入札談合事件	
20	22	100	三和ホールディングス株式会社	4, 026	近畿地区における特定シャッター等の入札談合事件	違反対象事業を譲渡したため。
21	23	224	昭和建設株式会社	341	石川県が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決 定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	他の談合事件の摘発を契機として違反行為 から離脱したもの。

早期離脱に対する軽減算定率の適用事例(平成21~27年度措置事案)

₩ 🗆	納る	番号	事業者名	課徴金額	- M. 子に十ツ四川子り(十八 2 1 ~ 2) 十久旧画子オ	
番号	年	番号	(違反行為者名)	(万円)	事件名	備考
22	24	41	大旺新洋株式会社		国土交通省が四国地方整備局土佐国道事務所において発注する特定一般土 木工事の入札談合事件	違反行為者を吸収合併し、当該違反行為者
23	24	62	大旺新洋株式会社		国土交通省が四国地方整備局高知河川国道事務所において発注する特定一 般土木工事の入札談合事件	が消滅したもの。
24	24	68	株式会社和住 (株式会社杉本建設)		国土交通省が四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において発注する 特定港湾土木工事の入札談合事件	違反対象事業を譲渡したため。
25	24	78	井上工業株式会社	319	国土交通省が四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において発注する 特定港湾土木工事の入札談合事件	高知県内の支店を廃止したため。
26	24	88	協業組合竹内・新輝	2, 088	高知県が発注する特定土木一式工事の入札談合事件	基本合意に基く話合いが決裂したことなど から、受注予定者が受注できるようにする ことが困難と認識したことにより違反行為 を取りやめたもの。
27	24	95	南国建興株式会社	583	高知県が発注する特定土木一式工事の入札談合事件	違反対象物件の入札参加資格条件を満たさ なくなったため違反行為を行わなくなった
28	24	96	藤本建設株式会社	475	高知県が発注する特定土木一式工事の入札談合事件	- なくなったため達及11 為を11 わなくなった もの。
29	24	97	杉本・宮田建設株式会社 (サンコウ建設工業株式会社・杉本 サンコウ建設株式会社)	465	高知県が発注する特定土木一式工事の入札談合事件	基本合意に基く話合いが決裂したことなど から、受注予定者が受注できるようにする ことが困難と認識したことにより違反行為 を取りやめたもの。
30	25	22	昭和産業株式会社	32, 970	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
31	25	23	サンエイ糖化株式会社	21, 892	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件]
32	25	24	加藤化学株式会社	16, 552	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
33	25	25	日本澱粉工業株式会社	8, 705	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	
34	25	26	三和澱粉工業株式会社	4, 458	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	「他の同種案件の立入検査があったため,違 「反行為を取りやめたもの。
35	25	27	敷島スターチ株式会社	1, 090	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件]
36	25	28	王子コーンスターチ株式会社	1, 005	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件]
37	25	29	群栄化学工業株式会社	637	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件]
38	25	30	日本食品化工株式会社	22, 062	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格カルテル事件	

早期離脱に対する軽減算定率の適用事例(平成21~27年度措置事案)

	納者	番号	事業者名	課徴金額		
番号	年	番号	(違反行為者名)	(万円)	事件名	備考
39	25	32	王子コーンスターチ株式会社	6, 895	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
40	25	33	株式会社Jーオイルミルズ	5, 434	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
41	25	34	加藤化学株式会社	4, 116	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
42	25	35	敷島スターチ株式会社	3, 327	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	□他の同種案件の立入検査があったため,違 □反行為を取りやめたもの。
43	25	36	日本食品化工株式会社	2, 610	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
44	25	37	三和澱粉工業株式会社	1, 813	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
45	25	38	日本澱粉工業株式会社	1, 347	段ボール用でん粉需要者渡し価格カルテル事件	
47	26	222	レンゴー株式会社	107, 044	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格カルテル事件	
48	26	223	株式会社トーモク	60, 401	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格カルテル事件	[■] 他の同種案件の立入検査があったため,違 ■反行為を取りやめたもの。
49	26	224	日本トーカンパッケージ株式会社	30, 359	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格カルテル事件	
50	27	12	株式会社クボタ	10, 608	特定農業施設工事の入札談合事件	違反対象事業を子会社に譲渡したため。
51	27	18	東洋熱工業株式会社	17, 772	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	
52	27	19	株式会社三晃空調	12, 816	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	─ ── ──違反行為の対象とされた工事の全ての入札
53	27	20	株式会社大氣社	12, 060	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	が終了したため、違反行為が事実上消滅し
54	27	21	三建設備工業株式会社	7, 188	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	たもの。
55	27	22	株式会社朝日工業社	1, 467	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	
56	28	19	ニチコン株式会社	336, 223	アルミ電解コンデンサ販売価格カルテル事件	子会社等が東日本大震災に被災した日本ケ
57	28	20	日本ケミコン株式会社	143, 524	アルミ電解コンデンサ販売価格カルテル事件	「ミコンが、受注確保のために販売価格を引 」き下げたため、違反行為が事実上消滅した
58	28	21	ルビコン株式会社	106, 774	アルミ電解コンデンサ販売価格カルテル事件	もの。
59	28	22	松尾電機株式会社	42, 765	タンタル電解コンデンサ販売価格カルテル事件	NECトーキンのタイ工場が洪水に被災し
60	28	23	ニチコン株式会社	27, 795	タンタル電解コンデンサ販売価格カルテル事件	□て生産ができなくなり,関係人間での情報 □交換が行われなくなったため,違反行為が
61	28	24	NECトーキン株式会社	12, 715	タンタル電解コンデンサ販売価格カルテル事件	事実上消滅したもの。

⁽注)公表情報を基に作成。

我が国における企業グループ単位での繰り返しの違反事例

- ※ 平成21年度以降に措置が採られた事案のうち、公表情報から確認できたものに限る。
- ※ 議決権の所有割合は直近事業年度の有価証券報告書記載の数値。
- ※ 網掛けはグループ単位でカウントすれば繰返しとなる事案。

年度 納付命令日 事業者名 課徴金額 事件概要	
-------------------------	--

①新日本製鐵㈱と日鉄住金鋼板㈱(新日本製鐵㈱(現・新日鐵住金㈱)の議決権の所有割合は100%)

⊕ 471 ⊢	1 2524(11)		2C 230(M)	(5) 初日致足型(117) ** 112(5)(112(5)(7) 111(11)(11)(11)(11)(11)(11)(11)(11)(11)
19	H19. 12. 3	新日本製鐵株式会社	15, 687	東京瓦斯株式会社が発注する特定高圧ガス導管工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
21	H21. 8. 27	日鉄住金鋼板株式会社	376, 320	共同して、GL鋼板の店売り取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた。
21	H21. 8. 27	日鉄住金鋼板株式会社	123, 955	共同して,軽量天井下地材製造業者向けGI鋼板のひも付き取引での販売価格について,引き上げる旨及び現行価格より一定額 を超えて引き下げない旨を合意していた。
21	H21. 8. 27	日鉄住金鋼板株式会社	133, 801	共同して、建材製品製造業者向け特定カラー鋼板のひも付き取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた。

②古河電気工業㈱と古河エレコム㈱(古河電気工業の議決権の所有割合は100%)

20	H21. 3. 30	古河電気工業株式会社	9,313 共同して、架橋高発泡ポリエチレンシートの需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。	
22	H22. 11. 18	古河エレコム株式会社	6,505 特定建設・電販向け電線の販売価格を決定していく旨を合意していた。	
23	H23. 7. 22	古河エレコム株式会社	5,319 特定VVFケーブルの販売価格を決定していく旨を合意していた。	

③住友電気工業㈱と住友電設㈱(住友電気工業の議決権の所有割合は50.3%(うち0.1%は間接所有))

					2001E-07/7/11/11/11/10/00: 070 (
	23	H24. 1. 19	住友電気工業㈱	1	日産自動車等発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が 受注できるようにしていた。
	25	H25. 12. 20	住友電設㈱	3, 861	東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
	25	H26. 1. 31	住友電設㈱	11, 116	関西電力発注の特定地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

④日本郵船㈱と郵船航空サービス㈱ (現・郵船ロジスティクス(株)。日本郵船㈱の議決権の所有割合は59.73%(うち0.06%が間接所有))

20	H21. 3. 18	郵船航空サービス(株)	172, 828	共同して、国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、 一定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	日本郵船㈱		北米航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維 持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	日本郵船(株)		欧州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	日本郵船㈱	354, 919	中近東航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は 維持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	日本郵船(株)	165, 296	大洋州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は 維持する旨を合意していた。

⑤(株)商船三井と商船三井ロジスティクス(株) (株)商船三井の議決権の所有割合は75.06%)

	Statement - France At A state of			
20	H21. 3. 18	商船三井ロジスティクス㈱	16, 534	共同して,国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について,荷主向け燃油サーチャージ,一定額以上のAMSチャージ,一 定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	㈱商船三井	-	北米航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維 持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	㈱商船三井	-	欧州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維 持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	㈱商船三井	-	中近東航路における特定自動車運送業務について,安値により他社の取引を相互に奪わず,荷主ごとに,運賃を引き上げ又は 維持する旨を合意していた。
25	H26. 3. 18	㈱商船三井	-	大洋州航路における特定自動車運送業務について,安値により他社の取引を相互に奪わず,荷主ごとに,運賃を引き上げ又は 維持する旨を合意していた。

⑥川崎汽船㈱とケイラインロジスティックス㈱(川崎汽船の議決権の所有割合は91.9%)

2	20	H21. 3. 18	ケイラインロジスティックス㈱	32, 078	共同して,国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について,荷主向け燃油サーチャージ,一定額以上のAMSチャージ,一 定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
2	25	H26. 3. 18	川崎汽船㈱		北米航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維 持する旨を合意していた。
2	25	H26. 3. 18	川崎汽船㈱	156, 143	欧州航路における特定自動車運送業務について,安値により他社の取引を相互に奪わず,荷主ごとに,運賃を引き上げ又は維 持する旨を合意していた。
2	25	H26. 3. 18	川崎汽船㈱		中近東航路における特定自動車運送業務について,安値により他社の取引を相互に奪わず,荷主ごとに,運賃を引き上げ又は 維持する旨を合意していた。
2	25	H26. 3. 18	川崎汽船㈱	106, 296	大洋州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は 維持する旨を合意していた。

⑦日本通運㈱と日通商事㈱(日本通運㈱の議決権の所有割合は100%)

20	H21. 3. 18	日本通運㈱	249, 503	共同して、国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、一 定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
26	H26. 6. 19	日通商事(株)	949	特定段ボールシートの販売価格を引き上げる旨を合意していた。
26	H26. 6. 19	日通商事(株)	6, 884	特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意していた。

⑧三菱電機㈱と三菱電機冷熱プラント㈱(三菱電機㈱の議決権の所有割合は100%(うち37.5%が間接所有))

<u> </u>	/二支 毛 版 (
24	H24. 11. 22	三菱電機㈱	58, 139	本田技研工業発注の特定自動車用オルタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
24	H24. 11. 22	三菱電機㈱	38, 879	スズキ発注の特定自動車用オルタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
24	H24. 11. 22	三菱電機㈱	514	本田技研工業発注の特定自動車用スタータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
24	H24. 11. 22	三菱電機㈱	43, 499	スズキ発注の特定自動車用スタータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
26	H27. 1. 20	三菱電機冷熱プラント㈱	I	農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

⑨㈱クボタとクボタアグリサービス㈱(㈱クボタの議決権の所有割合は100%)

21	H21. 6. 30	(株)クボタ	707, 208	共同して、ダクタイル鋳鉄管直管の年度配分シェアを決定し、受注数量の調整を行うことを合意していた。
26	H27. 3. 26	クボタアグリサービス(株)	3, 650	特定農業施設工事について,受注予定者を決定し,受注予定者が受注できるようにしていた。

主導的役割に対する割増算定率の適用事例(平成27年度までの全事例)

番号	納者	番号	事業者名	課徴金額	事件名	主導的役割の内容	
田石	年	番号	(違反行為者名)	(万円)	₩ ₩70	工等的反剖の内存	
1	24	19	ミタニ建設工業株式会社	16, 047		ミタニ建設工業,入交建設及び轟組は,実行期間を通じ,土佐国道事務所発 注の特定一般土木工事について,当該工事の受注を希望する他の事業者からな	
2	24	21	入交建設株式会社	6, 237	国土交通省が四国地方整備局土佐国道事務所において発注す る特定一般土木工事の入札談合事件	される受注の希望を受けて、当該受注の希望状況、各工事の施工場所、過去に 受注した工事との継続性、過去の受注実績等を勘案して、当該事業者に対し、	
3	24	22	株式会社轟組	5, 473		受注予定者となる者を指定していた。	
4	24	44	ミタニ建設工業株式会社	4, 750		ミタニ建設工業,入交建設及び轟組は,実行期間を通じ,高知河川国道事務 所発注の特定一般土木工事について,当該工事の受注を希望する他の事業者か	
5	24	45	入交建設株式会社	3, 865	国土交通省が四国地方整備局高知河川国道事務所において発 注する特定一般土木工事の入札談合事件	所宪注の特定一般エイエ争について、自該工争の受注を布呈する他の争業者が らなされる受注の希望を受けて、当該受注の希望状況、各工事の施工場所、過 去に受注した工事との継続性、過去の受注実績等を勘案して、当該事業者に対	
6	24	48	株式会社轟組	3, 010		し、受注予定者となる者を指定していた。	
7	25	39	株式会社TLC	11, 130	東京電力本店等発注の特定架空送電工事の入札談合事件	TLCは、東京電力が架空送電工事の発注方法を変更したことを契機として、継続的に、東京電力本店等発注の特定架空送電工事のうち、予報の方法により発注されるものの大部分について、受注予定者からなされる当該事業者が東京電力に提示する価格低減率の連絡を受けて、これを基に、受注予定者以外の各事業者が東京電力に提示すべき価格低減率を調整した上で、それぞれ指定することなどにより、受注予定者が確実に受注できるようにしていた。	
8	25	71	株式会社関電工	10, 679	東京電力発注の特定地中送電ケーブルエ事の入札談合事件	関電工は、東京電力が地中送電ケーブル工事の発注方法を変更したことを契機として、他の4社に当該変更への対応を検討する会合の開催を呼び掛け、呼び掛けに応じて当該会合に参加した当該4社に対し、東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事について、自社を含む5社で受注調整を開始することを提案し、受注調整の方法について話し合うことを働きかけるなどにより、違反行為をさせた。	
9	26	1	株式会社かんでんエンジニアリング	32, 392		K社が今後は受注調整を行わない旨を表明したことにより、違反行為を維持することが困難となるおそれが生じたことを受けて、かんでんエンジニアリング、栗原工業、きんでん及び住友電設は、住友電設の会議室において、K社に対し、当該違反行為をやめないことを依頼し、以後、関西電力発注の特定架空送電工事について受注予定者が受注できるように協力させた。	
10	26	2	栗原工業株式会社	27, 342	関西電力発注の特定架空送電工事の入札談合事件		
11	26	3	株式会社きんでん	24, 008			
12	26	4	住友電設株式会社	19, 390			
13	27	16	ダイダン株式会社	34, 288	北陸新幹線消融雪設備工事の入札談合事件	ダイダン、高砂熱学工業及び新日本空調は、北陸新幹線消融雪設備工事について受注調整を行うことを計画し、他の8社に受注調整を行うための会合への参加を呼び掛け、呼び掛けに応じて当該会合に参加した当該8社に対し、受注	
14	27	17	高砂熱学工業株式会社	17, 908	心性利秆豚内成当苡州土芋ツ八化飲口芋仟	参加を呼び掛け、呼び掛けに応じて当該会占に参加した当該を社に対し、受注 調整を開始することを提案し、あらかじめ作成した受注予定者となる順番の案 を示すなどにより、違反行為をさせた。	
15	28	2	多木化学株式会社	1, 782	*	多木化学及び大明化学工業は、東北地区における特定ポリ塩化アルミニウム	
16	28	3	大明化学工業株式会社	1, 523	東北地区における特定ポリ塩化アルミニウムの入札談合事件	について、年度ごとに一定数量等の供給を希望する者の取引の相手方となる地 方公共団体を指定していた。	

独占禁止法違反刑事事件において実際に考慮された量刑理由

【1. 犯罪事実に関する情状】

	情状	情状認定の評価根拠
加重事情	社会的影響が高いこと(違反行為が大規模 であること,社会に与えた損害が甚大であ ること)	・地域的広がり/発注金額が大きい ・違反行為者のシェアが高い ・違反行為によって生じた損害が大きい ・損害額が国民の税金・公的資金に由来 ・公共性の高い事業/国民生活の基盤を支える重大事業/業 界関係者が強い関心を示す事業
	違反行為のシステムが強固なこと(組織性・計画性が高いこと, 手口が巧妙であること)	・有力事業者/大企業の参加 ・情報伝達,協力体勢の充実 ・アウトサイダー対策/構成員に対する厳格な統制 ・違反行為の発覚に備えた偽装・隠蔽工作
	違反行為の常習性が高いこと	・違反行為が長期間にわたり継続 ・業界の根深い談合体質
	社会に対する背信	・天下りと結びついた典型的な官製談合 ・違反行為を行わない旨の宣言をしたにも関わらず違反行 為を継続 ・大企業の社会的責任
	動機・経緯等	・(自然人について)違反行為から特に私的利益を得ていたこと
減軽事情	動機・経緯等	・(自然人について)私的利益のために違反行為を行った ものではないこと/前任者の業務を引き継がざるを得な かったこと

独禁法違反刑事事件において実際に考慮された量刑理由

【2. 被告人に関する情状】

	情状	情状認定の評価根拠
加重事情	違反行為において果たした役割が重大	・違反行為の主導、中心的役割(決定への関与、伝達役)
	違反行為から得た利得が大きい	・シェアが大きい/指名率が高い ・受注業務を下請に丸投げし業務を行わず、利ざやだけ稼ぐ
	事業者の規範意識の鈍磨/事業者の談合体質	・経営者等の了承の下に違反行為が行われていたこと ・担当者等が他の違反事件にも関与していたこと
	繰り返し違反	・他の違反事件における排除措置命令等
	違反行為後の態度に反省等がみられないこと	・反省に疑問を生じさせるような供述
減軽事情	違反行為後の態度に反省等がみられること	・調査後の速やかな違反行為の停止 ・その他の違反行為に関するリニエンシー報告 ・事実関係を供述する等の調査協力 ・再発防止措置/コンプライアンス整備 ・関係者の処分/役員の辞任・報酬返上 ・反省の宣誓等
	他の社会的制裁等	・課徴金納付命令・指名停止処分・違約金の支払/損害賠償請求・事業者の解散/資産の処分・(自然人について)解雇,降格/実名報道/転居
	違反行為から得た利得が小さい	・入札等に参加していないこと
	経歴がよい	・前科前歴がないこと・危険な業務等によって今まで社会的貢献をしてきたこと

【3. その他の事情】

	事情	事情認定の評価根拠
加重事情	独禁法の遵守を求める社会情勢	・近時の社会的要請(カルテル・談合等に対する社会的批判が強いこと)・独占禁止法の罰金刑の大幅な引上げ
減軽事情	_	_

(注) 平成18年1月以降に起訴された事件(大阪地判平成19年5月17日(汚泥・し尿処理施設談合事件),名古屋地判平成19年10月23日(橋梁談合事件),東京地判平成19年11月28日(緑資源機構談合事件),東京地判平成25年2月25日(ベアリングカルテル事件),東京地判平成26年11月13日(北陸新幹線談合事件))による。